

# 事業および組織の現状

---

2018年度 (2018.4.1～2019.3.31)



全国生活協同組合連合会



# 目次

<b>I. 組合の概況および組織に関する事項</b>	
1. 全国生協連の組織概要	1 頁
(1) 組織の名称	
(2) 設立	
(3) 所在地	
(4) 準拠法	
(5) 出資金	
(6) 会員数	
(7) 役員	
(8) 職員の在籍状況	
(9) 組織図	
(10) 事業内容	
(11) 総会の開催状況	
2. 社会貢献活動への取組状況	3 頁
3. 沿革	6 頁
(1) 全国生協連のあゆみ	
(2) 共済事業の都道府県別開始年月	
<b>II. 組合の主要な業務の内容</b>	
1. 主要な事業の内容	8 頁
2. 運営方針	8 頁
3. 共済事業（共済の種類）	10 頁
<b>III. 組合の主要な業務に関する事項</b>	
1. 事業の概況	21 頁
(1) 主要な事業活動の内容（総括）	
(2) 共済事業の概況	
(3) 財産および損益の状況	
(4) 共済事業の種類別の実績	
(5) 共済事業の開発状況	
2. 事業の状況を示す指標	37 頁
(1) 主要な業務の状況を示す指標（直近5事業年度）	
(2) 全国生協連および子法人の 主要な業務の状況を示す指標（直近5連結事業年度）	
(3) 主要な業務の状況および共済契約に関する指標	
(4) 経理に関する指標	
(5) 資産運用に関する指標	
(6) その他の指標	
<b>IV. 組合の業務の運営に関する事項</b>	
1. 内部統制システムについて	55 頁
(1) 内部統制システム	
(2) PDCAサイクル	
2. リスク管理について	59 頁
(1) リスク管理の基本的な考え方	
(2) 地震等巨大災害リスクへの対応について	
(3) 再保険について	
(4) 資産運用リスクへの対応について	
(5) オペレーショナル・リスクへの対応について	
(6) ソーシャルメディア利用に伴うリスクへの対応について	

3. コンプライアンス態勢について .....	64頁
(1) コンプライアンスに関する基本認識	
(2) コンプライアンスに関する基本方針	
(3) 反社会的勢力に対する対応	
(4) コンプライアンス計画	
(5) 組織体制	
(6) コンプライアンス教育・研修	
4. 個人情報および特定個人情報等の取り扱いについて .....	68頁
(1) 個人情報の取り扱い	
(2) 特定個人情報等の取り扱い	
5. 普及推進について .....	73頁
(1) 普及推進に関する基本方針	
(2) 共済募集管理に関する基本方針	
6. 「ご加入者の声」を大切にされた業務改善への取り組み .....	75頁
7. 情報発信とご加入者サービス .....	77頁
(1) 情報開示について	
(2) 情報誌について	
(3) ホームページについて	
(4) 「ご加入者用マイページ」について	
(5) インターネット新規申込について	
(6) 示談交渉付個人賠償責任保険の提供について	
(7) 電話健康相談室について	
8. 大規模自然災害への対応について .....	79頁
(1) 東日本大震災他、一連の地震・津波災害への対応について	
(2) 平成28年熊本地震への対応について	
(3) 2018年6月から10月に発生した一連の自然災害への対応について	
(4) 大規模自然災害を見据えた今後の主な課題について	
<b>V. 子法人の状況に関する事項</b>	
1. 主要な事業の内容および組織の構成 .....	81頁
(1) 主要な事業の内容	
(2) 組織の構成	
2. 子法人の概況 .....	81頁
(1) 子法人の概要	
(2) 子法人の決算概況	
<b>VI. 財産の状況に関する事項</b>	
1. 貸借対照表 .....	82頁
2. 損益計算書 .....	84頁
3. 剰余金処分計算書 .....	86頁
4. 決算関係書類の注記 .....	86頁
5. 連結貸借対照表 .....	99頁
6. 連結損益計算書 .....	100頁
7. 連結純資産変動計算書 .....	101頁
8. 重要事象等について（子法人を含む） .....	102頁
9. 監査報告 .....	103頁
(1) 独立監査人の監査報告書	
(2) 監査報告書	
10. リスク管理債権（貸付金）の状況 .....	107頁
11. 債務者区分による債権の状況 .....	107頁
12. 運用資産の時価情報 .....	109頁

## I. 組合の概況および組織に関する事項

全国生活協同組合連合会（略称：全国生協連）は、消費生活協同組合法（生協法）に準拠し、厚生大臣（現厚生労働大臣）の認可を受けて設立された生活協同組合法人です。

入院や死亡など幅広いリスクに備える「生命共済」をはじめ、「新型火災共済」などの共済事業を展開しています。

共済事業の推進にあたり全国生協連は会員生協の活動を支援し、その組合員の生活の安定と向上を図ることを目的として事業を行っています。

なお、以前、全国生協連が実施していた供給（紳士服）事業につきましては、消費生活協同組合法の改正に伴い、2013年4月より全国生協連が100%出資する子会社において事業を継承しています。

### 1. 全国生協連の組織概要

- (1) 組織の名称 全国生活協同組合連合会（略称：全国生協連）
- (2) 設 立 1971年12月18日
- (3) 所 在 地 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号
- (4) 準 拠 法 消費生活協同組合法（生協法）に基づく法人（厚生労働大臣認可）
- (5) 出 資 金 2,182億467万円（出資口数：21,820,467口）  
※2019年3月末現在
- (6) 会 員 数 46生協（内、共済代理店数：43生協）  
※2019年7月末現在（巻末の「会員生協一覧」を参照）
- (7) 役 員 4頁参照
- (8) 職員の在籍状況

	2017年度 期末在籍数	2018年度			
		期末在籍数	採用数	平均年齢	平均勤続年数
常勤職員	163	169	10	43.4	17.6
男性	113	116	5	46.8	19.8
女性	50	53	5	36.1	13.0
常勤嘱託職員	14	14	3	—	—

- (9) 組 織 図 5頁参照
- (10) 事 業 内 容
  - ・生命共済、新型火災共済などの共済事業
  - ・その他（会員への指導・連絡・調整・教育等）

(11) 総会の開催状況

①第87回通常総会（2018年6月26日開催）

以下の議案について、報告通り了承および原案通り可決承認されました。

《報告事項》

2017年度監査報告および決算報告の件

《決議事項》

第1号議案 2017年度事業報告に関する件

第2号議案 剰余金処分案に関する件

第3号議案 2018年度事業計画および収支予算案に関する件

第4号議案 定款の一部変更に関する件

第5号議案 火災風水害等共済事業規約の一部変更に関する件

第6号議案 他の団体への加入等に係る理事会議決事項の範囲に関する件

第7号議案 会計監査人の選任に関する件

第8号議案 役員（理事25名・監事5名）の選任に関する件

第9号議案 役員報酬総額最高限度に関する件

②第88回臨時総会（2019年1月22日開催）

以下の議案について、原案通り可決承認されました。

《決議事項》

第1号議案 定款の一部変更に関する件

第2号議案 熟年生命共済事業規約の一部変更に関する件

## 2. 社会貢献活動への取組状況

2018年度の寄付を次のとおり実施しました。

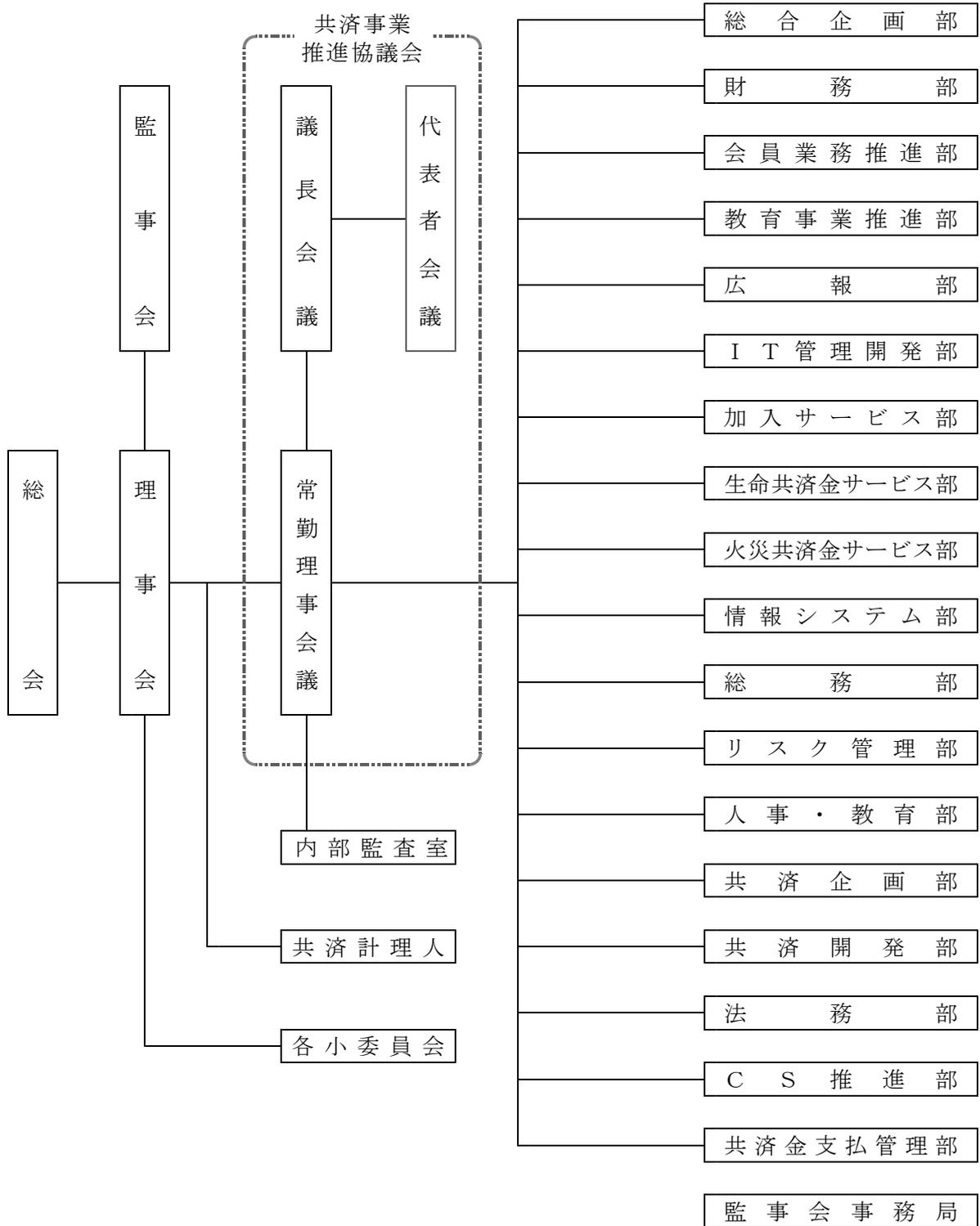
公益財団法人	日本障がい者スポーツ協会	1,700万円
学校法人	日本社会事業大学	500万円
社会福祉法人	浴風会	500万円
NPO法人	日本セルフセンター	450万円
一般財団法人	全日本ろうあ連盟	350万円
社会福祉法人	日本身体障害者団体連合会	350万円
NPO法人	日本障害者フライングディスク連盟	300万円
NPO法人	全国聴覚障害者情報提供施設協議会	200万円
社会福祉法人	中央共同募金会	200万円
公益社団法人	日本介護福祉士養成施設協会	200万円
社会福祉法人	日本介助犬協会	200万円
一般社団法人	シルバーサービス振興会	150万円
社会福祉法人	視覚障害者支援総合センター	100万円
公益財団法人	スペシャルオリンピックス日本	100万円
一般財団法人	長寿社会開発センター	100万円
一般社団法人	日本介護支援専門員協会	100万円
NPO法人	日本せきずい基金	100万円
一般社団法人	日本福祉用具供給協会	100万円
社会福祉法人	日本盲人職能開発センター	100万円
一般社団法人	福祉自治体ユニット	100万円
公益社団法人	全国脊髄損傷者連合会	50万円
一般社団法人	全国福祉用具専門相談員協会	50万円
合計	22団体	6,000万円

《 役 員 》

役 職 名	氏 名	所属団体（役職名）
理 事 長 （非常勤）	酒井 英幸	員外
代表理事専務理事 （常 勤）	吉井 康二	員外
代表理事常務理事 （常 勤）	千田 透	員外
	服部 吉次	員外
特定職務担当理事 （常 勤）	吉江 一雄	員外
	田中 隆幸	員外
	恩田 叔明	員外
	細井 俊弘	員外
理 事 （非常勤）	本田 陽二	宮城県民共済生協 代表理事理事長
	横塚 安吉	茨城県民生協 代表理事理事長
	田代 信二	栃木県民共済生協 代表理事理事長
	宮川 清光	群馬県民共済生協 代表理事理事長
	池藤 秀彦	埼玉県民共済生協 代表理事専務理事
	浅野 好一	千葉県民共済生協 理事
	松本 庄一	東京都民共済生協 代表理事理事長
	西村 信二	新潟県民共済生協 代表理事理事長
	沖 努	静岡県民共済生協 代表理事理事長
	安武 克彦	県民共済愛知県生協 代表理事専務理事
	林 直美	岐阜県民共済生協 代表理事理事長
	多羅沢朋宏	長野県民共済生協 常務理事
	浦名榮次郎	大阪府民共済生協 代表理事理事長
	石崎 隆	広島県民共済生協 代表理事常務理事
	三浦 靖彦	山口県民共済生協 代表理事理事長
	石丸 一宏	福岡県民共済生協 代表理事理事長
	鮫島 孝治	鹿児島県民共済生協 代表理事専務理事
常 勤 監 事 （常 勤）	清水 信広	員外
監 事 （非常勤）	齋藤 昌大	北海道民共済生協 代表理事専務理事
	佐藤 恵三	福島県民共済生協 代表理事専務理事
	水野 裕久	滋賀県民共済生協 代表理事常務理事
	渡辺 一孝	宮崎県民共済生協 代表理事専務理事

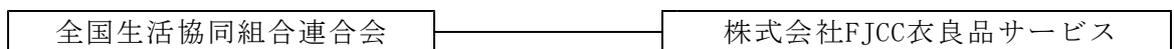
※所属団体の役職名は、2019年7月31日現在

①全国生協連の組織図



(2019年7月31日現在)

②全国生協連の子会社 (概要図)



(2019年7月31日現在)

※子会社の状況は「V. 子法人の状況に関する事項 (81頁)」をご参照ください。

### 3. 沿革

#### (1) 全国生協連のあゆみ

1971年12月	首都圏生活協同組合連合会として設立
1972年3月	「生活必需物資の卸売事業」開始
1981年5月	名称を「全国生活協同組合連合会」に変更（全国展開）
1982年10月	「生命共済事業」開始
1985年12月	「新型火災共済（風水害保障付）事業」開始
1987年4月	「注文紳士服事業」開始
1989年10月	「こども共済事業」開始
1993年10月	「傷害共済事業」開始
1996年12月	新型火災共済加入数100万件に
1997年5月	生命共済「入院2型」取扱開始
1997年9月	生命共済加入数500万人に
1998年4月	「熟年共済事業」開始
1999年4月	生命共済「生命4型」「入院4型」「生命2型＋入院2型」新規取扱開始
2000年4月	・生命共済「入院1型」開始（60歳以降の継続コース） ・生命共済「がん特約」「三大疾病特約」「介護・医療特約」新設 ・熟年共済「がん特約」「三大疾病特約」新設
2000年10月	共済加入数1,000万件に
2000年11月	「こども共済」保障年齢を15歳から18歳に引き上げ
2001年10月	「こども共済」加入年齢を満14歳から満17歳に引き上げ
2001年11月	生命共済「生命共済6型」開始（加入1年後の増額コース）
2002年7月	生命共済「医療特約」開始
2003年1月	新型火災共済加入数200万件に
2003年10月	・「こども共済」「生命共済」「熟年共済」を「生命共済」に一本化（85歳まで自動継続） ・「熟年型」保障年齢を80歳から85歳に引き上げおよび「医療特約」開始
2005年4月	新型火災共済「借家人賠償責任特約」新設
2005年10月	共済加入数1,500万件に
2006年2月	生命共済「熟年型」加入数100万人に
2006年9月	共済加入数1,600万件に
2006年10月	生命共済「生命型」「入院型」を統合し「総合保障型」に移行
2007年11月	共済加入数1,700万件に
2008年11月	生命共済「総合保障型」加入数1,000万人に
2009年6月	共済加入数1,800万件に
2010年6月	生命共済加入数1,500万人に
2010年10月	生命共済「熟年型」加入数200万人に
2011年4月	共済加入数1,900万件に
2012年4月	生命共済「総合保障型」加入年齢を満59歳から満64歳に引き上げ （60歳～65歳の「熟年2型」「熟年4型」の保障を「総合保障型」に統合）
2012年10月	生命共済「入院保障型」「熟年入院型」取扱開始
2012年11月	新型火災共済加入数300万件に

2013年 4月	・生命共済（総合保障型・入院保障型／熟年型・熟年入院型）「新がん特約」「新三大疾病特約」新設 ・「注文紳士服事業」全国生協連100%出資子会社「株式会社FJCC衣良品サービス」に継承
2013年 6月	共済加入数2,000万件に
2014年 2月	生命共済「熟年型・熟年入院型」加入数300万人に
2015年 4月	生命共済「総合保障型」「生命共済6型」の保障内容を全国統一
2016年 4月	生命共済（総合保障型・入院保障型／熟年型・熟年入院型）「がん特約」「三大疾病特約」の取り扱いを停止し、「新がん特約」「新三大疾病特約」に移行
2016年10月	共済加入数2,100万件に
2017年 2月	生命共済「熟年型・熟年入院型」加入数400万人に
2018年10月	新型火災共済「地震特約」新設

## （2）共済事業の都道府県別開始年月

1973年 8月	埼玉県
1982年10月	千葉県・茨城県
1983年 2月	神奈川県
4月	新潟県・静岡県・宮城県
6月	滋賀県・大阪府・京都府・愛知県・長野県・東京都
7月	栃木県・島根県
8月	岐阜県
9月	宮崎県
1984年 2月	岩手県
4月	秋田県
6月	広島県
11月	福島県・兵庫県
1986年 6月	福岡県
1987年 4月	北海道・群馬県
1989年 3月	山口県
1998年 4月	奈良県・岡山県・三重県
1999年 4月	青森県・熊本県・鹿児島県
2000年 4月	山形県
7月	大分県
10月	富山県
2001年 4月	石川県・長崎県
2007年 5月	香川県
11月	和歌山県
2019年 1月	山梨県
4月	愛媛県
7月	佐賀県

※現在42都道府県で共済事業を実施しています（2019年7月末現在）。

## II. 組合の主要な業務の内容

### 1. 主要な事業の内容

全国生協連は、協同互助の精神に基づき、会員の健全な発展および会員の構成員たる組合員の生活の文化的・経済的な改善向上を図ることを目的とし、これを達成するために主に次の事業を行っています。

- ・会員の指導、連絡および調整に関する事業
- ・会員の構成員たる組合員の生活の共済を図る事業
- ・生活の共済を図る事業を委託する会員に対して、当該委託事業の管理および監督を行う事業
- ・会員の事業に必要な調査、研究、情報、資料の提供または斡旋を行う事業
- ・会員の役職員もしくは会員の構成員たる組合員およびこの会の役職員に対する組合事業および運営についての教育を行う事業
- ・会員およびその構成員たる組合員の生活の改善および文化の向上を図るための指導を行う事業
- ・国際協同組合組織および国内各種協同組合との連絡を行う事業

### 2. 運営方針

全国生協連は、「非営利主義・最大奉仕・人道主義」を事業哲学に掲げて事業を展開しています。この事業哲学を具体的な形で実現するために、事業哲学が志向するところを事業文化に置き換えて運営を行っています。

共済事業の推進にあたっては、創業以来、共済事業の本質である「保障一筋」に徹しています。そして、共済事業の理想である「小さな負担で大きな保障」の実現を追求し続けるとともに、共済事業の使命である「ご加入者の万一の時の不安を取り除き、生活に安心感をお届けする」ことを念頭に置いています。これを具体的な形で実現するための一例として「一律掛金・一律保障」を特長とした分かり易さを堅持するとともに、徹底した効率経営により事業経費の削減を図り、その成果を割戻金として還元することで、ご加入者の掛金負担の軽減に努めています。また、制度の情報を地域にお届けし、ご納得いただいた方に自発的なご加入をお願いするという低コストの仕組みなどにより事業費を抑えているほか、ご加入者のニーズに合ったより良い制度を目指し、掛金据え置きで保障の改善を重ねています。更に資産運用にあたっては、安全・堅実を第一義としており、お預かりしている掛金はその大部分を預金で保有し、不良債権とも無縁の健全経営を続けています。

全国生協連を取り巻く事業環境は一段と厳しさを増していますが、ご加入者の立場に立った親身な対応を心掛け、一刻も早い共済金の支払いに努めるなど、ご加入者本位のサービスに徹し、還元率（共済金と割戻金の合計がお預かりした掛金に占める割合）のより一層の向上に取り組んでいます。

今後も原点を忘れず会員生協との強固な連携により、今まで以上にご加入者からの支持をいただけるよう「生活者」の視点に重点を置き、ご加入者の暮らしに寄り添った「ご加入者本位」の事業姿勢を堅持・追求しながらこの共済事業を推進して参ります。

## 事業文化とは

ご加入者に向けて「非営利主義」を具体的に実践するものであったり、「最大奉仕」を具体的な形に置き換えて提供するものであったり、「人道主義」に基づいて業務対応を行っているものなどを指しています。

具体的には「一律掛金・一律保障」「自発的な意思による加入（低コストの加入チャンネル）」「剰余金の割り戻し」など事業哲学の実現に向けて編み出した慣習にとらわれない独創的な制度や取り組み、仕組みなどを言います。

# 都道府県民共済グループ 7つの実践

## 創業以来46年、守り続けています

### 1 事業姿勢

#### ご加入者を第一に考えた事業に徹しています

ご加入者一人ひとりの暮らしの安心を支えることが共済の使命です。創業以来、助けあいの精神に基づいた保障一筋の姿勢を貫いています。

### 2 小さな掛金 大きな保障

#### 「小さな掛金で、大きな安心をお届けすること」が原点です

「保障は将来の万一のときのためにできるだけ大きく、掛金負担はご加入者の今の暮らしのためにできるだけ小さく」というのがモットーです。

### 3 低コストの 仕組み

#### 制度に納得したうえで、自発的な加入をお願いしています

制度の情報を地域にお届けし、ご納得いただいた方に自発的な加入をお願いするという低コストの仕組みなどにより事業費を抑えています。

### 4 スピード 給付

#### 直ちに役立つために、迅速なお支払いに努めています

一刻も早く共済金をお支払いし、お役立ていただくことが務めです。郵便局へ請求書類を取りに行くなどして、日々素早いお支払いを実践しています。

### 5 割戻金

#### 経費の節減に徹し、ご加入者の掛金負担の軽減に努めています

決算後、剰余金は割戻金としてご加入者にお戻しすることで、負担軽減に努めています。またコスト節減により剰余金を増やす努力も重ねています。

### 6 健全経営

#### 不良債権とも無縁で、安全・堅実な資産運用を行っています

お預かりした掛金は大部分を預金で保有しています。不良債権とも無縁の健全経営を続け、事業決算や財務内容の監査結果は毎年きちんと公表しています。

### 7 保障の改善 と開発

#### ご加入者のニーズに合った、より良い制度をめざしています

都道府県民共済は掛金据え置きで保障の改善を重ねてきました。加入後の保障が改善とともに手厚くなっていく点も都道府県民共済ならではの特長です。

### 3. 共済事業（共済の種類）

全国生協連では、「誰しも予測できない暮らしの不安に備え、真に保障を必要としているすべての人々に、営利を目的としない助けあいの輪をひろめ、暮らしに安心をお届けする」ため、病気やケガなどを保障する「生命共済」や、住宅や家財を保障する「新型火災共済」などを実施しています。共済事業のラインナップ（※）は以下のとおりです。

※制度の概要（保障内容は2019年7月31日現在）を記載しています。詳細は全国生協連のホームページ（<https://www.kyosai-cc.or.jp/>）をご覧ください。

※共済事業（共済の種類）には、事故による入・通院や死亡などを保障（保障期間：60歳～80歳まで）する「傷害共済（月掛金1,000円）」もありますが、現在、新規加入のお取り扱いはしていません。

## 生命共済（基本コース） 手軽な掛金で0歳～85歳まで保障が継続

### 生命共済 こども型

申込：0歳～満17歳の健康なお子様 保障期間：0歳～18歳まで

#### こども型

ケガの通院や日帰り入院、手術、第三者への損害賠償などお子様のリスクに幅広く対応する制度です。

加入コース 月掛金		こども1型 1,000円	こども2型 2,000円
保障期間		0歳 → 18歳	0歳 → 18歳
入院	事故	1日当たり 5,000円	1日当たり 10,000円
	病気	1日当たり 5,000円	1日当たり 10,000円
通院	事故	1日当たり 2,000円	1日当たり 4,000円
がん診断		50万円	100万円
手術 <small>(当組合の定める手術)</small>		2割・5割・10割・20割	4割・10割・20割・40割
先進医療 <small>(当組合の基準による)</small>		1万円～150万円	1万円～300万円
後遺障害	交通事故	1級 300万円～13級 12万円	1級 600万円～13級 24万円
	不慮の事故 <small>(交通事故をのぞく)</small>	1級 200万円～13級 8万円	1級 400万円～13級 16万円
死亡・重度障害	交通事故	500万円	1,000万円
	不慮の事故 <small>(交通事故をのぞく)</small>	400万円	800万円
	病気	200万円	400万円
重度障害割増 <small>(年金払い 最高で10回のお支払い)</small>		1回につき 50万円	1回につき 100万円
犯罪被害死亡 <small>(ひき逃げ事故等) (重度障害を含む)</small>		200万円	400万円
契約者の死亡	交通事故・不慮の事故 <small>(重度障害を含む)</small>	500万円	1,000万円
	病気 <small>(加入・変更後1年未満はのぞく)</small>	50万円	100万円
第三者への損害賠償 <small>(1,000円は自己負担)</small>		1事故につき 支払限度 100万円	1事故につき 支払限度 200万円

※18歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「こども1型」は「総合保障1型」へ、「こども2型」は「総合保障2型」へ自動継続となります。

## 生命共済 総合保障型、入院保障型、総合保障型+入院保障型

申込：満18歳～満64歳の健康な方 保障期間：18歳～65歳まで

### 総合保障型

入院・通院をはじめ、死亡や事故による後遺障害までバランス良く保障する制度です。

保障内容		10万円	50万円
入院	事故	1日当たり 5,000円	1日当たり 5,000円
	病気	1日当たり 4,500円	1日当たり 4,500円
通院	事故	通院当初から 1日当たり 1,500円	通院当初から 1日当たり 1,500円
後遺障害	交通事故	1級 660万円～13級 26.4万円	1級 500万円～13級 20万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級 400万円～13級 16万円	1級 300万円～13級 12万円
死亡・重度障害	交通事故	1,000万円	700万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	800万円	530万円
	病 気	400万円	230万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「総合保障2型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年2型」へ自動継続となります。

「総合保障型」には、月掛金1,000円の「総合保障1型（保障額は18歳～60歳の「総合保障2型」の半額／\*1）」、同4,000円の「総合保障4型（保障額は「総合保障2型」の倍額／\*2）」もあります（\*3、\*4）。

- \*1) 「総合保障1型」の申込は満18歳～満59歳の健康な方となります。  
なお、「総合保障1型」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります（65歳まで同一保障）。
- \*2) 「総合保障4型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年4型」へ自動継続となります。
- \*3) 「総合保障型」には、「総合保障3型（月掛金3,000円）」もありますが、現在、「総合保障3型」への新規加入および変更のお取り扱いはしていません。  
なお、「総合保障3型」は、60歳になられて初めて迎える4月1日から「総合保障2型」の保障となります。
- \*4) 生命共済のご加入が1年を経過し、かつ、基本コースのうち「総合保障4型」または「総合保障2型+入院保障2型」にご加入されている方を対象とした増額コースとして「生命共済6型」もあります。  
なお、「生命共済6型」は、60歳になられて初めて迎える4月1日から「総合保障4型」の保障となります。

## 入院保障型

入院をはじめ、手術や健康保険の適用外となる先進医療など医療費の備えを重視した制度です。

加入コース		入院保障2型	
月掛金		2,000円	
保障期間		18歳	60歳
入院	1日目から184日目まで	1日当たり 10,000円	1日当たり 7,500円
入院	1日目から124日目まで	1日当たり 10,000円	1日当たり 7,500円
通院	14日以上90日まで	通院当初から 1日当たり 1,500円	通院当初から 1日当たり 1,500円
手術	(当組合の定める手術)	2.5万円・5万円・10万円	1万円・2万円・4万円
先進医療	(当組合の基準による)	1万円～150万円	1万円～75万円
死亡・重度障害	交通事故	10万円	5万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	10万円	5万円
	病気	10万円	5万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「入院保障2型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年入院2型」へ自動継続となります。

「入院保障型」は、月掛金2,000円の「入院保障2型」のみとなります。

## 総合保障型 + 入院保障型

「総合保障型」と「入院保障型」を組み合わせることにより、死亡や事故による後遺障害をはじめ、入院や手術、健康保険の適用外となる先進医療など幅広く、手厚い保障が備えられる制度です。

「総合保障型+入院保障型」には、月掛金3,000円の「総合保障1型+入院保障2型（保障額は「総合保障1型」と「入院保障2型」の合計額／\*1）」、同4,000円の「総合保障2型+入院保障2型（保障額は「総合保障2型」と「入院保障2型」の合計額／\*2）」があります。

- \*1) 「総合保障1型+入院保障2型」の申込は満18歳～満59歳の健康な方となります。  
また、「総合保障1型+入院保障2型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年入院2型」へ自動継続となります。  
なお、「総合保障1型」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります（65歳まで同一保障）。
- \*2) 「総合保障2型+入院保障2型」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、お申し出のない限り、「熟年2型+熟年入院2型」へ自動継続となります。

## 生命共済 熟年型、熟年入院型、熟年型+熟年入院型

申込：満65歳～満69歳の健康な方 保障期間：65歳～85歳まで

### 熟年型

入院をはじめ、死亡や事故による後遺障害まで熟年世代の安心をサポートする制度です。

加入コース		熟年2型			
月掛金		2,000円			
保障期間		65歳	70歳	80歳	85歳
入院	事故	1日当たり 2,500円	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
	病気	1日当たり 2,500円	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
後遺障害	交通事故	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 100万円～ 13級 4万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円	1級 20万円～ 13級 0.8万円
死亡障害	交通事故	200万円	150万円	50万円	50万円
	病気	100万円	50万円	30万円	30万円

◆70歳～85歳の病気入院保障は1回の入院につき44日分が限度となります。

「熟年型」には、月掛金4,000円の「熟年4型（保障額は「熟年2型」の倍額）」もあります（\*1）。

\*1) 「熟年型」には、「熟年2.5型（月掛金2,500円）」もありますが、現在、「熟年2.5型」への新規加入および変更のお取り扱いはありません。

### 熟年入院型

入院をはじめ、手術や健康保険の適用外となる先進医療など熟年世代の医療費負担を軽減する制度です。

加入コース		熟年入院2型			
月掛金		2,000円			
保障期間		65歳	70歳	80歳	85歳
入院	事故	1日当たり 5,000円	1日当たり 3,500円	1日当たり 2,000円	1日当たり 2,000円
	病気	1日当たり 5,000円	1日当たり 3,500円	1日当たり 2,000円	1日当たり 2,000円
手術	手術 (当組合の定める手術)	1万円・2万円・4万円	1万円・2万円・4万円	—	—
	先進医療 (当組合の基準による)	1万円～75万円	1万円～75万円	—	—
死亡・重度障害	交通事故	5万円	5万円	5万円	5万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	5万円	5万円	5万円	5万円
	病気	5万円	5万円	5万円	5万円

◆70歳～85歳の病気入院保障は1回の入院につき44日分が限度となります。

「熟年入院型」は、月掛金2,000円の「熟年入院2型」のみとなります。

## 熟年型 ＋ 熟年入院型

「熟年型」と「熟年入院型」を組み合わせることにより、熟年世代の死亡や事故による後遺障害をはじめ、入院や手術、健康保険の適用外となる先進医療など幅広く、手厚い保障が備えられる制度です。

「熟年型＋熟年入院型」は、月掛金4,000円の「熟年2型＋熟年入院2型（保障額は「熟年2型」と「熟年入院2型」の合計額）」のみとなります。

## 生命共済（特約コース） 基本コースにプラスして大きな安心

生命共済の特約コースは、ニーズに合わせて生命共済の基本コースに任意で付加（特約コースのみではお申し込みできません。）することができます。

## 医療特約、熟年医療特約

手術をはじめ、健康保険の適用外となる先進医療などを保障する制度です。

### 医療特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満64歳の健康な方(注)  
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース 月掛金	医療1型特約 1,000円		
保障期間	18歳	60歳	65歳
入院一時金 (1回の入院につき)	20,000円	20,000円	20,000円
手術 (当組合の定める手術)	5万円・10万円・20万円	3万円・6万円・12万円	3万円・6万円・12万円
先進医療 (当組合の基準による)	◆1万円～150万円	◆1万円～100万円	◆1万円～100万円
在宅療養 (入院を20日以上継続し退院したとき)	40,000円	40,000円	40,000円
疾病障害 (所定の状態に該当した場合)	100万円	100万円	100万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「医療1型特約」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「熟年医療1型特約」へ自動継続となります。

注：「総合保障1型」にご加入の方は、満18歳～満59歳の健康な方となります。

なお、「総合保障1型」に「医療1型特約」を付加した場合、「医療1型特約」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

「医療特約」は、月掛金1,000円の「医療1型特約」のみとなります。

## 熟年医療特約

申込：熟年型・熟年入院型にご加入の満65歳～満69歳の健康な方  
保障期間：65歳～80歳まで

加入コース	熟年医療1型特約	
月掛金	1,000円	
保障期間	65歳 → 70歳 → 80歳	
入院一時金 <small>(1回の入院につき)</small>	10,000円	10,000円
手術 <small>(当組合の定める手術)</small>	2.5万・5万・10万	1.5万・3万・6万
先進医療 <small>(当組合の基準による)</small>	◆1万円～100万円	◆1万円～50万円
在宅療養 <small>(入院を20日以上継続し退院したとき)</small>	35,000円	20,000円
疾病障害 <small>(所定の状態に該当した場合)</small>	100万円	30万円

「熟年医療特約」は、月掛金1,000円の「熟年医療1型特約」のみとなります。

- ◆先進医療を保障の対象とする基本コースに医療特約を付加した場合、「先進医療」の共済金は、基本コースの支払限度額を超えた額について医療特約からお支払いします。

## 新がん特約、熟年新がん特約

がん診断をはじめ、がんによる入院・通院や手術、健康保険の適用外となる先進医療にしっかり備える制度です。※「新三大疾病特約」との重複加入はできません。

### 新がん特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満64歳の健康な方(注)  
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース		新がん1型特約	
月掛金		1,000円	
保障期間		18歳	60歳
がん診断		50万円	25万円
入院がん	1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 5,000円	1日当たり 2,500円
通院がん	1日目から60日目まで	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,500円
がん手術	(当組合の定める手術)	5万・10万・20万	2.5万・5万・10万
がん先進医療	(当組合の基準による)	◆1万円～150万円	◆1万円～100万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「新がん1型特約」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「熟年新がん1型特約」へ自動継続となります。

注：「総合保障1型」にご加入の方は、満18歳～満59歳の健康な方となります。

なお、「総合保障1型」に「新がん特約」を付加した場合、「新がん特約」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

「新がん特約」には、月掛金2,000円の「新がん2型特約（保障額は「新がん1型特約」の倍額）」もあります。

### 熟年新がん特約

申込：熟年型・熟年入院型にご加入の満65歳～満69歳の健康な方  
保障期間：65歳～80歳まで

加入コース		熟年新がん1型特約	
月掛金		1,000円	
保障期間		65歳	70歳
がん診断		15万円	10万円
入院がん	1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 2,000円	1日当たり 1,500円
通院がん	1日目から60日目まで	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
がん手術	(当組合の定める手術)	2.5万・5万・10万	2.5万・5万・10万
がん先進医療	(当組合の基準による)	◆1万円～100万円	◆1万円～50万円

「熟年新がん特約」には、月掛金2,000円の「熟年新がん2型特約（保障額は「熟年新がん1型特約」の倍額）」もあります。

◆先進医療を保障の対象とする基本コースや医療特約にご加入の方は、これらの支払限度額（合計額）を超えた場合に新がん特約の「先進医療共済金」のお支払いの対象となります。

## 新三大疾病特約、熟年新三大疾病特約

がんに加えて、心筋梗塞・脳卒中による入院や手術、健康保険の適用外となる先進医療に手厚くカバーする制度です。※「新がん特約」との重複加入はできません。

### 新三大疾病特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満64歳の健康な方(注)  
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース		新三大疾病1.2型特約	
月掛金		1,200円	
保障期間		18歳	60歳
がん診断		50万円	25万円
入院	心筋梗塞 脳卒中 1日目から124日まで	1日当たり 5,000円	1日当たり 2,500円
入院	がん 1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 5,000円	1日当たり 2,500円
通院	がん 1日目から 60日まで	1日当たり 2,500円	1日当たり 1,500円
三大疾病手術	(当組合の定める手術)	5万円・10万円・20万円	2.5万円・5万円・10万円
三大疾病先進医療	(当組合の基準による)	◆1万円～150万円	◆1万円～100万円

※満60歳以降にご加入の方は、60歳～65歳の保障内容になります。

※「新三大疾病1.2型特約」は、65歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「熟年新三大疾病1.2型特約」へ自動継続となります。

注：「総合保障1型」にご加入の方は、満18歳～満59歳の健康な方となります。

なお、「総合保障1型」に「新三大疾病特約」を付加した場合、「新三大疾病特約」の保障は、65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

「新三大疾病特約」には、月掛金2,400円の「新三大疾病2.4型特約（保障額は「新三大疾病1.2型特約」の倍額）」もあります。

### 熟年新三大疾病特約

申込：熟年型・熟年入院型にご加入の満65歳～満69歳の健康な方  
保障期間：65歳～80歳まで

加入コース		熟年新三大疾病1.2型特約	
月掛金		1,200円	
保障期間		65歳	70歳
がん診断		15万円	10万円
入院	心筋梗塞 脳卒中 1日目から124日まで	1日当たり 2,000円	1日当たり 1,500円
入院	がん 1日目から無制限 (支払い日数限度なし)	1日当たり 2,000円	1日当たり 1,500円
通院	がん 1日目から 60日まで	1日当たり 1,000円	1日当たり 1,000円
三大疾病手術	(当組合の定める手術)	2.5万円・5万円・10万円	2.5万円・5万円・10万円
三大疾病先進医療	(当組合の基準による)	◆1万円～100万円	◆1万円～50万円

「熟年新三大疾病特約」には、月掛金2,400円の「熟年新三大疾病2.4型特約（保障額は「熟年新三大疾病1.2型特約」の倍額）」もあります。

◆先進医療を保障の対象とする基本コースや医療特約にご加入の方は、これらの支払限度額（合計額）を超えた場合に新三大疾病特約の「先進医療共済金」のお支払いの対象となります。

## 介護特約

基本コースの保障範囲を超える長期入院をはじめ、重度障害や手術への備えを重視した制度です。

### 介護特約

申込：総合保障型・入院保障型にご加入の満18歳～満59歳の健康な方  
保障期間：18歳～65歳まで

加入コース	介護0.5型特約
月掛金	500円
保障期間	18歳 → 65歳
重度障害割増 (年金払い、最高で10回のお支払い)	1回につき <b>50万円</b>
長期入院 事故 病気	1日当たり <b>3,000円</b>
手術 (当組合の定める手術)	1日当たり <b>3,000円</b>
	<b>2.5万円・5万円・10万円</b>

「介護特約」には、月掛金1,000円の「介護1型特約（保障額は「介護0.5型特約」の倍額／\*1）」もあります。

\*1) 「介護1型特約」にご加入の場合でも、60歳になられて初めて迎える4月1日以降は、「介護0.5型特約」となり、保障は65歳になられて初めて迎える3月31日までとなります。

## 新型火災共済（基本コース） 大切な住宅や家財に安心の保障

加入対象 「持ち家：住宅と家財」「貸している家：住宅」「借りている家：家財」

大切な住宅や家財を小さな掛金でしっかり保障する制度です。

### 保障の内容

火災の保障のほか、消防破壊・消防冠水、破裂・爆発、車両の衝突、落雷など住宅や家財を幅広く保障（\*）します。

また、地震等による被災の場合、地震等基本共済金として、①加入住宅の半壊・半焼以上の損害にはご加入額の5%の範囲内で最高300万円まで、また、②半壊・半焼に至らず、損害額が20万円を超える損害（一部破損）を加入住宅が被った場合は一律5万円（ご加入額100万円以上の場合）を保障します。

さらに、火災の際の仮住まいなど臨時の費用に火災等共済金の20%（最高200万円まで）を保障する臨時費用共済金をはじめ、焼死等、持ち出し家財、失火見舞費用、借家修復、漏水見舞費用、風水雪害などの見舞共済金等も充実しています。

\* 万一の際、損害を被った住宅や家財は修復、新築、新品購入できる価額をご加入額の範囲内で保障します。

### 保障額と掛金

保障額1,000万円が月払（\*1）掛金700円（木造等の場合／\*2）と手頃な掛金でしっかり保障します。なお、住宅に係る「保障額の限度」は木造等・鉄筋コンクリート造とも坪当たり70万円（全国一律）になります。

\*1) 掛金の払込方法には、月払いと年払いがありますが、年払掛金の方がさらに割安となります。

\*2) 鉄筋コンクリート造の掛金は、木造等の場合よりさらに割安となります。

「住宅」「家財」に係る保障額の限度と掛金の目安：木造等の場合（1坪＝3.3㎡）

<住宅>

	住宅の坪数	保障額の限度	月払掛金	年払掛金
住 宅	1坪	70万円	49円	560円
	この間1坪単位でご加入できます。			
	30坪	2,100万円	1,470円	16,800円
	この間1坪単位でご加入できます。			
	58坪以上	4,000万円	2,800円	32,000円

<家財>

	家族人数	保障額の限度	月払掛金	年払掛金
家 財	1人	400万円	280円	3,200円
	2人	800万円	560円	6,400円
	3人	1,200万円	840円	9,600円
	4人	1,600万円	1,120円	12,800円
	5人以上	2,000万円	1,400円	16,000円

## 新型火災共済（特約コース） 基本コースにプラスして備えを大きく

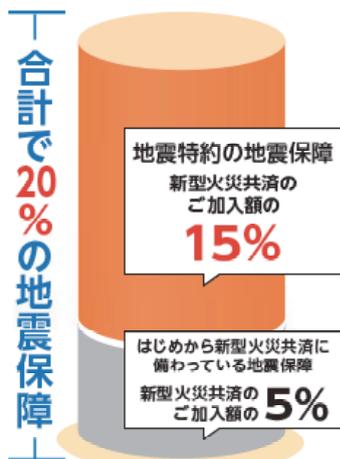
新型火災共済の特約コースは、ニーズに合わせて新型火災共済の基本コースに任意で付加（特約コースのみではお申し込みできません。）することができます。

## 地震特約

地震等による、住宅または家財を収容する住宅が被った半壊・半焼以上の損害に対して、新型火災共済（基本コース）のご加入額の15%を保障します。

※新型火災共済（基本コース）にはすでに上記の損害に対する5%の地震保障（地震等基本共済金）が含まれています。このため、お支払いする共済金は合計でご加入額の20%となります（下図をご参照）。

※地震特約は、割戻金の対象外となります。



### 加入額（保障）と掛金の計算例（\*）

\* 新型火災共済（基本コース）のご加入額（木造：住宅と家財の合計）が2,900万円の場合

加入額（保障）の計算例 ● 2,900万円 × 15% = 435万円

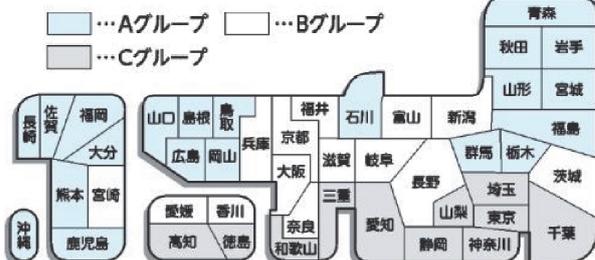
掛金の計算例 ● 年払い：2,900 × 3 = 8,700円  
● 月払い：2,900 × 0.2625 = 762円

※「掛金の計算例」は、ご加入の対象となる物件の所在地がAグループの場合となります（次頁をご参照）。

※掛金額計算上の端数（円未満）は切り上げとなります。

※新型火災共済（基本コース）の保障額を変更した場合、地震特約の保障額・掛金も変更となります。

■ご加入の対象となる物件の所在地により、掛金が異なります。右表と対比してご確認ください。



■物件所在地別 掛金一覧

グループ名	構造	新型火災共済加入額 1万円当たりの掛金 (月払/円)	新型火災共済加入額 1万円当たりの掛金 (年払/円)
A グループ	木造等	0.2625	3
	鉄筋	0.13125	1.5
B グループ	木造等	0.3675	4.2
	鉄筋	0.18375	2.1
C グループ	木造等	0.63	7.2
	鉄筋	0.34125	3.9

## 借家人賠償責任特約

ご加入者またはご加入者と生計を一にする親族（借主）の過失に起因する事故（火災、破裂・爆発、漏水等）により借用住宅に損害を与え、貸主に法律上の損害賠償をしなければならない場合に、保障額を限度として保障します。

### 保障額と掛金

右表のとおり、500万円コースまたは1,000万円コースのいずれか1コースとなります。

ご加入コース (支払限度額)	木造等 掛金額		鉄筋コンクリート造 掛金額	
	月払(月額)	年払(年額)	月払(月額)	年払(年額)
500万円	180円	2,000円	90円	1,000円
1,000万円	360円	4,000円	180円	2,000円

近年、自転車等の事故で加害者になってしまった場合の賠償金額が高額になる事例が増えており、各自治体においても「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」を目的に自転車保険への加入を「義務」または「努力義務」とする動きが進んでいます。

そこで、「万一の賠償責任に備えた手厚い補償」の提供を行うべく、損害保険会社と団体契約を締結し、保険料を低く抑えた「示談交渉付個人賠償責任保険」の取り扱いを2017年4月1日より開始しています。万一、賠償責任を負った場合には最高3億円を補償します。

※都道府県民共済グループの「生命共済」または「新型火災共済」にご加入の方がお申し込みいただけます。

### Ⅲ. 組合の主要な業務に関する事項

#### 1. 事業の概況

##### (1) 主要な事業活動の内容（総括）

2018年度の日本経済は、6月から10月にかけて列島各地で発生した自然災害に伴い消費や生産など経済活動に一時的な影響が生じたものの、災害による影響が収束の方向にあることや、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費も緩やかな回復基調にあること、また、同様に回復基調にある海外景気によって輸出が増加傾向にあることなどから、大企業を中心とした堅調な企業収益などを受けて緩やかな成長が続いています。一方で、米国政権による保護主義姿勢の強まりや中国経済の減速、難航する英国のEU離脱問題などが要因となり世界経済の先行き不透明感が増しています。そのような中で政府は2019年1月に今回の景気回復について戦後最長となった可能性が高いとの見解を示しました。しかし、過去と比べると景気回復期の成長率が低いことや、バブル期を上回る人手不足などを背景に賃金は上昇傾向にあるものの、所得税や社会保険関係の負担が大きく可処分所得の伸びが鈍化していることなどから、今回の景気回復については「実感なき景気回復」との声も聞かれています。そして、内閣府が発表した2019年3月の景気動向指数（速報値）は6年2ヵ月ぶりに景気後退の可能性が高いことを示す「悪化」との基調判断に引き下げられるとともに、2019年度には消費税率の引き上げなども予定されているなど、消費者を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっています。

また、都道府県民共済事業を取り巻く環境も一段と厳しさを増しています。生命保険業界ではインターネットサービスを展開する企業グループである新興生命保険会社と、既存の大手生命保険会社との業務提携などが報じられたほか、対面サービスの強化を目指して営業職員の強化を図っているなど販売チャネルのより一層の多様化・高度化を目指しています。また、RPAなどによる業務の自動化や効率化、あるいは各種手続きのデジタル化の流れも加速しており、顧客サービスの向上や収益の確保に力を入れています。

それに対し、共済事業の推進にあたっては法改正による募集規制への動向を注視する必要があるほか、少子高齢化や予測を超える異常災害への対応を行う必要があるなど諸課題が山積しています。このような中で主力である「こども型」と「総合保障型・入院保障型」の年間新規加入数は806,473人、前年度比101.2%と前年実績をкаろうじて確保する結果となりました。

こうした厳しい事業環境ではありますが、共済加入数の合計が2,000万件を超える都道府県民共済事業の社会的な責任と果たすべき役割はますます大きなものとなっています。当年度は共済未実施県の解消に向けた取り組みを本格化させ、本年1月に山梨県で、また、4月には愛媛県で共済事業を開始し、合計41都道府県で共済事業を展開することとなりました。共済制度では「新型火災共済」について昨年10月に地震保障の拡充を図り、従来は地震等による住宅の半壊・半焼以上の損害が保障の対象となっていたものを20万円を超える半壊・半焼未満の一部破損についても一律5万円を保障する制度に改善したほか、「新型火災共済」に上乘せして地震への備えを大きくする「地震特約（新型火災共済のご加入額の15%を保障）」の取り扱いを新たに開始

し、全国で66万件を超えるご加入を頂いています。さらに、「熟年型」について80歳から85歳の「病気」による入院保障を新設するなど高齢化時代の安心を目指して熟年世代の制度改正を本年4月に実施しました。また、昨年6月以降に多発した一連の自然災害に対応するため、災害対策本部を設置し、被災会員生協への業務支援として連合会や会員生協から役職員の派遣などを行い、迅速な対応に努めた結果、当年度末時点の合計で175億円超（支払登録分）となる共済金（新型火災共済）をお支払いしています。なお、今回の災害を受けて大規模災害発生時における事務処理体制の整備が喫緊の課題と認識しているところです。

さらに、利用者の利便性の向上を図ることなどを目的に新たな加入インフラとして開発を進めて来たインターネットを利用した新規加入申込サービスの取り扱いを本年2月から開始しています。そして、当年度についても2018年度日本版顧客満足度指数（JCSI）第5回調査において、都道府県民共済グループが昨年引き続き生命保険業種で1位となり、顧客サービスについて高い評価を獲得しています。

このような取り組みの結果、当年度末のすべての共済事業における現加入数の合計は21,293,269人（件）、前年度比100.7%と145,751人（件）の増加となり、さらに大きな助けあいの輪に成長することができました。なお、基幹共済である「こども型」の当年度末の現加入数は前年度比97.7%の2,639,343人と61,485人の減少となっている一方、「総合保障型・入院保障型」については昨年に引き続き多くのご加入者が65歳の移行期を迎えたものの、当年度末の現加入数は10,461,984人と前年実績を確保する前年度比100.2%となっています。他方、「熟年型・熟年入院型」については総合保障型等からの継続加入が322,679人増加したため、当年度末の現加入数は引き続き高い伸びとなり前年度比104.5%の4,706,434人と202,851人増加しています。また、「新型火災共済」の当年度末の現加入件数については、3,301,262件、前年度比101.0%と31,366件の増加となっています。

また、正味受入共済掛金は前年度比101.5%の6,292億円、正味支払共済金は前年度比108.8%の3,506億円、平均給付率は55.7%と前年度に比べて3.7ポイントの増加となりました。特に、「新型火災共済」については昨年6月に「大阪府北部を震源とする地震」が発生し、以降、西日本を中心に記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨」、北海道胆振地方中東部を震源とする「平成30年北海道胆振東部地震」、さらに近畿地方を縦断し猛烈な風雨をもたらした台風21号、台風24号などの自然災害に伴い給付率は58.3%と前年度に比べて38.8ポイントの増加となっています。なお、当年度においても将来の大規模災害などの発生に備えるために異常危険準備金繰入額として共済事業全体で掛金の2.0%に相当する127億円を計上しています。そして、事業費率については前年度比0.4ポイント増の12.2%となりました。これは新規加入の減少傾向に歯止めをかけるべく、当年度はデジタルメディアを中心とした新たな広報戦略を展開したことなどによるものです。

この結果、事業剰余金1,856億円の内、割戻準備金として1,732億円を繰り入れたことから、共済総合計の割戻率は前年度に比べて2.9ポイント減となる28.0%となったものの、前年度に比べて0.8ポイントの増加となる掛金の83.7%をご加入者に還元することができました。

## (2) 共済事業の概況

2018年度の加入状況は、デジタルメディアを中心とした新たな広報戦略を展開したことなどもあり、すべての共済事業である「生命共済（こども型・総合保障型・入院保障型・熟年型・熟年入院型）」「傷害共済」「新型火災共済」の純増加加入数（基本コース合計）は、前年度比124.6%の145,751人（件）となりました。この結果、2019年3月末の現加入数は前年度比100.7%の21,293,269人（件）となり、さらに大きな助けあいの輪に成長いたしました。

収支の状況では、2018年度の正味受入共済掛金は前年度比101.5%の6,292億円と前年度より92億円の増加となる一方で、正味支払共済金（再保険金分を控除）についても前年度比108.8%の3,505億円となったことから平均給付率は前年度に比べ3.7ポイント増の55.7%となりました。

また、正味支払共済金の内、「熟年型・熟年入院型」は総合保障型等からの継続加入の影響もあり、加入数が増加していることなどから、前年度比106.1%と引き続き高い伸びを示しています。さらに、新型火災共済については、記録的な大雨や台風、地震などの自然災害が多発したことに伴い給付率は前年度に比べ38.8ポイント増の58.3%となりました。なお、事業費率についてはデジタルメディアを中心とした新たな広報戦略を展開したことなどから、前年度比0.4ポイント増の12.2%となりました。

このため、割戻引当金として1,732億円を計上し、共済事業全体の割戻率は前年度比2.9ポイント減の28.0%となったものの、前年度に比べて0.8ポイントの増加となる83.7%をご加入者に還元することとなり、今期も良好な事業運営を反映する結果となりました。

### 加入および収支の概況

（金額：百万円，率：%）

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
加入数(人/件)	20,579,983	20,849,930	21,030,583	21,147,518	21,293,269	145,751
(特約)	(6,259,914)	(6,442,177)	(6,582,761)	(6,695,594)	(7,485,340)	(789,746)
(前年度比)	101.5	101.3	100.9	100.6	100.7	
正味受入共済掛金	587,898	601,350	612,195	619,995	629,272	9,276
(前年度比)	102.3	102.3	101.8	101.3	101.5	
正味支払共済金 (件数)	1,956,162	2,054,892	2,096,643	2,147,082	2,272,512	125,430
(金額)	323,653	329,522	330,011	322,131	350,585	28,453
(前年度比)	103.3	101.8	100.1	97.6	108.8	
基礎利益	192,368	201,209	208,928	222,864	198,735	△ 24,129
割戻引当金	171,114	175,501	181,136	188,992	173,277	△ 15,714
事業費率	11.8	11.4	11.7	11.8	12.2	0.4
給付率	55.1	54.8	53.9	52.0	55.7	3.7
割戻率	29.5	29.6	30.0	30.9	28.0	△ 2.9
還元率	84.6	84.4	83.9	82.9	83.7	0.8

※「正味支払共済金（金額）」および「給付率」の数値は、再保険金分を控除した値です（以下、同様）。

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています（以下、同様）。

### (3) 財産および損益の状況

#### ①貸借対照表の主要項目

資産の状況は、資産合計が前年度比103.2%の8,869億円となりました。全国生協連の資産については投機的な運用を一切行わず、現金や預金として7,506億円、国債や地方債等を合わせると資産全体の93.1%を占める8,256億円を安全、かつ堅実に運用しています。

その一方、負債および純資産の状況は、当年度においても将来の大規模災害などの発生に備えるために異常危険準備金繰入額として127億円の計上を行ったことなどから負債合計が55億円増加し、前年度比101.0%の5,533億円となりました。

また、純資産合計は、会員生協からの個別の追加増資53億円を含む合計127億円を超える増資を受け入れたことから前年度比107.0%の3,335億円となりました。

この結果、自己資本比率（総資産に占める純資産の割合）は前年度に比べて1.3ポイント増の37.6%となりました。

#### ②損益計算書の主要項目

損益の状況は、経常収益として共済掛金等収入6,345億円（内、受入再共済金89百万円）の収益があったほか、共済契約準備金の戻し入れとして3,476億円、資産運用収益として5億円などの収益があり、経常収益の合計は前年度比101.9%の9,829億円となりました。

その一方、経常費用として共済金等の支払い5,389億円の費用があったほか、共済契約準備金の繰り入れとして1,810億円、資産運用費用として2億円、事業経費として765億円などの費用があり、経常費用の合計は前年度比103.7%の7,969億円となりました。

この結果、経常剰余金は1,859億円となり、2018年度は割戻準備金への繰り入れとして1,732億円を計上することができました。

## ①貸借対照表の主要項目

(金額：百万円，率：%)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
資産合計	694,185	746,238	802,584	859,464	886,960	27,495
(前年度比)	106.6	107.5	107.6	107.1	103.2	
現金及び預金	610,643	660,692	701,049	733,675	750,631	16,955
有価証券	44,961	44,863	53,149	69,088	75,059	5,970
貸付金	96	77	66	55	47	△ 8
その他資産	38,483	40,604	48,319	56,645	61,222	4,577
負債合計	453,582	484,607	514,074	547,823	553,376	5,553
(前年度比)	105.4	106.8	106.1	106.6	101.0	
共済契約準備金	446,288	473,883	503,866	535,359	542,033	6,673
支払備金	73,386	76,008	76,170	72,223	76,620	4,397
責任準備金	201,788	222,373	246,559	274,120	292,111	17,990
割戻準備金	171,114	175,501	181,136	189,015	173,301	△ 15,714
その他負債	7,293	10,723	10,208	12,463	11,343	△ 1,119
純資産合計	240,602	261,631	288,510	311,641	333,583	21,941
(前年度比)	109.0	108.7	110.3	108.0	107.0	
出資金	147,608	163,603	187,451	205,465	218,204	12,739
法定準備金	18,345	19,261	20,264	20,916	21,960	1,044
任意積立金	66,934	70,534	74,534	76,934	80,934	4,000
当期末処分剰余金他	7,713	8,231	6,259	8,324	12,483	4,158
負債・純資産合計	694,185	746,238	802,584	859,464	886,960	27,495
(前年度比)	106.6	107.5	107.6	107.1	103.2	

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

②損益計算書の主要項目

(金額：百万円，率：%)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
経常収益	910,822	931,317	949,965	964,505	982,929	18,424
(前年度比)	103.4	102.3	102.0	101.5	101.9	
共済掛金等収入	589,956	603,295	613,179	621,038	634,577	13,538
受入共済掛金	589,685	603,185	613,084	620,936	634,488	13,551
受入再共済金	271	110	94	102	89	△ 13
共済契約準備金戻入額	320,137	327,313	336,157	342,819	347,692	4,873
支払備金戻入額	68,157	73,386	76,008	76,170	72,223	△ 3,946
責任準備金戻入額	81,026	82,812	84,647	85,536	86,477	941
割戻準備金戻入額	170,953	171,114	175,501	181,112	188,991	7,878
資産運用収益	581	568	502	491	539	47
その他経常収益	147	139	125	154	119	△ 35
経常費用	733,424	748,845	764,328	768,277	796,958	28,680
(前年度比)	104.1	102.1	102.1	100.5	103.7	
共済金等支払額	492,262	500,284	507,380	509,254	538,959	29,705
支払共済金	318,695	327,010	329,944	326,180	346,277	20,096
支払再共済掛金	2,680	2,210	1,992	2,002	3,741	1,738
支払割戻金	170,886	171,063	175,443	181,070	188,940	7,869
共済契約準備金繰入額	171,143	179,406	185,004	185,320	181,088	△ 4,231
支払備金繰入額	73,386	76,008	76,170	72,223	76,620	4,397
責任準備金繰入額	97,757	103,398	108,834	113,097	104,468	△ 8,628
資産運用費用	221	227	216	204	201	△ 2
事業経費	69,635	68,790	71,593	73,341	76,558	3,217
その他経常費用	160	137	133	157	150	△ 7
経常剰余金	177,398	182,471	185,636	196,227	185,970	△ 10,256
(前年度比)	100.4	102.9	101.7	105.7	94.8	
特別損失	5	5	9	18	14	△ 3
法人税等	1,696	1,969	1,231	1,997	3,513	1,516
(前年度比)	101.2	116.1	62.5	162.2	175.9	
割戻準備金繰入額	171,114	175,501	181,136	188,992	173,277	△ 15,714
(前年度比)	100.1	102.6	103.2	104.3	91.7	
当期剰余金	4,581	4,994	3,260	5,219	9,165	3,946
(前年度比)	112.5	109.0	65.3	160.1	175.6	

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

#### (4) 共済事業の種類別の実績

##### ①共済の種類

共済の種類		主な保障	保障対象年齢/物件
生命共済	こども型	入通院、死亡保障等	0歳～18歳まで
	総合保障型・入院保障型 (※1)	入通院、死亡保障等	18歳～65歳まで
	特約(総合・入院特約)	医療特約、新がん特約および新三大疾病特約、介護特約	
	熟年型・熟年入院型	入院、死亡保障等	65歳～85歳まで(特約は80歳まで)
	特約(熟年・熟入特約)	医療特約、新がん特約および新三大疾病特約	
傷害共済(※2)		入通院、死亡保障等	60歳～80歳まで
新型火災共済		火災、風水害、地震保障	居住用の住宅および家財
	特約(火災特約)	借家人賠償責任特約、地震特約(※3)	

※1) 総合保障型・入院保障型には、「生命共済6型」を含んでいます(以下、同様)。

※2) 傷害共済は現在、新規加入の取り扱いはしていません。

※3) 「地震特約」は2018年10月1日より取り扱いを開始しました。

##### ②加入数の状況

「こども型」の新規加入数は前年度比99.4%の233,678人となる一方、「総合保障型・入院保障型」の新規加入数は前年度比102.0%の572,795人(総合保障型:338,911人、入院保障型:115,913人、総合保障型+入院保障型:117,971人)となりました。

このため、「こども型」と「総合保障型・入院保障型」を合わせた新規加入数は、前年度比101.2%の806,473人と6年ぶりに前年実績を上回る結果となりました。

また、「熟年型・熟年入院型」の新規加入数は前年度比98.3%の50,173人(熟年型:30,915人、熟年入院型:9,767人、熟年型+熟年入院型:9,491人)となりましたが、総合保障型等の満了に伴う継続加入が322,679人増加したことから、2019年3月末の現加入数は、前年度比104.5%の4,706,434人となりました。このため、生命共済(こども型、総合保障型・入院保障型、熟年型・熟年入院型)の2019年3月末の現加入数は、前年度比100.9%の17,807,761人となりました。

「新型火災共済」については昨年10月に地震保障の拡充を図り「地震特約」の取り扱いを新たに開始したことなどから、「新型火災共済」の新規加入数は前年度比107.4%の150,308件となり、2019年3月末の現加入数は3,301,262件となりました。

このような結果から、2019年3月末現在におけるすべての共済事業の加入数は前年度末より145,751人(件)の増加となる21,293,269人(件)、前年度比100.7%となりました。

(加入数：人/件，率：%)

共済の種類	生命共済					新型 火災共済	総合計 (注)
	こども型	総合保障型 入院保障型 (補足1)	小計	熟年型 熟年入院型 (補足2)	合計		
新規加入数 (前年度比)	233,678 99.4	572,795 102.0	806,473 101.2	50,173 98.3	856,646 101.1	150,308 107.4	1,006,954 102.0
増減数 (前年度比)	△ 61,485 —	18,241 —	△ 43,244 —	202,851 82.6	159,607 110.5	31,366 94.2	145,751 124.6
当年度末加入数 (特約) (前年度比)	2,639,343 97.7	10,461,984 (4,605,979) 100.2	13,101,327 (4,605,979) 99.7	4,706,434 (2,081,079) 104.5	17,807,761 (6,687,058) 100.9	3,301,262 (798,282) 101.0	21,293,269 (7,485,340) 100.7

※「増減数」には、自動継続（「自動継続の内訳」を参照）を含んでいます。

※「当年度末加入数」の「特約」のコース別内訳は、29頁をご参照ください。

注) 傷害共済は現在、新規加入の取り扱いはしていません。なお、「総合計」の「増減数」と「当年度末加入数」には傷害共済を含んでいます。当年度末加入数は、31頁および35頁をご参照ください。

#### <補足1>「総合保障型・入院保障型」のコース別内訳

(加入数：人)

	合計	総合保障型	入院保障型	総合保障型 + 入院保障型
新規加入数	572,795	338,911	115,913	117,971
増減数	18,241	△ 136,405	71,158	83,488
当年度末加入数	10,461,984	8,780,139	745,310	936,535

#### <補足2>「熟年型・熟年入院型」のコース別内訳

(加入数：人)

	合計	熟年型	熟年入院型	熟年型 + 熟年入院型
新規加入数	50,173	30,915	9,767	9,491
増減数	202,851	137,531	28,769	36,551
当年度末加入数	4,706,434	4,319,813	169,263	217,358

<自動継続の内訳>

(増減数：人)

共済の種類	減少数	増加数	合計
こども型	*1 △ 197,243	—	△ 197,243
総合保障型 入院保障型	*2 △ 322,679	197,243	△ 125,436
熟年型 熟年入院型	—	322,679	322,679

\*1 こども型から総合保障型・入院保障型へ

\*2 総合保障型・入院保障型から  
熟年型・熟年入院型へ

<「特約」のコース別内訳>

ア 総合・入院特約

(加入数：人)

		当年度末加入数
生命共済	総合・入院特約 合計	4,605,979
	医療特約	3,283,151
	新がん特約	177,244
	新三大疾病特約	1,027,728
	介護特約	117,856

イ 熟年・熟入特約

(加入数：人)

		当年度末加入数
生命共済	熟年・熟入特約 合計	2,081,079
	医療特約	1,507,912
	新がん特約	67,783
	新三大疾病特約	505,384

ウ 火災特約

(加入数：件)

		当年度末加入数
新型 火災共済	火災特約 合計	798,282
	借家人 賠償責任特約	133,291
	地震特約	664,991

エ 総合計 (ア+イ+ウ)

(加入数：人/件)

		当年度末加入数
総合計(ア+イ+ウ)		7,485,340

### ③受入掛金、支払共済金および割戻金等の状況

正味受入共済掛金は、共済事業全体で前年度比101.5%の6,292億円となり、前年度より92億円の増加となりました。この内、「こども型」「総合保障型・入院保障型」については6期連続で前年度を下回る厳しい結果となりましたが、「熟年型・熟年入院型」については総合保障型等からの継続加入の影響もあり、前年度比106.2%と引き続き高い伸び率となりました。

また、共済事業全体における共済金の支払件数は227万件と前年度より12万件強の増加となり、特に新型火災共済については自然災害の影響を受けて前年度比319.6%と非常に高い伸び率となりました。正味支払共済金（再保険金分を控除）についても前年度より284億円増加し、前年度比108.8%の3,505億円となったことから平均給付率は前年度に比べて3.7ポイント増の55.7%となりました。なお、正味支払共済金の内、「熟年型・熟年入院型」については、総合保障型等からの継続加入の影響もあり、加入数が増加していることなどから、正味受入共済掛金と同様に前年度比106.1%と引き続き高い伸びが続いています。また、新型火災共済については、記録的な大雨や台風、地震などの自然災害が多発したことに伴い給付率は前年度に比べ38.8ポイント増の58.3%となりました。

この結果、割戻引当金として1,732億円を計上し、共済事業全体の割戻率は前年度に比べ2.9ポイント減の28.0%となったものの、前年度に比べて0.8ポイントの増加となる83.7%をご加入者に還元する結果となりました。

(金額：百万円，率：%)

共済の種類	こども型	総合保障型 入院保障型	熟年型 熟年入院型	傷害共済	新型 火災共済	合 計
正味受入共済掛金	40,530	340,754	183,616	2,703	61,666	629,272
(前年度比)	97.5	99.0	106.2	79.0	106.7	101.5
正味 支払共済金	390,190	896,089	887,099	11,558	87,576	2,272,512
(金額)	24,260	175,870	109,458	5,058	35,938	350,585
(前年度比)	96.5	99.4	106.1	88.9	319.1	108.8
支払再共済掛金	—	—	—	—	3,741	3,741
割戻対象掛金	40,079	336,462	181,087	2,648	57,993	618,272
割戻引当金	9,171	111,710	50,459	—	1,935	173,277
事業費率	12.7	11.3	12.6	9.3	15.3	12.2
給付率	59.9	51.6	59.6	187.1	58.3	55.7
割戻率	22.9	33.2	27.9	0.0	3.3	28.0
還元率(注)	82.8	84.8	87.5	187.1	61.5	83.7

※「割戻対象掛金」は、2019年3月31日現在のご加入者の当年度受入掛金集計額です。

なお、新型火災共済について、「地震特約」は割戻金の対象外となっているため「割戻対象掛金」には同特約の掛金を含んでおりません。

※総合保障型・入院保障型の「割戻率」は、地域（都道府県）により異なります（表中の率は平均）。

※傷害共済は、決算の結果、共済金等の支払いが多額となり割り戻しを行うに至りませんでした。

注) 新型火災共済の「還元率」は、給付率と割戻率を合算したものは異なります（以下、同様）。

なお、将来、発生が予測される大規模災害を見据え、確実な共済金のお支払いに備えるため、異常危険準備金の積み立てを行うなど内部留保を行っています。

#### ④共済事業の実績推移

##### こども型

(金額：百万円，率：%)

年度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2014年	2,855,857	43,735	26,416	60.4	9,657	22.4	82.8
2015年	2,813,195	43,168	26,175	60.6	9,373	22.0	82.6
2016年	2,764,606	42,478	26,574	62.6	8,576	20.4	83.0
2017年	2,700,828	41,554	25,134	60.5	9,249	22.5	83.0
2018年	2,639,343	40,530	24,260	59.9	9,171	22.9	82.8

##### 総合保障型・入院保障型（加入数以外は特約含む）

(金額：百万円，率：%)

年度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2014年	10,539,789	354,652	192,693	54.3	103,264	29.5	83.8
2015年	10,521,250	351,419	194,036	55.2	101,538	29.3	84.5
2016年	10,481,044	348,142	184,212	52.9	109,657	31.9	84.8
2017年	10,443,743	344,276	176,889	51.4	114,419	33.7	85.1
2018年	10,461,984	340,754	175,870	51.6	111,710	33.2	84.8

※総合・入院特約の2018年度末加入数は4,605,979人

##### 熟年型・熟年入院型（加入数以外は特約含む）

(金額：百万円，率：%)

年度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2014年	3,617,136	128,333	76,043	59.3	38,886	30.7	90.0
2015年	3,959,311	145,223	85,401	58.8	44,892	31.3	90.1
2016年	4,258,055	160,103	94,129	58.8	45,709	28.9	87.7
2017年	4,503,583	172,948	103,155	59.6	48,038	28.2	87.8
2018年	4,706,434	183,616	109,458	59.6	50,459	27.9	87.5

※熟年・熟年特約の2018年度末加入数は2,081,079人

##### 傷害共済

(金額：百万円，率：%)

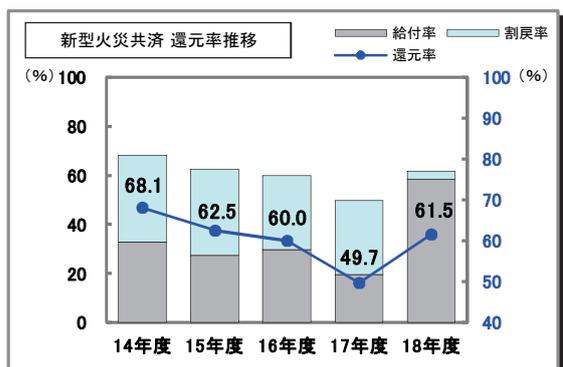
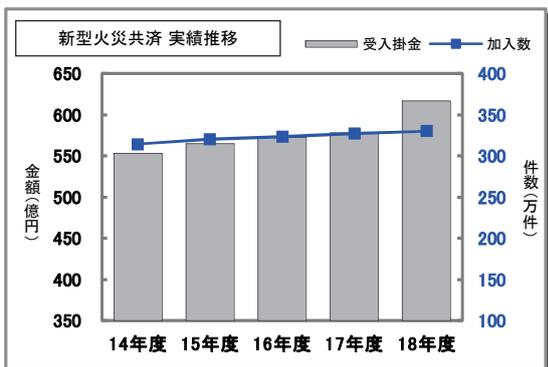
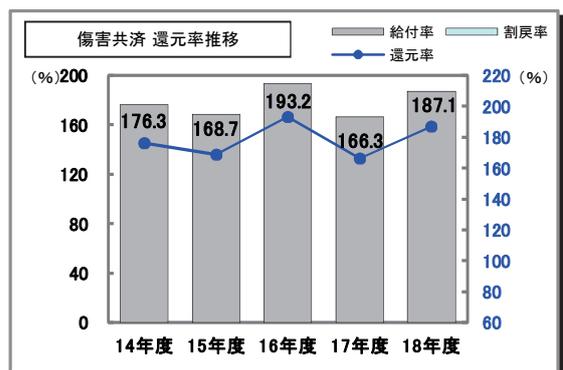
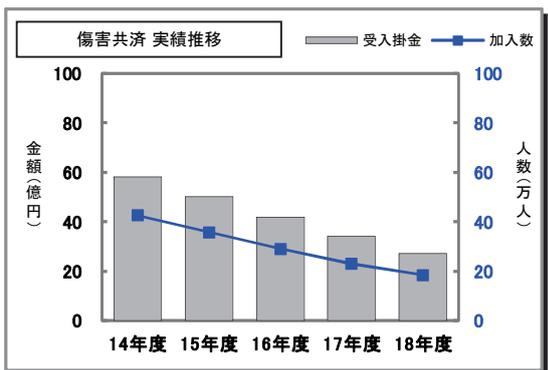
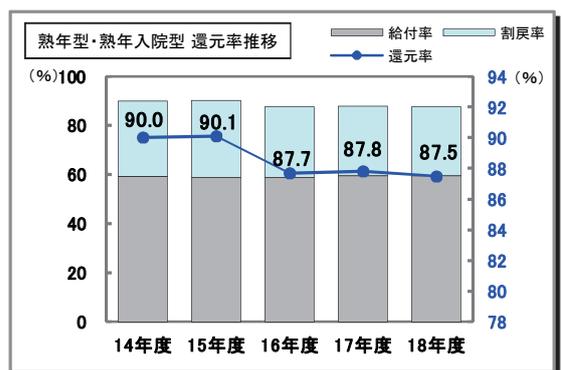
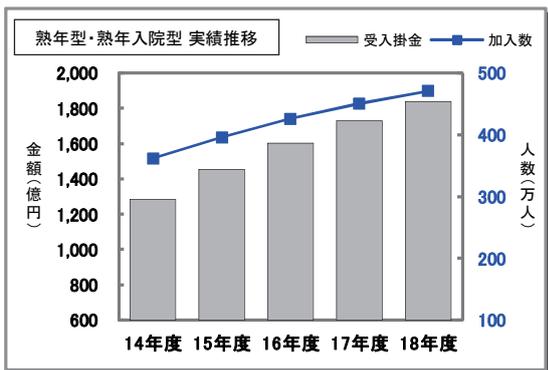
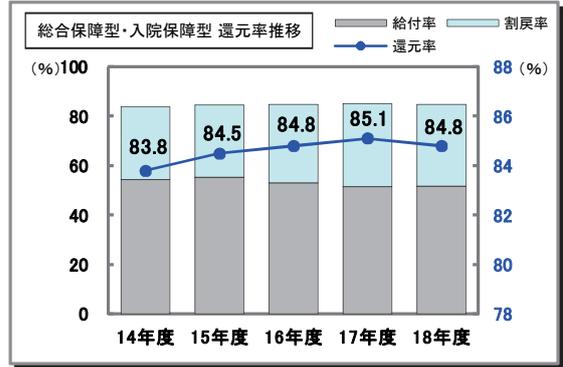
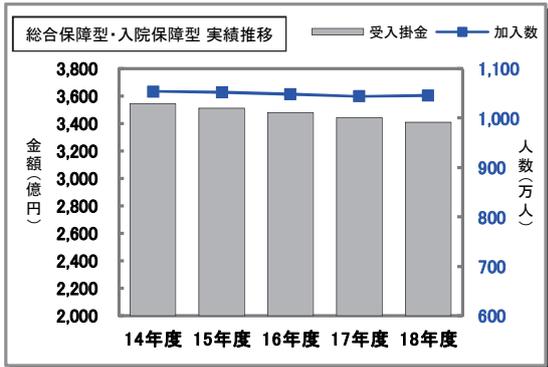
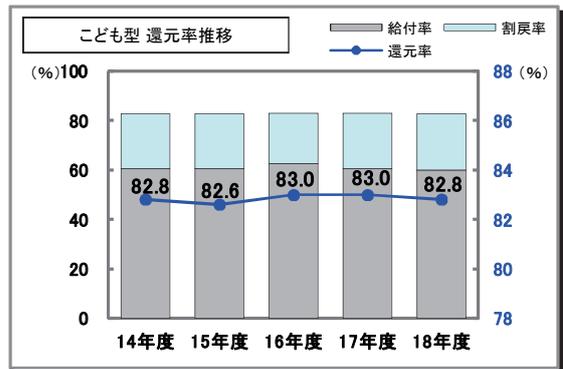
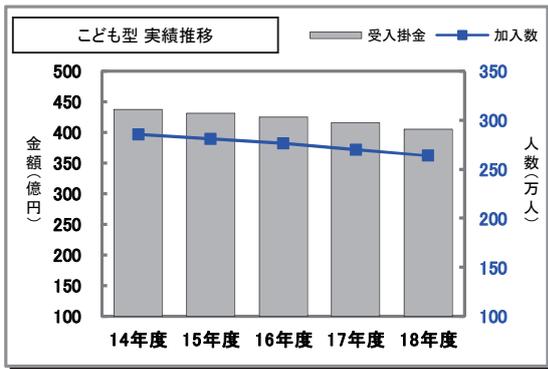
年度	加入数(人)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2014年	426,107	5,823	10,266	176.3	—	0.0	176.3
2015年	355,885	5,026	8,478	168.7	—	0.0	168.7
2016年	290,296	4,198	8,108	193.2	—	0.0	193.2
2017年	229,468	3,421	5,689	166.3	—	0.0	166.3
2018年	184,246	2,703	5,058	187.1	—	0.0	187.1

##### 新型火災共済（加入数以外は特約含む）

(金額：百万円，率：%)

年度	加入数(件)	正味受入共済掛金	正味支払共済金	給付率	割戻引当金	割戻率	還元率
2014年	3,141,094	55,353	18,232	32.9	19,306	35.2	68.1
2015年	3,200,289	56,511	15,430	27.3	19,696	35.2	62.5
2016年	3,236,582	57,272	16,985	29.7	17,192	30.3	60.0
2017年	3,269,896	57,794	11,263	19.5	17,285	30.2	49.7
2018年	3,301,262	61,666	35,938	58.3	1,935	3.3	61.5

※火災特約の2018年度末加入数は798,282件



⑤会員生協別の加入状況

〔生命共済〕

会 員 生 協	事業開始 年 月	前年度末 加入数	当 年 度 末 加 入 数				
			合 計	こども型	総合保障型	入院保障型	総合保障型 + 入院保障型
北海道	1987. 4	352,873	361,027	51,870	147,987	28,130	27,699
青 森	1999. 4	156,931	160,256	30,272	68,784	8,464	15,472
岩 手	1984. 2	180,162	183,077	38,878	82,319	7,687	11,034
宮 城	1983. 4	404,849	407,001	57,251	201,603	14,020	23,522
秋 田	1984. 4	169,837	170,616	28,081	78,120	7,485	10,105
山 形	2000. 4	103,444	105,565	19,563	43,402	5,543	7,660
福 島	1984.11	292,740	294,740	43,835	136,210	12,186	20,842
茨 城	1982.10	500,054	505,743	72,127	236,241	21,563	29,931
栃 木	1983. 7	331,365	335,505	47,887	152,124	14,923	21,747
群 馬	1987. 4	330,573	332,877	40,174	161,627	13,193	19,828
埼 玉	1973. 8	2,404,107	2,412,406	223,933	1,584,487	—	—
千 葉	1982.10	1,168,400	1,169,873	135,100	558,482	43,370	58,327
東 京	1983. 6	1,739,918	1,763,540	185,833	902,516	107,115	109,349
神奈川	1983. 2	570,783	574,051	59,246	275,569	27,628	33,612
山 梨	2019. 1	—	296	55	133	28	35
新 潟	1983. 4	379,628	385,077	61,818	179,432	15,863	22,302
富 山	2000.10	87,182	89,210	15,881	36,494	6,519	7,016
石 川	2001. 4	103,716	106,584	22,132	38,691	10,650	9,610
静 岡	1983. 4	584,214	588,868	104,465	271,314	26,935	27,233
愛 知	2003. 4	873,515	879,576	144,970	425,343	42,363	46,506
岐 阜	1983. 8	322,241	325,040	50,146	147,603	13,614	15,694
三 重	1998. 4	256,091	262,150	53,478	110,027	17,117	18,449
長 野	1983. 6	342,368	343,457	56,661	163,672	13,465	16,035
滋 賀	1983. 6	261,031	263,068	51,170	118,167	13,831	13,833
京 都	1983. 6	298,818	300,243	37,736	142,777	13,245	12,546
奈 良	1998. 4	202,934	204,057	33,708	88,903	11,497	11,316
大 阪	1983. 6	1,376,509	1,376,411	207,954	649,484	58,216	73,880
兵 庫	1984.11	609,328	606,946	64,839	279,055	23,065	31,350
和歌山	2007.11	60,190	63,295	10,921	24,024	6,510	6,859
島 根	1983. 7	100,746	102,007	18,964	42,846	5,440	5,470
岡 山	1998. 4	288,533	294,076	66,324	127,636	14,317	20,927
広 島	1984. 6	611,526	613,862	121,328	288,677	21,405	29,516
山 口	1989. 3	265,600	266,810	52,564	113,747	11,694	16,162
香 川	2007. 5	34,052	36,254	6,056	13,256	3,510	4,541
福 岡	1986. 6	857,877	874,166	180,262	366,639	44,266	68,799
長 崎	2001. 4	202,687	208,659	52,601	80,380	13,399	17,204
熊 本	1999. 4	253,916	262,132	63,461	101,467	18,396	23,444
大 分	2000. 7	102,962	105,142	20,299	42,081	5,712	8,791
宮 崎	1983. 9	202,043	203,700	47,035	84,605	8,877	15,845
鹿児島	1999. 4	264,411	270,398	60,465	110,987	14,069	24,044
合 計		17,648,154	17,807,761	2,639,343	8,676,911	745,310	936,535

※総合・入院特約の当年度末加入数は4,605,979人、熟年・熟入特約の当年度末加入数は2,081,079人

※「愛知」の事業開始は1983年6月、表中は現委託先の事業開始年月を表示しています。

※「埼玉」の「総合保障型」には埼玉県民共済生協の別規約（1,425,133人）を含んでいます。

(単位：人)

当年度末加入数				2018年度		会 員 生 協
生命共済6型	熟年型	熟年入院型	熟年型 + 熟年入院型	新規加入数	脱退数	
2,297	89,115	6,376	7,553	22,158	14,004	北海道
654	32,061	1,717	2,832	9,679	6,354	青 森
1,223	38,408	1,484	2,044	10,203	7,288	岩 手
3,712	98,601	3,120	5,172	17,957	15,805	宮 城
1,006	42,424	1,320	2,075	7,082	6,303	秋 田
259	24,849	1,722	2,567	6,028	3,907	山 形
2,737	71,610	2,633	4,687	14,197	12,197	福 島
3,329	129,488	5,651	7,413	25,336	19,647	茨 城
1,615	87,513	3,851	5,845	16,999	12,859	栃 木
1,454	89,192	3,174	4,235	13,173	10,869	群 馬
—	603,986	—	—	95,904	87,605	埼 玉
8,947	341,522	10,176	13,949	45,104	43,631	千 葉
15,121	405,525	16,645	21,436	95,341	71,719	東 京
4,511	156,529	7,836	9,120	27,350	24,082	神奈川
0	30	10	5	297	1	山 梨
2,507	93,918	3,605	5,632	18,166	12,717	新 潟
349	18,973	1,882	2,096	5,151	3,123	富 山
337	19,945	2,428	2,791	7,341	4,473	石 川
1,495	144,057	6,693	6,676	28,513	23,859	静 岡
2,899	200,720	7,712	9,063	41,909	35,848	愛 知
2,097	87,490	3,814	4,582	14,496	11,697	岐 阜
1,376	53,768	3,686	4,249	17,075	11,016	三 重
996	84,712	3,598	4,318	13,177	12,088	長 野
2,062	57,094	3,285	3,626	12,113	10,076	滋 賀
1,824	84,754	3,579	3,782	14,490	13,065	京 都
1,885	50,359	3,188	3,201	9,101	7,978	奈 良
12,038	341,537	15,326	17,976	55,833	55,931	大 阪
5,266	183,347	9,748	10,276	23,736	26,118	兵 庫
147	11,024	2,027	1,783	5,792	2,687	和歌山
543	25,827	1,394	1,523	5,086	3,825	島 根
3,861	53,838	3,180	3,993	17,209	11,666	岡 山
6,636	134,930	5,380	5,990	23,060	20,724	広 島
1,859	64,012	2,919	3,853	11,581	10,371	山 口
102	6,534	944	1,311	3,906	1,704	香 川
3,429	190,361	7,587	12,823	51,736	35,447	福 岡
932	37,381	3,072	3,690	15,206	9,234	長 崎
988	46,830	2,814	4,732	19,758	11,542	熊 本
423	23,928	1,523	2,385	6,759	4,579	大 分
1,109	41,721	1,474	3,034	10,723	9,066	宮 崎
1,203	51,900	2,690	5,040	17,921	11,934	鹿 児 島
<b>103,228</b>	<b>4,319,813</b>	<b>169,263</b>	<b>217,358</b>	<b>856,646</b>	<b>697,039</b>	

〔傷害共済〕

(単位：人)

会 員 生 協	当年度末 加 入 数
青 森	851
岩 手	1,994
宮 城	3,794
秋 田	1,346
山 形	387
福 島	2,471
茨 城	5,259
栃 木	3,518
群 馬	3,257
埼 玉	47,160
千 葉	15,616
東 京	18,960
神奈川	4,913
山 梨	4
新 潟	2,725
富 山	537
石 川	287
静 岡	5,153
愛 知	6,098
岐 阜	3,321
三 重	2,230
長 野	2,020
滋 賀	2,208
京 都	2,844
奈 良	1,680
大 阪	13,354
兵 庫	7,314
和歌山	48
島 根	838
岡 山	1,850
広 島	4,032
山 口	2,660
香 川	37
福 岡	8,384
長 崎	602
熊 本	1,092
大 分	725
宮 崎	1,863
鹿児島	1,165
合 計	184,246

〔新型火災共済〕

(単位：件)

会 員 生 協	前年度末 加 入 数	当年度末 加 入 数	2018年度	
			新規加入数	脱退数
北海道	76,900	77,888	4,355	3,367
青 森	30,675	31,970	2,303	1,008
岩 手	42,699	43,388	2,118	1,429
宮 城	64,174	64,860	3,031	2,345
秋 田	35,851	36,119	1,445	1,177
山 形	14,269	15,001	1,124	392
福 島	60,335	61,305	3,009	2,039
茨 城	88,562	90,269	4,375	2,668
栃 木	69,466	70,314	2,924	2,076
群 馬	89,489	90,237	3,048	2,300
埼 玉	377,629	375,608	8,298	10,319
千 葉	242,667	243,884	9,145	7,928
東 京	282,607	282,537	11,878	11,948
神奈川	115,396	116,226	5,003	4,173
山 梨	—	21	21	0
新 潟	117,227	118,925	5,035	3,337
富 山	13,381	13,892	922	411
石 川	15,807	16,403	1,156	560
静 岡	87,462	89,268	5,167	3,361
愛 知	58,047	60,142	4,475	2,380
岐 阜	71,220	72,492	3,471	2,199
三 重	42,316	43,254	2,604	1,666
長 野	64,101	64,837	2,851	2,115
滋 賀	45,604	46,242	2,338	1,700
京 都	54,477	54,332	2,223	2,368
奈 良	44,231	44,717	2,021	1,535
大 阪	267,088	266,569	12,659	13,178
兵 庫	215,522	217,184	9,429	7,767
和歌山	9,222	10,308	1,574	488
島 根	21,149	21,483	1,096	762
岡 山	37,498	38,242	2,342	1,598
広 島	92,690	93,348	3,946	3,288
山 口	31,415	31,587	1,311	1,139
香 川	4,055	4,600	736	191
福 岡	202,458	204,459	9,948	7,947
長 崎	43,394	45,196	3,603	1,801
熊 本	27,871	28,681	2,016	1,206
大 分	17,403	17,935	1,164	632
宮 崎	37,367	37,778	2,157	1,746
鹿児島	57,450	59,053	3,982	2,379
J A L	722	708	5	19
合 計	3,269,896	3,301,262	150,308	118,942

※火災特約の当年度末加入数は798,282件

## (5) 共済事業の開発状況

「新型火災共済」について、より手厚い地震への備えを望む声にお応えし、地震保障の拡充を図るとともに、「生命共済」について、高齢化時代の安心を目指して熟年世代における保障の改正を以下のとおり行いました。

### ① 「新型火災共済」⇒地震保障を拡充（2018年10月1日施行）

- ・「新型火災共済」（基本コース）において、掛金据え置きで「一部破損」の保障を新設しました。
- ・「新型火災共済」（基本コース）に上乘せして地震への備えを大きくする「地震特約」を新設しました。

区 分	損 害 内 容	支 払 額	
		基本コース	地震特約 (新設)
全壊(全焼) 半壊(半焼)	住宅が罹災証明書により、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と被害認定された場合(※1)	ご加入額の 5%	ご加入額の 15% (※2)
一部破損 〔ご加入額が100万円 以上の場合に限る〕	住宅の損害額が20万円を超える破損の状態	一律5万円 (新設)	—

※1 「全壊・半壊」区分については、罹災証明書の基準に基づき分かり易く変更しました。

※2 「新型火災共済」（基本コース）の5%と合わせてご加入額の20%の保障となります。

### ② 「生命共済」⇒熟年世代の制度改正を掛金据え置きで実施（2019年4月1日施行）

- ・「熟年型」において80歳～85歳の「病気」による入院保障(※)を新設し、「熟年2型」の場合、入院日額1,000円をお支払いします。  
※入院日数は1日目から44日目まで、がんを含むすべての病気入院が保障の対象
- ・「熟年入院型」において80歳～85歳の「死亡・重度障害」に係る保障額を増額し、65歳～80歳と同額の5万円(2万円増額)をお支払いします。
- ・「熟年新三大疾病特約」において「がん診断共済金」を増額(※)し、「熟年新がん特約」の「がん診断共済金」と同額にしました。  
※「熟年新三大疾病1.2型特約」の場合、65歳～70歳で15万円(3万円増額)、70歳～80歳で10万円(5万円増額)をお支払いします。
- ・「熟年型」「熟年入院型」において70歳の保障切替日をまたぐ病気入院の限度日数を改正しました。従来は保障切替日(満70歳になられて初めて迎える4月1日)をまたぐ病気による「1回の入院」は、切替日以前の入院日数が44日を超えていると切替日以降の保障はありませんでしたが、改正後は切替日以前からの入院日数を含み124日分を限度に保障します。ただし、切替日以降の入院日数は44日分が限度となります。

※制度の内容については、全国生協連のホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/>)にてご確認ください。

※改正の内容については、各制度の施行日以降に発生した共済金の支払事由から適用となります。

## 2. 事業の状況を示す指標

### (1) 主要な業務の状況を示す指標 (直近5事業年度)

(金額：百万円)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
経常収益	910,822	931,317	949,965	964,505	982,929
経常剰余金	177,398	182,471	185,636	196,227	185,970
当期剰余金	4,581	4,994	3,260	5,219	9,165
出資金 (金額)	147,608	163,603	187,451	205,465	218,204
および出資口数 (口数)	14,760,887	16,360,347	18,745,117	20,546,557	21,820,467
純資産額	240,602	261,631	288,510	311,641	333,583
総資産額	694,185	746,238	802,584	859,464	886,960
責任準備金残高	201,788	222,373	246,559	274,120	292,111
貸付金残高	96	77	66	55	47
有価証券残高	44,961	44,863	53,149	69,088	75,059
支払余力比率	630	656	723	801	847
剰余金の配当の金額	138	140	139	138	149
常勤職員数(人)	164	169	172	177	183
加入数(人/件)	20,579,983	20,849,930	21,030,583	21,147,518	21,293,269
(特約)	(6,259,914)	(6,442,177)	(6,582,761)	(6,695,594)	(7,485,340)
保有契約高	203,876,819	202,200,538	199,769,369	197,645,427	195,891,757
こども型	17,719,395	17,413,400	17,073,065	16,629,190	16,208,195
総合保障型・入院保障型	101,039,037	98,394,672	95,791,390	93,379,126	91,487,845
熟年型・熟年入院型	8,753,606	9,489,322	10,029,876	10,351,921	10,550,198
傷害共済	4,261,070	3,558,850	2,902,960	2,294,680	1,842,460
新型火災共済	72,103,709	73,344,293	73,972,077	74,990,509	75,803,059
正味受入共済掛金	587,898	601,350	612,195	619,995	629,272
こども型	43,735	43,168	42,478	41,554	40,530
総合保障型・入院保障型	354,652	351,419	348,142	344,276	340,754
熟年型・熟年入院型	128,333	145,223	160,103	172,948	183,616
傷害共済	5,823	5,026	4,198	3,421	2,703
新型火災共済	55,353	56,511	57,272	57,794	61,666
正味支払共済金 (件数)	1,956,162	2,054,892	2,096,643	2,147,082	2,272,512
正味支払共済金 (金額)	323,653	329,522	330,011	322,131	350,585
こども型	26,416	26,175	26,574	25,134	24,260
総合保障型・入院保障型	192,693	194,036	184,212	176,889	175,870
熟年型・熟年入院型	76,043	85,401	94,129	103,155	109,458
傷害共済	10,266	8,478	8,108	5,689	5,058
新型火災共済	18,232	15,430	16,985	11,263	35,938
割戻準備金繰入額	171,114	175,501	181,136	188,992	173,277

※剰余金の配当の金額は、出資配当金の金額を記載しています。

※常勤職員数(人)は、常勤嘱託職員を含んでいます。

※契約高は、死亡保障と火災保障の契約高としています(以下、同様)。

※2016年度について、遡及会計(誤謬の訂正)を適用しています。

(2) 全国生協連および子法人の主要な業務の状況を示す指標 (直近5連結事業年度)

(金額: 百万円)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
経常収益	911,367	931,902	950,532	965,124	983,497
経常剰余金	177,438	182,514	185,679	196,278	186,003
当期剰余金	4,608	5,022	3,288	5,252	9,183
純資産額	240,752	261,809	288,716	311,882	333,842
総資産額	694,390	746,472	802,833	859,762	887,273

※子法人の状況に関する事項は、81頁をご参照ください。

※2016年度について、遡及会計(誤謬の訂正)を適用しています。

(3) 主要な業務の状況および共済契約に関する指標

①保有契約高・保有契約高増加率

(金額：百万円，率：%)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
生命系共済	合 計	131,773,109	128,856,245	125,797,291	122,654,918	120,088,698	△ 2,566,219
	(前年度比)	97.4	97.8	97.6	97.5	97.9	
	こども型	17,719,395	17,413,400	17,073,065	16,629,190	16,208,195	△ 420,995
	(前年度比)	98.7	98.3	98.0	97.4	97.5	
	総合保障型 入院保障型	101,039,037	98,394,672	95,791,390	93,379,126	91,487,845	△ 1,891,281
(前年度比)	96.7	97.4	97.4	97.5	98.0		
熟年型 熟年入院型	8,753,606	9,489,322	10,029,876	10,351,921	10,550,198	198,276	
(前年度比)	110.7	108.4	105.7	103.2	101.9		
傷害共済	4,261,070	3,558,850	2,902,960	2,294,680	1,842,460	△ 452,220	
(前年度比)	86.3	83.5	81.6	79.0	80.3		
火災共済	新型火災共済	72,103,709	73,344,293	73,972,077	74,990,509	75,803,059	812,549
(前年度比)		102.1	101.7	100.9	101.4	101.1	
合 計		203,876,819	202,200,538	199,769,369	197,645,427	195,891,757	△ 1,753,669
(前年度比)		99.0	99.2	98.8	98.9	99.1	

※2015年度以前の総合保障型・入院保障型には、「がん特約」と「三大疾病特約」の普通死亡が含まれています。

②新契約高

(金額：百万円，率：%)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
生命系共済	合 計	7,048,430	6,839,571	6,149,802	5,649,201	5,656,797	7,596
	(前年度比)	95.3	97.0	89.9	91.9	100.1	
	こども型	1,634,495	1,574,560	1,537,075	1,415,245	1,411,020	△ 4,225
	(前年度比)	95.5	96.3	97.6	92.1	99.7	
	総合保障型 入院保障型	5,289,749	5,134,049	4,491,881	4,127,132	4,142,389	15,256
(前年度比)	95.1	97.1	87.5	91.9	100.4		
熟年型 熟年入院型	116,865	123,742	115,255	102,533	100,028	△ 2,505	
(前年度比)	102.8	105.9	93.1	89.0	97.6		
傷害共済	7,320	7,220	5,590	4,290	3,360	△ 930	
(前年度比)	81.5	98.6	77.4	76.7	78.3		
火災共済	新型火災共済	3,501,158	3,417,761	2,906,529	2,791,049	2,996,531	205,482
(前年度比)		106.6	97.6	85.0	96.0	107.4	
合 計		10,549,588	10,257,333	9,056,331	8,440,250	8,653,329	213,078
(前年度比)		98.8	97.2	88.3	93.2	102.5	

※新契約高は、新規加入数の契約高としています。なお、コース変更や共済継続は含んでいません。

③保障機能別保有契約高

ア. 生命系共済

(金額：百万円)

年 度			2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
死亡保障	普通死亡	合計	48,574,292	50,170,178	49,244,836	48,203,281	47,311,920	△ 891,361
		こども型	7,087,758	6,965,360	6,829,226	6,651,676	6,483,278	△ 168,398
		総合保障型 入院保障型	37,625,712	39,022,275	38,043,320	37,125,496	36,395,323	△ 730,172
		熟年型 熟年入院型	3,860,822	4,182,542	4,372,290	4,426,109	4,433,318	7,208
		傷害共済	—	—	—	—	—	—
	災害死亡	合計	52,768,681	54,990,799	53,498,001	52,012,267	50,830,529	△ 1,181,738
		こども型	7,087,758	6,965,360	6,829,226	6,651,676	6,483,278	△ 168,398
		総合保障型 入院保障型	36,527,069	39,159,809	38,108,229	37,140,099	36,387,911	△ 752,187
		熟年型 熟年入院型	4,892,784	5,306,780	5,657,586	5,925,811	6,116,879	191,067
		傷害共済	4,261,070	3,558,850	2,902,960	2,294,680	1,842,460	△ 452,220
	交通死亡	合計	30,430,134	23,695,267	23,054,453	22,439,369	21,946,249	△ 493,119
		こども型	3,543,879	3,482,680	3,414,613	3,325,838	3,241,639	△ 84,199
		総合保障型 入院保障型	26,886,255	20,212,587	19,639,840	19,113,531	18,704,610	△ 408,920
		熟年型 熟年入院型	—	—	—	—	—	—
		傷害共済	—	—	—	—	—	—
入院保障	災害入院	合計	98,034	99,005	99,396	99,386	99,667	281
		こども型	17,719	17,413	17,073	16,629	16,208	△ 420
		総合保障型 入院保障型	63,084	63,726	63,952	64,043	64,425	382
		熟年型 熟年入院型	12,969	14,306	15,468	16,419	17,191	772
		傷害共済	4,261	3,558	2,902	2,294	1,842	△ 452
	疾病入院	合計	86,816	90,310	91,431	92,083	92,836	752
		こども型	17,719	17,413	17,073	16,629	16,208	△ 420
		総合保障型 入院保障型	56,106	58,646	59,021	59,247	59,732	485
		熟年型 熟年入院型	12,990	14,251	15,337	16,207	16,895	688
		傷害共済	—	—	—	—	—	—

(金額：百万円)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
障害保障	合計	131,773,109	128,693,499	125,998,617	123,151,991	120,775,631	△ 2,376,359
	こども型	17,719,395	17,413,400	17,073,065	16,629,190	16,208,195	△ 420,995
	総合保障型 入院保障型	101,039,037	98,231,926	95,992,716	93,876,199	92,174,778	△ 1,701,421
	熟年型 熟年入院型	8,753,606	9,489,322	10,029,876	10,351,921	10,550,198	198,276
	傷害共済	4,261,070	3,558,850	2,902,960	2,294,680	1,842,460	△ 452,220
手術保障	合計	1,578,055	1,586,570	1,585,017	1,573,578	1,565,525	△ 8,053
	こども型	708,775	696,536	682,922	665,167	648,327	△ 16,839
	総合保障型 入院保障型	775,721	781,567	781,534	779,013	780,646	1,633
	熟年型 熟年入院型	93,558	108,466	120,560	129,397	136,550	7,153
	傷害共済	—	—	—	—	—	—

※入院保障は、日額を契約高としています。

※障害保障は、交通事故による重度障害の契約高としています。重度障害割増は含んでいません。

## イ. 火災共済

(金額：百万円)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
火災保障	新型火災共済	72,103,709	73,344,293	73,972,077	74,990,509	75,803,059	812,549
風水害保障	新型火災共済	15,139,453	15,434,059	15,600,675	15,777,933	15,956,314	178,380
地震保障	新型火災共済	3,605,185	3,667,214	3,698,603	3,749,525	6,183,124	2,433,599
借家人賠償	新型火災共済	790,465	855,600	929,610	990,760	1,053,385	62,625

④正味支払共済金の額

(金額：百万円，率：%)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
生命系共済	合 計	305,420	314,091	313,025	310,868	314,646	3,778
	(前年度比)	102.5	102.8	99.7	99.3	101.2	
	こども型	26,416	26,175	26,574	25,134	24,260	△ 874
	(前年度比)	99.1	99.1	101.5	94.6	96.5	
	総合保障型 入院保障型	192,693	194,036	184,212	176,889	175,870	△ 1,019
	(前年度比)	98.5	100.7	94.9	96.0	99.4	
熟年型 熟年入院型		76,043	85,401	94,129	103,155	109,458	6,303
	(前年度比)	115.3	112.3	110.2	109.6	106.1	
傷害共済		10,266	8,478	8,108	5,689	5,058	△ 631
	(前年度比)	104.9	82.6	95.6	70.2	88.9	
火災共済	新型火災共済	18,232	15,430	16,985	11,263	35,938	24,675
	(前年度比)	120.3	84.6	110.1	66.3	319.1	
合 計		323,653	329,522	330,011	322,131	350,585	28,453
(前年度比)		103.3	101.8	100.1	97.6	108.8	

⑤保有契約平均共済金額

(金額：千円)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
生命系共済	こども型	6,204	6,189	6,175	6,157	6,140
	総合保障型 入院保障型	11,090	10,813	10,567	10,342	10,123
	熟年型 熟年入院型	2,420	2,396	2,355	2,298	2,241
	傷害共済	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
火災共済	新型火災共済	22,954	22,918	22,854	22,933	22,961

### ⑥新契約平均共済金額

(金額：千円)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
生命系共済	こども型	6,071	6,063	6,049	6,022	6,038
	総合保障型 入院保障型	8,343	8,524	8,379	8,233	8,158
	熟年型 熟年入院型	2,007	2,031	2,018	2,002	1,993
	傷害共済	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
火災共済	新型火災共済	21,114	20,803	20,244	20,298	21,318

※新契約平均共済金額は、基本コースとし、特約コースは含んでいません。

### ⑦解約・失効率

(単位：%)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
生命系共済	こども型	3.68	3.59	3.45	3.38	3.19
	総合保障型 入院保障型	3.49	3.34	3.33	3.31	3.20
	熟年型 熟年入院型	1.74	1.66	1.64	1.80	1.83
	傷害共済	2.15	2.13	2.11	2.20	2.38
火災共済	新型火災共済	3.13	3.16	3.32	3.18	3.52

※解約・失効率＝解約・失効件数÷平均加入件数

### ⑧月払契約の新契約平均共済掛金

(金額：円)

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
生命系共済	こども型	1,214	1,212	1,209	1,204	1,207
	総合保障型 入院保障型	2,642	2,634	2,624	2,609	2,606
	熟年型 熟年入院型	2,812	2,789	2,800	2,810	2,814
	傷害共済	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
火災共済	新型火災共済	1,443	1,416	1,380	1,388	1,483

※新契約平均共済掛金は、基本コースとし、特約コースは含んでいません。

⑨支払余力比率

(金額：百万円，率：%)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
支払余力総額(A) [a+b+c+d+e+f+g-h]	386,982	428,414	479,495	530,815	568,480	37,664
a 純資産の部	240,407	261,323	288,272	311,369	333,124	21,754
b 価格変動準備金の額	30	35	43	55	69	14
c 異常危険準備金の額	118,975	137,725	161,023	187,642	200,417	12,774
d 一般貸倒引当金の額	2	1	1	2	6	3
e その他有価証券の評価差損益	8	230	120	166	385	218
f 土地含み損益	△ 560	△ 517	△ 517	△ 517	△ 364	152
g その他上記に準ずるものの額	28,117	29,615	30,552	32,096	34,842	2,745
h 繰延税金資産不算入額	—	—	—	—	—	—
リスクの合計額(B) [ $\sqrt{\{(a+b)^2+(d+e)^2\}}+c+f$ ]	122,823	130,540	132,472	132,514	134,145	1,631
a 一般共済リスク相当額	95,041	97,568	99,415	99,399	44,152	△ 55,247
b 第三分野共済リスク相当額	—	—	—	—	56,819	56,819
c 巨大災害リスク相当額	25,000	30,000	30,000	30,000	30,000	—
d 予定利率リスク相当額	—	—	—	—	—	—
e 資産運用リスク相当額	6,827	7,318	7,876	8,439	8,759	320
f 経営管理リスク相当額	2,537	2,697	2,745	2,756	2,794	37
支払余力比率(C) [(A) / {(B) × 1/2} × 100]	630	656	723	801	847	46

※支払余力比率とは、通常の予測を超えて発生する様々なリスク（巨大災害など）に対して、どの程度の支払余力を備えているかを判断する指標の一つです。

※この指標は、「消費生活協同組合法施行規則」および「同法施行規程」に基づいて算出しているため、生命保険会社や損害保険会社のソルベンシーマージン比率とは単純に比較できません。なお、「消費生活協同組合法施行規則」および「同法施行規程」が改正されたことから、2018年度より新たな基準に基づいて支払余力比率を算出しています（2017年度以前の支払余力比率は法令改正前の算出方法による値です）。

※「巨大災害リスク相当額」は、支払限度額（地震1,200億円・風水害750億円／注）から再保険に出再した額を控除した額です。

注：2014年度は地震900億円・風水害250億円、2015・2016年度は地震1,000億円・風水害300億円、2017年度は地震1,100億円・風水害300億円

⑩第三分野共済の給付事由または共済種類ごとの発生共済金額の経過共済掛金に対する割合（給付率）

(単位：%)

共済の種類		2018年度
給付率	こども型	64.6
	総合保障型・入院保障型	51.1
	熟年型・熟年入院型	59.3
	傷害共済	157.0
	合計	55.3

※上記の給付率は、各「共済の種類」の保障内容の内、第三分野に該当する保障を抜き出して算出しています。  
※主に入院や不慮の事故に伴う死亡等の保障が第三分野共済に該当いたします。

## ⑩契約者割戻しの状況

2018年度の正味受入共済掛金は、共済事業全体で6,292億円となり、正味支払共済金（再保険金分を控除）は3,505億円、平均給付率は55.7%となりました。

また、将来の大規模災害などの発生に備えるための準備金として、共済事業全体で掛金の2.0%に相当する127億円の異常危険準備金繰入額を計上しています。

なお、正味受入掛金に占める事業費（事業費率）は掛金の12.2%となる一方、多発した自然災害に対する支払共済金が増加したことなどから、2018年度は割戻準備金として共済事業全体で1,732億円（前年度比91.7%）を計上する結果となりました。

※傷害共済は、決算の結果、共済金等の支払いが多額となり割り戻しを行うに至りませんでした。

### ＜ 割 戻 金 ＞

決算後、剰余金が生じたときは割戻金として毎年3月31日現在のご加入者を対象にお戻ししています。割戻率は、共済金のお支払い等による剰余金の増減で変動いたします。

## 《 割戻金の計算例 》

毎年4月から翌年3月までの12ヵ月間加入している場合

（金額：円，率：%）

共済の種類	コース	年間掛金	年 度	割戻率	割戻金	実質負担額
こども型	1型 (月掛金1,000円)	12,000	2014年	22.38	2,685	9,315
			2015年	21.98	2,637	9,363
			2016年	20.44	2,452	9,548
			2017年	22.53	2,703	9,297
			2018年	22.88	2,745	9,255
総合保障型 入院保障型	2型 (月掛金2,000円)	24,000	2014年	29.52	7,084	16,916
			2015年	29.27	7,024	16,976
			2016年	31.92	7,660	16,340
			2017年	33.68	8,083	15,917
			2018年	33.20	7,968	16,032
熟年型 熟年入院型	2型 (月掛金2,000円)	24,000	2014年	30.70	7,368	16,632
			2015年	31.31	7,514	16,486
			2016年	28.92	6,940	17,060
			2017年	28.16	6,758	17,242
			2018年	27.86	6,686	17,314
新型火災共済	木造の住宅・家財 合わせて 保障額3,700万円 の場合	29,600	2014年	35.20	10,419	19,181
			2015年	35.20	10,419	19,181
			2016年	30.34	8,980	20,620
			2017年	30.20	8,939	20,661
			2018年	3.34	988	28,612
※掛金の払い込みを「年払い」とした例です。						

※総合保障型・入院保障型の割戻率は、地域（都道府県）により異なります（表中の率は平均）。

## ⑫再保険の実施状況

### ア. 再保険の出再先の数

(数：社)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
再保険の出再先の数	55	54	53	54	57

### イ. 支払再保険料の上位5社の割合

(割合：%)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
支払再保険料の上位5社の割合	25.6	24.3	26.5	26.3	27.3

### ウ. 格付区分毎の再保険料の割合

(割合：%)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
A以上	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
BBB以上 A未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他（BBB未満・格付なし）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※S&P社またはA.M. Best社の格付を使用しています。なお、「A-」は、「A以上」に区分しています。

### エ. 未収再保険金の額

(金額：百万円)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
未収再保険金	82	22	29	30	11

※東日本大震災に係る未収再保険金を計上しています。

#### (4) 経理に関する指標

##### ①責任準備金明細

ア. 責任準備金の積立方式および積立率  
共済掛金積立金の計上はありません。

イ. 未経過共済掛金明細

(金額：百万円，率：%)

認可事業規約別の種類	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	増減
子供共済	3,424	3,380	3,303	3,223	3,141	△ 81
生命共済	23,159	23,241	23,066	22,940	22,903	△ 37
熟年共済	14,620	15,718	16,614	17,388	18,060	671
傷害共済	2,549	2,517	2,462	2,412	2,381	△ 31
火災共済	39,058	39,789	40,089	40,511	45,206	4,695
合 計	82,812	84,647	85,536	86,477	91,693	5,216
(前年度比)	102.2	102.2	101.0	101.1	106.0	

ウ. 異常危険準備金明細

(金額：百万円，率：%)

認可事業規約別の種類	2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	増減
子供共済	9,945	11,570	13,359	15,106	16,809	1,703
生命共済	35,870	41,524	47,160	52,765	58,354	5,589
交通災害共済	(4,713)	—	—	—	—	—
熟年共済	9,026	10,967	12,999	15,103	17,271	2,167
傷害共済	15,295	16,422	17,534	18,630	19,713	1,083
火災共済	48,836	57,242	69,969	86,037	88,267	2,230
合 計	118,975	137,725	161,023	187,642	200,417	12,774
(前年度比)	114.4	115.8	116.9	116.5	106.8	

※2015年度から「交通災害共済」を「生命共済」の特約としたことに伴い、2014年度末の「生命共済」の金額は、当該年度末の「交通災害共済」の金額（括弧内）を含めて表示しています。

エ. 第三分野共済の共済契約に係る責任準備金の積立について

疾病や傷害を対象として共済金を支払う第三分野共済は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、その発生率が変動しやすいという特徴を有しています。

全国生協連における第三分野共済のリスクに対応した異常危険準備金額は56,530百万円であり、その算出方法の合理性と妥当性について共済計理人が確認し、その結果を理事会に報告しています。

※全国生協連の第三分野共済の共済期間は1年間であることから「消費生活協同組合法施行規則」および「同法施行規程」に基づき、ストレステストおよび負債十分性テストは実施しておりません。

《 参考 》 共済事業（共済の種類）は、事業規約を組み合わせて保障を行っています。

共済の種類		事業規約	子供共済	生命共済	熟年共済	傷害共済	火災共済	交通災害共済
生命共済	こども型		○					
	総合保障型			○	○	○		※
	入院保障型			○	○	○		
	特約（総合・入院特約）			○	○			
	熟年型				○			
	熟年入院型					○		
	特約（熟年・熟入特約）					○		
傷害共済						○		
新型火災共済							○	
特約（火災特約）							○	

※「交通災害共済」の事業規約は、生命共済の特約化に伴い、2015年3月31日を以て廃止しました。

## ②契約者割戻準備金明細

（金額：百万円，率：％）

年 度		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
生命系共済	合 計	151,808	155,805	163,943	171,706	171,364	△ 342
	（前年度比）	101.7	102.6	105.2	104.7	99.8	
	こども型	9,657	9,373	8,576	9,249	9,172	△ 76
	（前年度比）	98.9	97.1	91.5	107.8	99.2	
	総合保障型 入院保障型	103,264	101,538	109,657	114,419	111,726	△ 2,692
	（前年度比）	98.0	98.3	108.0	104.3	97.6	
	熟年型 熟年入院型	38,886	44,892	45,709	48,038	50,465	2,427
（前年度比）	113.8	115.4	101.8	105.1	105.1		
	傷害共済	—	—	—	—	—	—
	（前年度比）	—	—	—	—	—	
火災共済	新型火災共済	19,306	19,696	17,192	17,285	1,937	△ 15,348
	（前年度比）	89.2	102.0	87.3	100.5	11.2	
合 計		171,114	175,501	181,136	188,992	173,301	△ 15,690
（前年度比）		100.1	102.6	103.2	104.3	91.7	

※傷害共済は、決算の結果、共済金等の支払いが多額となり割り戻しを行うに至りません（契約者割戻準備金の計上はありません）でした。

### ③引当金明細

(金額：百万円)

区 分	2014年度末		2015年度末		2016年度末		2017年度末		2018年度末	
		増減		増減		増減		増減		増減
貸倒引当金	309	25	307	△ 2	304	△ 2	353	48	344	△ 8
一般貸倒引当金	2	2	1	△ 0	1	△ 0	2	1	6	3
個別貸倒引当金	307	23	305	△ 2	303	△ 2	351	47	338	△ 12
諸引当金	670	△ 55	660	△ 9	693	32	732	38	726	△ 6
賞与引当金	198	2	192	△ 6	206	14	210	4	186	△ 24
退職給付引当金	472	△ 57	468	△ 3	487	18	522	34	540	17
価格変動準備金	30	5	35	4	43	8	55	11	69	14
合 計	1,010	△ 25	1,003	△ 7	1,041	38	1,140	99	1,140	△ 0

### ④事業経費の明細

(金額：百万円)

年 度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	増減
人件費	2,827	2,696	2,623	2,636	2,725	88
物件費	16,270	15,231	15,454	16,587	17,502	914
加入促進費	495	879	664	635	3,004	2,369
共済委託手数料	50,042	49,983	52,851	53,481	53,326	△ 155
合 計	69,635	68,790	71,593	73,341	76,558	3,217

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

⑤法定準備金および任意積立金明細（剰余金処分前）

（金額：百万円）

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
2014年度	法定準備金	17,532	813	—	18,345
	任意積立金	63,934	3,000	0	66,934
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	28,980	3,000	—	31,980
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	0	229
	合 計	81,467	3,813	0	85,280
2015年度	法定準備金	18,345	916	—	19,261
	任意積立金	66,934	3,600	—	70,534
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	31,980	3,600	—	35,580
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	—	229
	合 計	85,280	4,516	—	89,796
2016年度	法定準備金	19,261	1,003	—	20,264
	任意積立金	70,534	4,000	—	74,534
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	35,580	4,000	—	39,580
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	—	229
	合 計	89,796	5,003	—	94,799
2017年度	法定準備金	20,264	652	—	20,916
	任意積立金	74,534	2,400	—	76,934
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	39,580	2,400	—	41,980
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	—	229
	合 計	94,799	3,052	—	97,851
2018年度	法定準備金	20,916	1,044	—	21,960
	任意積立金	76,934	4,000	—	80,934
	震災等見舞金積立金	29,425	—	—	29,425
	共済支払準備積立金	41,980	4,000	—	45,980
	システム開発積立金	5,300	—	—	5,300
	土地圧縮積立金	229	—	—	229
	合 計	97,851	5,044	—	102,895

(5) 資産運用に関する指標

①主要資産の構成

(金額：百万円，率：%)

区 分	2014年度末		2015年度末		2016年度末		2017年度末		2018年度末		
	金額	構成比									
預貯金	610,642	93.2	660,690	93.6	701,048	93.0	733,674	91.4	750,630	90.9	
有価証券	譲渡性預金	33,539	5.1	34,252	4.9	37,257	4.9	48,044	6.0	49,066	5.9
	国債	11,416	1.7	10,191	1.4	10,501	1.4	8,817	1.1	7,885	1.0
	地方債	—	—	413	0.1	2,393	0.3	6,414	0.8	9,539	1.2
	社債	—	—	—	—	2,990	0.4	5,806	0.7	8,562	1.0
	その他	6	0.0	6	0.0	6	0.0	6	0.0	6	0.0
合 計	655,603	100.0	705,554	100.0	754,198	100.0	802,763	100.0	825,689	100.0	

※有価証券は、年度末時点における時価により表示しています。

※有価証券の「その他」には、全国生協連事務所のビル管理会社の株式が含まれています。

②主要資産の増減

(金額：百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
預貯金	45,900	50,048	40,357	32,625	16,955	
有価証券	譲渡性預金	△ 1,438	713	3,005	10,787	1,022
	国債	213	△ 1,224	310	△ 1,684	△ 932
	地方債	—	413	1,979	4,020	3,125
	社債	—	—	2,990	2,816	2,755
	その他	—	—	—	—	—
合 計	44,675	49,951	48,643	48,564	22,926	

③主要資産の平均残高および運用利回り

(金額：百万円，率：%)

区 分	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		
	平均残高	利回り									
預貯金	479,533	0.11	523,529	0.10	561,281	0.08	566,740	0.08	613,039	0.07	
有価証券	譲渡性預金	28,348	0.03	28,528	0.03	29,453	0.02	35,813	0.01	40,638	0.01
	国債	11,853	0.12	11,701	0.18	9,616	0.30	9,916	0.34	8,105	0.39
	地方債	—	—	115	0.47	1,223	0.22	3,855	0.18	7,569	0.20
	社債	—	—	—	—	1,405	0.47	4,223	0.54	7,590	0.55
	その他	6	1.03	6	1.03	6	1.03	6	1.03	6	1.03
合 計	519,740	0.11	563,881	0.10	602,987	0.08	620,556	0.08	676,950	0.08	

※有価証券は、簿価により表示しています。

④資産運用収益明細

(金額：百万円)

区 分	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減
利息および配当金収入	581	30	568	△ 13	502	△ 65	491	△ 10	539	47
預貯金および配当金	561	31	541	△ 19	464	△ 76	429	△ 35	452	22
有価証券										
譲渡性預金	8	0	7	△ 0	5	△ 2	4	△ 0	5	0
国債	10	1	17	6	22	5	28	5	26	△ 2
地方債	—	—	0	0	2	2	6	3	14	8
社債	—	—	—	—	6	6	22	16	40	18
外国証券	—	△ 2	—	—	—	—	—	—	—	—
貸付金	1	△ 0	0	△ 0	0	△ 0	0	△ 0	0	△ 0
有価証券売却益	—	△ 351	—	—	—	—	—	—	—	—
有価証券償還益	—	△ 0	—	—	—	—	—	—	—	—
収益合計	581	△ 321	568	△ 13	502	△ 65	491	△ 10	539	47

⑤資産運用費用明細

(金額：百万円)

区 分	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減	金額	増減
有価証券償還損	0	0	1	0	0	△ 1	0	0	0	△ 0
貸倒損失	—	△ 0	—	—	—	—	—	—	—	—
その他運用費用	221	△ 287	225	4	216	△ 9	203	△ 12	201	△ 2
支払利息	221	3	225	4	216	△ 9	203	△ 12	201	△ 2
為替差損	—	△ 291	—	—	—	—	—	—	—	—
費用合計	221	△ 288	227	5	216	△ 10	204	△ 12	201	△ 2

⑥貸付金の残高

(金額：百万円，率：%)

区 分	2014年度末		2015年度末		2016年度末		2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比								
従業員貸付金	95	98.7	76	98.7	65	98.8	55	99.1	46	99.4
設備資金										
債権担保	80	83.5	65	84.2	57	87.0	48	86.4	40	84.9
運転資金	14	15.2	11	14.5	7	11.8	7	12.7	6	14.5
年金転貸貸付金	1	1.3	1	1.3	0	1.2	0	1.0	0	0.6
設備資金										
債務保証	1	1.3	1	1.3	0	1.2	0	1.0	0	0.6
合 計	96	100.0	77	100.0	66	100.0	55	100.0	47	100.0

⑦有価証券の残存期間別残高

(金額：百万円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の 定めの ないもの	合計	
2014年度末	譲渡性預金	33,539	—	—	—	—	33,539	
	国債	7,103	2,304	2,008	—	—	11,416	
	その他	—	—	—	—	6	6	
	合計	40,642	2,304	2,008	—	—	6	44,961
2015年度末	譲渡性預金	34,252	—	—	—	—	34,252	
	国債	600	2,720	1,014	5,856	—	10,191	
	地方債	—	—	—	413	—	413	
	その他	—	—	—	—	—	6	6
	合計	34,852	2,720	1,014	6,270	—	6	44,863
2016年度末	譲渡性預金	37,257	—	—	—	—	37,257	
	国債	1,704	2,016	—	5,784	996	10,501	
	地方債	—	—	—	2,393	—	—	2,393
	社債	—	—	—	2,990	—	—	2,990
	その他	—	—	—	—	—	6	6
	合計	38,961	2,016	—	11,168	996	6	53,149
2017年度末	譲渡性預金	48,044	—	—	—	—	48,044	
	国債	1,001	1,004	—	5,786	1,024	—	8,817
	地方債	—	—	—	6,414	—	—	6,414
	社債	—	—	—	5,806	—	—	5,806
	その他	—	—	—	—	—	6	6
	合計	49,045	1,004	—	18,007	1,024	6	69,088
2018年度末	譲渡性預金	49,066	—	—	—	—	49,066	
	国債	1,001	—	—	5,824	1,059	—	7,885
	地方債	—	—	—	9,539	—	—	9,539
	社債	—	—	—	8,562	—	—	8,562
	その他	—	—	—	—	—	6	6
	合計	50,067	—	—	23,925	1,059	6	75,059

## (6) その他の指標

## ①業務用固定資産残高

(金額：百万円)

資産の種類		取得原価				減価償却		期末簿価		
		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	当期償却額	累計額			
2014年度	有形固定資産	土地	1,577	—	—	1,577		1,577		
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	700	1,639
		建物附属設備	1,228	2	—	1,230	16	1,133	97	
		構築物	36	—	—	36	0	33	3	
		車両運搬具	7	—	—	7	1	4	2	
		器具備品	666	48	56	658	100	506	151	
		一括償却資産	51	2	14	38	12	34	3	
		合計	5,908	52	71	5,889	174	2,412	3,476	
	無形固定資産	200	126	—	327	64		263		
	長期前払費用	38	23	38	23	—		23		
合計	6,147	203	109	6,240	239	2,412	3,764			
2015年度	有形固定資産	土地	1,577	—	—	1,577		1,577		
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	742	1,596
		建物附属設備	1,230	14	0	1,244	16	1,148	95	
		構築物	36	—	—	36	0	33	2	
		車両運搬具	7	—	—	7	0	5	1	
		器具備品	658	45	0	702	76	582	120	
		一括償却資産	38	5	29	14	4	10	4	
		合計	5,889	65	30	5,923	141	2,523	3,399	
	無形固定資産	263	166	—	429	85		344		
	長期前払費用	23	10	23	10	0		10		
合計	6,176	241	54	6,363	227	2,523	3,754			
2016年度	有形固定資産	土地	1,577	—	—	1,577		1,577		
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	785	1,554
		建物附属設備	1,244	30	3	1,271	14	1,160	110	
		構築物	36	—	—	36	0	34	2	
		車両運搬具	7	—	—	7	0	6	1	
		器具備品	702	105	22	785	85	645	140	
		一括償却資産	14	4	6	12	4	7	4	
		合計	5,923	140	33	6,031	147	2,639	3,391	
	無形固定資産	344	821	4	1,161	140		1,021		
	長期前払費用	10	5	9	6	0		6		
合計	6,278	967	46	7,199	289	2,639	4,419			
2017年度	有形固定資産	土地	1,577	—	—	1,577		1,577		
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	828	1,511
		建物附属設備	1,271	13	—	1,284	10	1,171	113	
		構築物	36	—	—	36	0	34	2	
		車両運搬具	7	—	—	7	0	6	0	
		器具備品	785	158	325	619	88	413	205	
		一括償却資産	12	107	8	110	39	38	71	
		合計	6,031	279	334	5,976	181	2,493	3,483	
	無形固定資産	1,021	1,171	230	1,962	340		1,622		
	長期前払費用	6	10	4	13	0		12		
合計	7,058	1,462	568	7,952	522	2,493	5,118			
2018年度	有形固定資産	土地	1,577	—	—	1,577		1,577		
		減価償却資産	建物	2,339	—	—	2,339	42	871	1,468
		建物附属設備	1,284	8	1	1,292	16	1,187	104	
		構築物	36	—	—	36	0	34	1	
		車両運搬具	7	9	—	16	2	9	7	
		器具備品	619	105	2	722	101	512	209	
		一括償却資産	110	10	2	119	39	76	42	
		合計	5,976	133	5	6,104	203	2,691	3,413	
	無形固定資産	1,622	750	41	2,330	446		1,884		
	長期前払費用	12	80	10	82	0		82		
合計	7,611	964	58	8,517	650	2,691	5,379			

## IV. 組合の業務の運営に関する事項

### 1. 内部統制システムについて

#### (1) 内部統制システム

全国生協連は、「小さな負担で大きな保障を実現する」という理想のもと、「非営利主義・最大奉仕・人道主義」を事業哲学として共済事業を展開しています。この経営理念を達成していくためには、組織を適切に管理するための内部統制システムの構築が不可欠であることから、「内部統制システム基本方針」を定め、事業活動を遂行するうえでの様々なリスクを的確に把握・管理し、健全かつ適切な業務運営を確保しています。

#### (2) PDCAサイクル

効率的で正確な業務運営を可能とする態勢を維持していくためには、内部統制システムのレベルを向上させる必要があることから、常時、P（Plan：計画）— D（Do：実行）— C（Check：評価）— A（Action：改善）の管理サイクルを回し、質の高い管理活動を展開しています。

### 内部統制システム基本方針

当会は、「非営利主義・最大奉仕・人道主義」を事業哲学として共済事業を展開し、助けあいの輪をひろめ、暮らしに安心をお届けするという「私たちの願い」を全役職員によって具現化するために適切な内部統制システムの基本方針について下記のとおり定める。

#### 1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### (1) 行動憲章、倫理綱領、コンプライアンス規程、コンプライアンス誓約書、コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスに係る基本原則・行動指針である「行動憲章」・「倫理綱領」およびコンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定するとともに、理事がコンプライアンス誓約書を理事長に提出し、コンプライアンスの推進に誠実かつ率先して取り組む。あわせて、役職員が遵守すべき法令等の具体的な内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、研修等によりコンプライアンス意識の定着・高揚を図る。

## **(2) コンプライアンス委員会**

コンプライアンスを推進するための体制の整備、コンプライアンス諸施策等についての検討を行うとともに、コンプライアンスの推進状況の検証を行う機関として、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

## **(3) コンプライアンス統括部署、コンプライアンス担当者**

組織全体としてのコンプライアンス推進等コンプライアンスに関する事項を一元的に管理する部署を法務部と定めるとともに、各部署におけるコンプライアンスの推進およびコンプライアンス違反行為の防止のため、各部署にコンプライアンス担当者を配置する。

## **(4) コンプライアンス・プログラム**

コンプライアンス態勢の充実と強化を図るため、「コンプライアンス・プログラム（具体的な実践計画）」を策定し実施する。

## **(5) 報告体制、内部通報制度**

コンプライアンス違反もしくはその懸念のある事象が発生した場合、情報が常勤理事会議およびコンプライアンス統括部署に迅速に報告される体制を構築するとともに、役職員が直接情報提供を行うための「コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）」を設け運営する。報告された事象については適切な調査を行い、分析に基づいて改善に向けた取り組みを行う。

## **(6) 内部監査**

「内部監査規程」を定め、業務の実施部署から独立した内部監査を行う部署として内部監査室を設置し、実効性のある内部監査を実施する。

## **(7) 反社会的勢力への対応**

反社会的勢力による不当要求等発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、組織一体の毅然とした対応を行う。

## **2. 業務の適正を確保するための体制**

コンプライアンス、リスク管理、危機管理態勢および顧客対応体制を管理する部署を、それぞれ法務部、リスク管理部、総務部およびCS推進部と定め、組織全体としての内部統制の実効性を高める。また、内部監査室は、業務の適正を確保する体制について監査を行う。

### 3. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「理事会運営規則」および「常勤理事会議運営規則」にしたがい、理事の意思決定および職務執行に係る情報を文書に記録し、規程を定めて適切に保存および管理する。また、「文書管理規程」を定め、業務執行にかかる文書の管理について適正を確保する。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### (1) リスク管理規程

リスク管理を最も重要な経営管理の1つとして位置付け、組織全体のリスク管理態勢を構築し、その有効性・適切性を維持するための基本的事項を定めた「リスク管理規程」を制定して、事業活動に潜在するリスクを特定し、平時からリスクの低減および危機の未然防止に努める。

#### (2) リスク管理委員会

リスク管理担当役員の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置し、各種リスク管理のための施策に関する協議、リスク管理状況の把握等を行う。

#### (3) リスク管理態勢

共済事業向けの総合的な監督指針、共済事業実施組合に係る検査マニュアル等をふまえ、リスク管理態勢を構築する。

#### (4) 事業継続計画

事業の中断に関するリスクを洗い出し、その事業活動への影響度を把握して、事業継続のための「事業継続計画」を策定し、事業継続体制を構築する。

#### (5) リスク発生時の対応

リスク発生時に、適時、的確な対応、再発防止を行うとともに、危機または危機に該当する可能性が相当程度高いリスクが発生した場合には、迅速な対応を行う。

### 5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### (1) 理事会運営規則

「理事会運営規則」を定め、理事会における意思決定を円滑に進める体制を確保する。

#### (2) 常勤理事会議

効率的な職務執行のため、常勤理事会議を設置し、日常業務の執行に関する全ての重要事項の協議・決定を行う。

### (3) 組織・職制規程

組織、職制、職務権限、業務分掌および業務運営上必要な基本事項を「組織・職制規程」に定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

## 6. 子会社における業務の適正を確保するための体制

### (1) 子会社管理規程、統括部署

子会社の業務の適正を確保するため、子会社の経営に関わる基本的事項を定めた「子会社管理規程」を制定するとともに、子会社を統括的に管理および指導する部署を総務部と定める。

### (2) 内部監査

内部監査部署は、子会社の法令および定款の遵守状況についての監査を行う。改善の必要がある場合、速やかに必要な対策を講ずるよう適切な指導を行う。

## 7. 監事への報告体制およびその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### (1) 監事への報告

以下の事項を中心に、理事会その他重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために重要な会議への監事の出席、理事および職員から監事への報告を通じ、監事への適切な報告体制を構築する。

- ①事業の状況、業務および財産の状況
- ②内部統制システムの構築状況および運用状況
- ③内部監査部署の監査結果
- ④内部通報制度の運営状況
- ⑤その他監事が求める事項

### (2) 内部監査部署との連携

監事が当会の業務および財産の状況の調査、その他の監査職務を遂行するにあたり、内部監査部署から内部監査の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ、内部監査部署に対して調査を求める等、内部監査部署との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。

また、監事が監査法人と会合する機会を持つ等意見および情報交換を行い、必要に応じ、専門の弁護士や会計士と協議し、監査に関する助言を受ける機会を確保する。

## 8. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の独立性に関する事項

### (1) 監事会事務局

監事会の直属の組織として監事会事務局を設置し、理事の指揮命令を受けずに監事会を補助する組織・要員を確保する。

### (2) 独立性の確保

監事会事務局の所属員の理事からの独立性を確保するために、監事は当該所属員の人事について必要に応じて協議を行い、変更を申し入れることができる。

## 2. リスク管理について

### (1) リスク管理の基本的な考え方

全国生協連を取り巻くリスクは、広範多岐にわたるとともに、様々な要因によって変質したり、新たに発生したりしています。これらリスクを適切に管理して円滑な事業運営を行うことがより一層の社会的信頼を勝ち得ることにつながるものと考えています。

リスク管理とはあらゆるリスクからの損失をゼロにすることではなく、組織として許容可能な範囲内に損失がとどまるように管理することで健全な経営を確保していくものです。

全国生協連は、リスク管理の指針として「リスク管理基本方針」を定めています。本方針に従って、定期的に組織全体のリスクの洗い出しを行い、新たなリスクの発生や既存リスクの変質の有無を確認し、各リスクの顕在化確率や顕在化した場合の損失の大きさを分析・評価するとともに、各リスクへの具体的な対応策の策定・有効性の検証を行い、それらをより効果的なものに改善して事業への影響を抑制するための取り組みを行っています。

### (2) 地震等巨大災害リスクへの対応について

地震等巨大災害の発生頻度が高いという我が国の特性を踏まえ、被災による業務への影響を最小限に抑え、共済金の支払いなど重要度の高い業務の迅速な復旧や通常業務体制への早期回復のための体制構築に向けた準備を行っています。

### (3) 再保険について

#### ①再保険を手配する際の方針について

地震・台風のような大規模自然災害が発生すると巨額の共済金支払が予測されるため、共済金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に転嫁することによって、リスクの分散を図っています。このような取引を「再保険」といいます。

再保険を手配する際の方針については、共済制度の安定性や再保険料等を総合的に考慮して決定しています。

#### ②再保険手配の入手方法

再保険は、主に欧米の主要再保険会社から調達しています。

再保険取引にあたっては、「再保険の手配等取扱いに関する基準」を策定の上、その基準に基づき、再保険会社の信用力（格付け・財務情報等）を評価し、手配条件等も考慮した上で再保険金額を決定しています。また、再保険契約締結後も、再保険会社の格付けなどを継続的にモニタリングしています。

### ③地震リスクや台風リスクへの備えについて

地震リスクや台風リスクなどに対する再保険手配については、各リスクの定量評価を行い、その結果に基づき、手配可能額と再保険料等を総合的に勘案して決定しています。

### （４）資産運用リスクへの対応について

資産運用リスクとは、ご加入者からお預かりしている共済掛金や会員生協による出資金の運用に係るリスクを言います。

全国生協連は、消費生活協同組合法および関連法令に則り、将来の共済金等の支払いに備え、資産を安全かつ効率的に運用するため、「資産運用基本方針」を定め、市場リスク、信用リスク等のリスク管理を徹底しています。

### （５）オペレーショナル・リスクへの対応について

オペレーショナル・リスクとは、すべての業務に存在しているもので、通常の業務遂行の中で発生する損失に係るリスクを言います。

具体的には、事務リスク（役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失が発生するリスク）、システム・リスク（コンピュータ・システムの中断・停止、誤作動、不正利用等により損失が発生するリスク）、流動性リスク（財務内容の悪化や巨大災害に伴う資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく低い価格での資産の売却や著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失が発生するリスクおよび市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失が発生するリスク）、風評リスク（事業活動に関連して現実生じた各種のリスク、あるいは虚偽の風説・悪意の中傷等が報道されることにより、信用や評判が毀損し、損失が発生するリスク）、法務リスク（法令や契約等に反する、あるいは不適切な契約を締結する等により損失が発生するリスク）等を含む幅の広いリスクです。

全国生協連は、オペレーショナル・リスク管理の指針として「オペレーショナル・リスク管理の基本方針」を定め、適切な管理を行うことにより、リスクを軽減することに取り組んでいます。

### （６）ソーシャルメディア利用に伴うリスクへの対応について

ツイッター、フェイスブック、ブログ等のソーシャルメディアの利用が急激に増大しており、個人が社会に向けて直接情報発信を行うことが可能となっています。一方で、個人が企業や団体の機密情報を流出させてしまうなど組織に重大な影響を与える事態も発生しています。

全国生協連では、問題の発生を未然に防ぐためにソーシャルメディア利用に際しての心構えや遵守すべき事項を明示した「ソーシャルメディア・ポリシー」と同ポリシーの内容を詳しく解説した「ソーシャルメディア利用のガイドライン」を定め、役職員に注意を喚起しています。

## リスク管理基本方針

当会を取り巻くリスクの顕在化は、当会の事業および地域社会に大きな影響を及ぼす可能性があり、これに対する施策を経営の重要課題として位置付け、各種の取り組みを実施する必要がある。

### 1. リスク管理基本方針

- (1) 有効な内部統制システムを構築することにより、事業活動を遂行する上での様々なリスクを適切に管理して、より健全性の高い経営を確保し、加入者等関係者の信頼を高める。
- (2) 高い倫理観を持ち、事業活動に伴う道徳的危険や不正行為等に対して適切な防衛策を講じることにより、加入者等関係者の信頼を高める。

### 2. リスク管理行動指針

- (1) 災害や人為的事件・事故が発生しうることを認識し、リスク管理計画を作成して、それに基づいた職員・加入者・地域住民等の安全確保、当会資産の保全、業務の継続・早期復旧のための施策を実施する。
- (2) 緊急事態発生に際しては、加入者をはじめとする関係者への影響を極力小さくするよう最大限の努力を行い、再発防止策を適切に構築し、関係者の信頼回復に努める。
- (3) 緊急事態発生時に実施する対応は、常に人道面での配慮を優先させ、社会の一員として責任ある行動をする。
- (4) 経営はリスク管理のための対策に必要な資源を用意する。

## 資産運用基本方針

当会は、消費生活協同組合法その他関係法令やリスク管理基本方針を遵守するとともに、以下の方針に基づき資産運用を行う。

1. 財務の健全性および業務の適切性を確保し、共済契約上の責務を確実に履行するため、資産の安全性、流動性および効率性の観点から適切な特性を持つ資産を十分に確保する。
2. 適切な資産運用リスク管理を行うため、資産運用リスクの状況の適切なモニタリング、資産運用リスク管理のための諸施策の適切性および有効性の確認等の体制を整備する。

## オペレーショナル・リスク管理の基本方針

当会は、オペレーショナル・リスクを適切に管理するため、以下の方針のもと、リスク管理に取り組む。

### 1. オペレーショナル・リスクの特性を十分に理解し、適切な管理を行う。

オペレーショナル・リスクが当会の全ての業務に広く内在するとともに、全ての部署においてリスクが顕在化する可能性があることを認識し、当会の業務特性に応じた適切な管理を行う。

### 2. オペレーショナル・リスクを効率的に管理する体制を構築する。

全ての部署が所管する業務において顕在化したリスク、内在するリスクの両面から管理を行うとともに、リスク管理統括部署が管理体制全般について全体を俯瞰し、管理対象に漏れのない体制を構築する。

### 3. オペレーショナル・リスクの管理プロセスを有効に機能させる。

オペレーショナル・リスクを適切に特定・評価し、的確な対策を策定・実施することにより、リスクのコントロール・低減に向けた実効的な管理プロセスを機能させる。

### 3. コンプライアンス態勢について

#### (1) コンプライアンスに関する基本認識

全国生協連では、公共性の高い共済事業を健全・適正に運営し、ご加入者の期待にお応えしていくためには、法令や社会規範を遵守し、倫理的で誠実な活動を行っていくことが必要であり、それが社会の信頼・信用を得ることにつながると認識しています。

組織としてコンプライアンスを実践するためには、不祥事の発生を未然に防ぎ、また問題が発生した場合には速やかに発見し是正するための仕組みであるコンプライアンス態勢を整備することが必要であることから、組織全体として取り組んでいます。

#### (2) コンプライアンスに関する基本方針

組織として遵守すべき行動の基本原則として「行動憲章」を、そして、役職員一人ひとりが守るべき行動の指針として「倫理綱領」を定めています。

#### (3) 反社会的勢力に対する対応

反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念として「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化しています。

また、共済事業規約に暴力団排除条項を導入し、共済事業から反社会的勢力を排除する仕組みを整えています。

#### (4) コンプライアンス計画

コンプライアンス態勢を整備していくためのコンプライアンス計画を年度毎に策定し、これに従って各種施策を実施しています。

#### (5) 組織体制

コンプライアンスを推進していくための組織として「コンプライアンス統括部署」「コンプライアンス委員会」「内部監査室」等を設置しています。

##### ● 「コンプライアンス統括部署」

コンプライアンスを効率的に推進するためのコンプライアンス計画の策定・指示や教育・研修等を行っています。

##### ● 「コンプライアンス委員会」

コンプライアンス担当役員の諮問機関であり、定期的開催されています。

コンプライアンス施策の検討、実施状況の検証、問題点の是正・改善等のための討議・検討を行っています。

##### ● 「内部監査室」

あらゆる部署から独立した牽制機能を有する組織であり、コンプライアンス態勢が有効に整備され、機能しているかを検証し、定期的に日常業務における問題点を洗い出すための内部監査を行っています。

#### (6) コンプライアンス教育・研修

コンプライアンスに係る理念や態勢、あるいは業務遂行上遵守すべき法令等について具体的に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、これに基づいた研修を行う等、コンプライアンスを組織に定着させるための教育・研修を継続的に行ってコンプライアンス意識の向上、倫理観の醸成に努めています。

## 行動憲章

1. 法令、社会ルールを遵守し、その背景にある立法の趣旨、精神を理解し、誠実に行動する。
2. 有益な共済制度・サービスを個人情報保護に十分配慮した上で開発・提供し、共済加入者等の満足と信頼を獲得する。
3. 公正、透明な業務活動・取引を行う。
4. 共済加入者等はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、積極的な情報開示を行う。
5. 職員の人格・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 社会の一員として積極的に社会貢献活動を行う。
7. 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは関係を持たない。
8. 行政と健全かつ公正な関係を維持するとともに、政治的中立を確保する。

### 〈経営者の宣言〉

全国生活協同組合連合会の経営者は、本行動憲章の精神の実現が自らの責務であることを認識した上で、率先垂範して組織内における周知徹底と遵守を図る。

また、本行動憲章に反する事態が発生した時には、自ら原因を究明し、再発防止に努めるとともに、迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行する。

## 倫理綱領

### 1. 法令・諸規則の遵守

生協法をはじめ業務上必要なあらゆる法令、社会ルール、当会の諸規則について、その趣旨を理解し、その遵守に努めます。

### 2. 健全な社会常識と倫理感覚

お客様及び広く社会から信頼される職業人として、健全な社会常識と倫理感覚を保持できるよう不断の研鑽に努めます。

### 3. 適切な情報開示・説明

提供する商品・サービスの内容や当会の経営情報について正しく開示し、説明します。

### 4. 適切な情報管理

業務上知り得た個人情報について法令等に従って適正に取り扱います。

### 5. 公正、公平な取り扱い

全てのお客様の公正、公平な取り扱いを確保します。

### 6. 公私のけじめ

業務遂行に当たって、常に公私の別を考えて行動します。

### 7. 人権の尊重

人権を尊重し、差別やハラスメントの発生防止に取り組みます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当会は、共済事業実施機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、お客様と職員の安全を確保するため、社会秩序や安全に脅威を与える暴力団、暴力団関係者等の反社会的勢力に対して断固とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、被害防止のため、組織的な対応を行うことにより、迅速な問題解決に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力との取引を一切行いません。また、不当要求に対しては断固として拒絶します。
4. 反社会的勢力による不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
5. 反社会的勢力に対する資金提供や不適切な取引および便宜供与は行いません。

## 4. 個人情報および特定個人情報等の取り扱いについて

### (1) 個人情報の取り扱い

全国生協連および全国生協連が実施する共済事業を取り扱う会員生協（以下「都道府県民共済グループ」）は、個人情報の保護に関する法律やその他関連する法令等を遵守して個人情報を適正に取り扱うため、個人情報の取り扱いに関する保護方針および諸規程を定めるとともに、個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、役職員への教育・指導を徹底しています。

### 個人情報保護方針

全国生活協同組合連合会および全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合（以下「都道府県民共済グループ」という。）（※）は、個人情報の保護に関する法律および政令等を遵守し、個人情報の取り扱いに関する規程を定めるとともに必要な体制整備を行い、以下の方針によりお客さま（加入者等）の個人情報の適正な利用と保護に努めます。

#### 1. 個人情報の取得・利用目的について

(1) 都道府県民共済グループでは、個人情報保護法および関連法令等に従い、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な方法により個人情報を取得します。

具体的には

- ア. 申込書等の書面、またはインターネット等の情報ネットワークを通して取得する方法
- イ. アンケートやキャンペーン等の実施により、はがき等で取得する方法  
等があります。

また、都道府県民共済グループへのお電話につきましては、内容の正確な記録やサービスの充実等、業務上必要な範囲内で録音させていただくことがあります。

(2) 都道府県民共済グループでは、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。

- ア. 共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の事業（以下、「都道府県民共済グループの事業」という。）についての健全な運営およびアンケートその他の調査
- イ. 都道府県民共済グループの事業に関する商品・サービスのご紹介

ウ．全国生活協同組合連合会の子会社および会員生活協同組合の子会社ならびに提携企業の商品・サービスのご案内

- (3) 個人情報は上記(2)の利用目的以外には利用いたしません。個人情報を上記(2)の利用目的以外に利用する場合は、あらためてお客さまのご同意をいただきます。
- (4) 書面やインターネット等の情報ネットワークでお客さまから直接当該ご本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、ご本人に対し、その利用目的を明示します。
- (5) 利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページにより公表します。

## 2. 個人データの保管・利用について

- (1) 都道府県民共済グループでは、個人情報保護管理者を定め、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他の安全管理のために、個人データへのアクセス管理、個人データの持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じます。
- (2) 職員等が個人データを取り扱う場合は、当該個人データの安全管理が図れるよう、必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 取得した個人データは、情報処理等の目的で外部に取り扱いを委託することがあります。外部への委託に際しては、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理、監督を行います。
- (4) 業務上取り扱う個人データを、業務上必要な範囲で正確かつ最新の内容で保持するため適切な措置を講じます。
- (5) 次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者へ提供することはありません。
  - ア．法令に基づく場合
  - イ．人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ウ．公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
  - エ．国の機関もしくは地方公共団体等の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

オ. 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合  
カ. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

キ. 同一住所にお住まいの方・同一掛金振替口座をご利用の方に加入証書や割戻金のご案内等の郵送物をまとめて発送する場合

都道府県民共済グループでは、共済事業の事務手続きにおいて、同一住所・同一掛金振替口座の方の加入証書や割戻金のご案内等の郵送物を同一封筒でまとめて発送する場合があります。これらの書類には、宛名ご本人（またはご契約者）以外の家族、同居者、勤務先の者等の氏名、生年月日、住所、加入者番号、掛金振替口座、加入内容等が記載されています。郵送物の個別発送をご希望の方は、お問い合わせ窓口までその旨ご連絡ください。

(6) お客さまの個人データは、次の範囲で都道府県民共済グループが共同利用いたします。

ア. 共同利用する個人データの項目

共済加入・変更時および共済金支払請求時等にお預かりした個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、加入者番号、金融機関口座番号、加入内容、健康告知・診断書等の医療情報、事故にかかわる情報等）

イ. 共同利用者の範囲

都道府県民共済グループ

ウ. 利用目的

1. (2) アからウに掲げた目的

エ. 個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

全国生活協同組合連合会および当該個人にかかわる共済事業を取り扱う会員生活協同組合

(7) 業務上取り扱う個人情報を、業務上必要な範囲で加工して匿名加工情報を作成し利用することがあります。匿名加工情報を作成する場合、安全管理のための措置を講じ、厳格な管理を行います。匿名加工情報を作成または第三者に提供する場合、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目等をホームページにより公表します。

### 3. 保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停止等について

保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正・利用停

止等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認  
させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす  
等特別な理由がない限り、速やかに対応いたします。

#### 4. 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきま  
しては、各取扱団体までご連絡ください。

[お問い合わせ窓口]

お問い合わせは各都道府県の取扱団体（※）までお願いいたし  
ます。

※都道府県民共済グループおよびお問い合わせ窓口の電話番号等  
は、下記ホームページにてご確認いただけます。

<https://www.kyosai-cc.or.jp/information/>

## (2) 特定個人情報等の取り扱い

全国生協連は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ならびにその他関連する法令等を遵守して特定個人情報等を適正に取り扱うため、特定個人情報等の取り扱いに関する保護方針および諸規程を定めるとともに、特定個人情報等の取り扱いが適正に行われるよう、役職員への教育・指導を徹底しています。

### 特定個人情報等保護方針

全国生活協同組合連合会（以下「当会」という。）は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取り扱いに関し、以下の方針を定め、特定個人情報等の適正な利用と保護に努めます。

#### 1. 事業者の名称について

全国生活協同組合連合会

#### 2. 関係法令・ガイドライン等の遵守について

当会は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および政令ならびに特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等の適正な取り扱いを行います。

#### 3. 安全管理措置について

当会は、適切な安全管理措置を実施するために特定個人情報等の取り扱いに関する規程を定めるとともに、必要な体制整備を行います。なお、特定個人情報等の取り扱いの一部を外部に委託しています。外部への委託に際しては、委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。

#### 4. 特定個人情報等（マイナンバー制度）の取り扱いに関するお問い合わせ窓口

当会は、特定個人情報等の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等のお問い合わせ窓口を定めております。

## 5. 普及推進について

### (1) 普及推進に関する基本方針

都道府県民共済グループは、金融商品の販売等に関する法律およびその他関連する法令等を遵守し、適正な普及推進を行うための普及推進方針を定めています。

### (2) 共済募集管理に関する基本方針

普及推進方針に従って適切な共済募集を行うための共済募集管理に関する基本方針を定めています。

## 普及推進方針

1. 都道府県民共済の普及推進にあたっては、消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、およびその他各種法令等を守り、適正な普及推進に努めてまいります。
2. 都道府県民共済の普及推進にあたっては、お客様に保障の内容を十分ご理解いただけるよう知識を習得し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客様の都道府県民共済に関する知識、ご加入目的、財産の状況等をふまえ、お客様のご意向に沿った共済をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 都道府県民共済の普及推進にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
5. 万が一共済金の支払事由が発生した場合におきましては、迅速、的確に共済金のお支払いができるよう努めてまいります。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、お客様に関する情報等につきましては適正かつ厳正に管理するよう努めてまいります。
7. お客様のご意見、ご要望等をお聞きし、今後の共済開発、普及推進のご参考にさせていただくよう努めてまいります。

## 共済募集管理に関する基本方針

共済募集に携わる者は、共済募集が最も重要な業務の1つであると認識し、共済加入者等の保護の観点から共済募集の適正性を確保するため、以下の点を確実に実行することにより、永続的にサービスを提供し、お客様に満足していただけるよう不断の努力を行う。

### 1. 共済募集について

- (1) 共済募集に関する法令等および諸規程について、その規定の趣旨を十分理解し、公正かつ適切なコンプライアンスを実現するよう努める。
- (2) 「普及推進方針」に従い適切にお客様へ情報を提供し、当会の共済について理解いただき自発的に加入いただくよう努める。

### 2. 共済募集の管理態勢について

- (1) 共済募集の適正性を確保するための管理態勢を整備し、会員生協および共済募集人に周知、徹底するとともに、継続的な確認と見直しに努める。
- (2) 会員生協および共済募集人に対して、共済募集に関する法令・ルール等についての教育および指導を継続的に実施し、資質の向上に努める。
- (3) 共済加入者等の要望、相談および苦情を十分把握・分析し、業務の改善に努める。

## 6. 「ご加入者の声」を大切にされた業務改善への取り組み

全国生協連では「苦情対応方針」を定め、苦情・ご提言等の受付窓口に寄せられる「ご加入者の声」を大切な経営資源として活用しています。また、会員生協に寄せられた苦情やご提言等についても内容を分析し、「加入者サービスの向上」を目指して共済事業の推進に活用するとともに、同種苦情の再発防止のため、情報の共有化を推進しています。

### ○苦情・ご提言等の受付状況

都道府県民共済グループに寄せられた2018年度の苦情やご提言等の件数は、全体で4,180件となり、類型別に分類すると次のとおりとなりました。なお、職員対応関連については、一部地域において昨年9月に発生した度重なる台風被害に伴い、電話が繋がりにくい状態が生じ、多くのご加入者等に多大なるご不便をお掛けしたことから、今回の反省と経験を踏まえ、現在、大規模災害時における受電体制について抜本的な改善に取り組んでいます。

### 類型別の受付状況

(単位：件数、構成比：%)

分類	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	構成比
職員対応関連	365	445	324	408	2,369	56.7
事務処理関連	85	106	149	141	144	3.4
共済金支払い関連	182	187	190	188	241	5.8
事業推進関連	150	165	192	139	174	4.2
共済制度関連	113	114	122	151	142	3.4
その他	337	571	578	484	1,110	26.5
合計	1,232	1,588	1,555	1,511	4,180	100.0

※全国生協連および会員生協に寄せられた苦情・ご提言等の総数を表示しています。

#### 苦情・ご提言等の受付窓口

電話 0120-600-050

受付時間 平日9:00～17:00

(但し、土・日・祝日・年末・年始を除く)

全国生協連では、ご加入者との信頼をより一層強固なものにするため、皆様からの苦情やご提言等の声をお受けする専用の受付窓口を設けています。全国生協連のホームページ(<https://www.kyosai-cc.or.jp/>) もご覧ください。

**異議申し立て機関** …… 全国生協連では、共済金の支払いなどに関する審査決定に不服があるご加入者または共済金受取人が異議の申し立てを行うことができる機関として「審査委員会」を設けています。

「ご加入者の声」を基に、新型火災共済に「地震特約」を新設するなど地震保障の拡充（2018年10月1日付）を行うとともに、熟年型（80歳～85歳）について「病気」による入院保障を新設するなど熟年世代に対する保障の充実（2019年4月1日付）を図りました。また、2017年4月に開設した「ご加入者用マイページ」について機能の追加を行ったほか、加入申込書類や共済金請求書類等の改善を図るなどご加入者から寄せられた大切な声を業務改善に取り入れております。

## 苦情対応方針

1. 苦情申し出者の正当な権利を常に考え、権利を尊重した対応を行う。
2. 苦情に誠実かつ迅速に対応し、円満に解決するよう努める。
3. 苦情は都道府県民共済グループ全体に向けられたものと理解し、組織を挙げて責任ある対応を行う。
4. 苦情の受付・対応に当たっては、公平な態度を保持する。
5. 苦情に対し、是正が必要な場合には、迅速に対応し、再発を防止する。
6. 苦情を真摯に受け止め、組織全体で共有するとともに、顧客満足の改善に努める。
7. 苦情申し出者のプライバシーを尊重し、個人情報を厳重に保護する。
8. 不当な要求に対しては、毅然とした対応を行う。

## 7. 情報発信とご加入者サービス（画像は仮）

### （1）情報開示について

全国生協連では、透明性のある組織運営を目指して、事業活動や財務の状況などの説明書類として「事業および組織の現状」を作成し、情報の開示を行っています。

この説明書類は、厚生労働省令で定められている業務や財産の状況に関する項目を記載したものであり、毎事業年度作成のうえ、事務所に備え置くとともに、全国生協連のホームページ上において開示を行っています。



### （2）情報誌について

全国生協連では、ご加入者と都道府県民共済グループを結ぶ情報誌として、「ファミリー倶楽部」を年1回定期的に発刊し、ご加入者にお届けしています。

ご加入者との繋がりを第一に考え、都道府県民共済を身近に感じてもらい続けるために、共済制度や当該事業年度に生じたトピックスをはじめ、共済金の請求方法などの情報を発信しています。



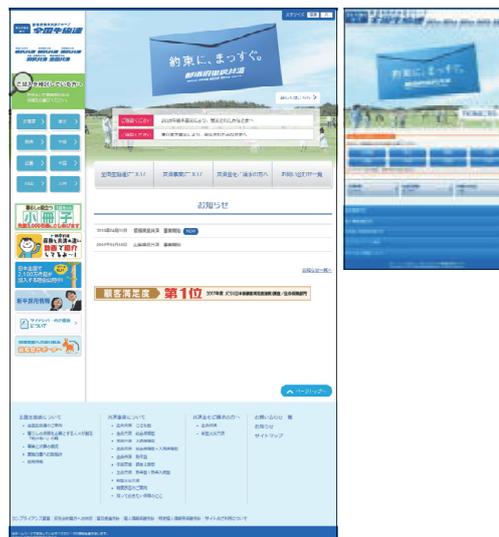
### （3）ホームページについて

全国生協連のホームページでは、都道府県民共済事業の事業哲学を紹介するとともに、共済制度のご案内や共済金の請求方法などの最新情報を掲載しています。

また、全国生協連のホームページと連携し、各都道府県民共済でもホームページの開設を行い、より詳細な情報を掲載しているとともに、共済制度に係る保障や掛金のシミュレーション機能および申込書作成機能を利用いただけるほか、資料請求の受付等も行っています。

※スマートフォン用と携帯用のサイトも開設しています。

#### 全国生協連のホームページ／スマホサイト



#### (4) 「ご加入者用マイページ」について

各都道府県民共済のホームページでは、利便性の向上を図るため「ご加入者用マイページ」を設けています。ご加入者がインターネットでご自身の情報を確認したり、各種変更や証明書等再発行の手続きを行うことが可能です。お仕事等の都合で日中連絡するお時間がない方でも、24時間365日ご都合のいい時間にお手続きをいただくことができます。



※詳細は各都道府県民共済のホームページをご覧ください。

※「ご加入者用マイページ」については、一部利用をいただけない会員生協があります。

#### (5) インターネット新規申込について

各都道府県民共済のホームページでは、利便性やサービスのより一層の向上を図るため、インターネットを通じて新規加入の申し込み手続きが完結する専用のページを設けています（本年2月25日より稼働）。パソコンやスマートフォンから「生命共済」や「新型火災共済」のお申し込み手続きをいただくことが可能（書類の郵送は不要）です。

※詳細は各都道府県民共済のホームページをご覧ください。

※インターネット新規申込については、一部利用をいただけない会員生協があります。

#### (6) 示談交渉付個人賠償責任保険の提供について

近年、自転車等の事故で加害者になってしまった場合の賠償金額が高額になる事例が増えており、社会的に注目されています。そこで、全国生協連では「生命共済」と「新型火災共済」のご加入者を対象に「万一の賠償責任に備えた手厚い補償」の提供を行うべく損害保険会社と団体契約を締結し、保険料を低く抑えた『示談交渉付個人賠償責任保険（保険金額：3億円限度）』のご案内を2017年4月より実施しています。なお、これまでに23万件（2019年3月末）を超えるご加入者にご利用をいただいています。

#### (7) 電話健康相談室について

都道府県民共済グループでは、専門機関と連携して、ご加入者とご家族全員の健康をサポートする電話による無料健康相談室を設けています。

24時間年中無休体制となっているため、お困りの時は、すぐに専門のスタッフにご相談をいただくことができます。

※電話健康相談室については、一部利用をいただけない会員生協があります。

## 8. 大規模自然災害への対応について

都道府県民共済グループでは、大規模自然災害の発生に伴い被災されたご加入者の1日も早い生活の再建を念頭に、助けあいの共済が少しでもお力になれるよう、今後も共済金をお支払いするための作業を進めてまいります。

なお、「お支払いの対象となる保障」などの詳細は全国生協連のホームページ (<https://www.kyosai-cc.or.jp/>) をご覧ください。

### (1) 東日本大震災他、一連の地震・津波災害への対応について

2011年3月11日に発生いたしました東日本大震災他、一連の地震・津波災害の被害は過去に類を見ない規模となり、大震災発生から8年が経過した今なお、復興途上であり、その爪あととは深く残されています。全国生協連では被災されたご加入者に簡便・迅速な共済金のお支払いに努めてまいりました。

#### ● 共済金の支払状況について (2019年3月31日現在/支払登録分)

	生命共済（こども型・総合保障型・熟年型）および傷害共済	新型火災共済
支払件数	合計2,562件	合計30,129件
支払金額	合計158億2,915万円	合計382億5,779万円

### (2) 平成28年熊本地震への対応について

2016年4月14日以降に発生いたしました熊本県を中心とする一連の地震（平成28年熊本地震）について、発生から3年が経過し、復興は着実に進んでいるものの、被災者の生活再建は道半ばにあります。全国生協連では被害状況の把握に努め、被災されたご加入者に簡便・迅速な共済金のお支払いに努めてまいりました。

#### ● 共済金の支払状況について (2019年3月31日現在/支払登録分)

	生命共済（こども型、総合保障型・入院保障型、熟年型・熟年入院型）および傷害共済	新型火災共済
支払件数	合計171件	合計3,362件
支払金額	合計6,464万円	合計38億211万円

### (3) 2018年6月から10月に発生した一連の自然災害への対応について

2018年は6月に「大阪府北部を震源とする地震」が発生し、以降、西日本を中心に記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨」、北海道胆振地方中東部を震源とする「平成30年北海道胆振東部地震」、さらに近畿地方を縦断し猛烈な風雨をもたらした台風21号、台風24号など、近年では類を見ないほど短期間に数多くの大規模自然災害に見舞われ、列島各地において深刻な被害が発生いたしました。被災地では復興への歩みを進めていますが、再建に向けた課題も多く時間がかかる見通しです。全国生協連では、引き続き被災されたご加入者に簡便・迅速な共済金のお支払いに努めています。

● 共済金の支払状況について（2019年3月31日現在／支払登録分）

	生命共済（こども型、総合保障型・入院保障型、熟年型・熟年入院型）および傷害共済	新型火災共済
支払件数	合計323件	合計62,108件
支払金額	合計2億2,788万円	合計175億8,461万円

※上記の支払件数・支払金額は次の災害の合計

- ①大阪府北部を震源とする地震、②平成30年7月豪雨、③平成30年台風21号、④平成30年北海道胆振東部地震、⑤平成30年台風24号、⑥平成30年台風25号

（4）大規模自然災害を見据えた今後の主な課題について

全国生協連では、これまでに政府から公表されている南海トラフ地震や首都直下型地震の被害想定および東日本大震災を初めとするこれまでの大規模自然災害における経験を踏まえ、業務継続計画（BCP）の見直しを行うなど危機管理態勢の強化を図ってまいりました。

東日本大震災などの大規模自然災害の発生に伴って表面化した様々な課題を自らのリスクとして捉え、有事発生の際の影響を最小限にとどめるため、代替措置の実務的検証と必要な改善措置の検討などの取り組みを進めています。

## V. 子法人の状況に関する事項

### 1. 主要な事業の内容および組織の構成

#### (1) 主要な事業の内容

全国生協連の会員生協および会員生協組合員の生活の改善や文化の向上を図るとともに、共済事業の発展に寄与することを目的として、紳士服および婦人服、その他関連する商品の供給事業を行っています。

#### (2) 組織の構成（5頁参照）

### 2. 子法人の概況

#### (1) 子法人の概要

区 分	子法人
商 号	株式会社 F J C C 衣良品サービス
代表者名	代表取締役 松永 和明
設立年月日	2013年2月20日
所 在 地	埼玉県さいたま市南区沼影一丁目10番1号
資本金の額	1億円
全国生協連の出資状況	4,000株（議決権比率100%）
主要な事業内容	①服地の仕入、販売およびその加工品の販売 ②衣料品その他関連商品の仕入、販売等
全国生協連子会社の議決権比率	該当する子会社はありません

#### (2) 子法人の決算概況

決 算 期：2019年3月期（第7期）

決算期間：2018年4月1日～2019年3月31日

#### 資産・負債・純資産の状況

(単位：千円)

科 目		金 額
資 産 の 部	流動資産	509,182
	固定資産	4,023
	資産合計	513,205
負 債 の 部	流動負債	39,547
	固定負債	14,950
	負債合計	54,498
純 資 産 の 部	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	258,707
	純資産合計	458,707
負債・純資産合計		513,205

#### 損益の状況

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	570,447
売上総利益	108,916
営業利益	32,173
経常利益	32,301
当期純利益	18,374

#### 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

科 目		金 額
株主資本 (純資産合計)	当期首残高	440,333
	当期変動額	18,374
	当期末残高	458,707

## VI. 財産の状況に関する事項

### 1. 貸借対照表

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	増減	
						増減	前年度比
〔資産の部〕							
1 現金及び預金	610,643	660,692	701,049	733,675	750,631	16,955	102.3
(1) 現金	1	1	0	1	1	0	94.3
(2) 預貯金	610,642	660,690	701,048	733,674	750,630	16,955	102.3
2 有価証券	44,961	44,863	53,149	69,088	75,059	5,970	108.6
(1) 譲渡性預金	33,539	34,252	37,257	48,044	49,066	1,022	102.1
(2) 国債	11,416	10,191	10,501	8,817	7,885	△ 932	89.4
(3) 地方債	—	413	2,393	6,414	9,539	3,125	148.7
(4) 社債	—	—	2,990	5,806	8,562	2,755	147.5
(5) その他の証券	6	6	6	6	6	—	100.0
3 貸付金	96	77	66	55	47	△ 8	84.9
(1) その他の貸付金	96	77	66	55	47	△ 8	84.9
4 再共済勘定	82	22	29	30	11	△ 19	37.5
5 業務委託勘定	2,643	2,627	3,398	3,458	3,441	△ 16	99.5
6 その他共済資産	573	198	177	180	491	311	272.0
7 前払費用	53	53	45	55	92	37	167.3
8 未収収益	139	145	90	108	110	2	101.9
9 その他資産	803	627	690	910	1,356	445	148.9
(1) 未収入金	422	313	318	358	337	△ 20	94.2
(2) 差入保証金	83	76	79	26	489	463	1,846.5
(3) その他の資産	297	237	292	526	528	2	100.6
10 業務用固定資産	3,764	3,754	4,419	5,118	5,379	261	105.1
(1) 土地	1,577	1,577	1,577	1,577	1,577	—	100.0
(2) 減価償却資産	1,899	1,822	1,814	1,905	1,835	△ 70	96.3
(3) 無形固定資産	263	344	1,021	1,622	1,884	261	116.1
(4) その他固定資産	23	10	6	12	82	69	640.9
11 関係団体等出資金	200	200	200	200	200	—	100.0
(1) 子会社等株式	200	200	200	200	200	—	100.0
12 前払年金費用	169	117	127	127	119	△ 7	94.1
13 繰延税金資産	30,362	33,165	39,445	46,808	50,363	3,555	107.6
14 貸倒引当金	△ 309	△ 307	△ 304	△ 353	△ 344	8	—
資産合計	694,185	746,238	802,584	859,464	886,960	27,495	103.2

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	増減	
						増減	前年度比
〔負債の部〕							
1 共済契約準備金	446,288	473,883	503,866	535,359	542,033	6,673	101.2
(1) 支払備金	73,386	76,008	76,170	72,223	76,620	4,397	106.1
(2) 責任準備金	201,788	222,373	246,559	274,120	292,111	17,990	106.6
(3) 割戻準備金	171,114	175,501	181,136	189,015	173,301	△ 15,714	91.7
2 再共済勘定	289	241	208	191	853	661	444.6
3 業務委託勘定	3,996	3,744	41	32	118	86	365.5
4 借入金	11	9	7	5	2	△ 2	51.8
5 未払費用	1,790	819	1,286	1,213	1,715	502	141.4
6 その他負債	504	5,212	7,927	10,232	7,857	△ 2,374	76.8
(1) 未払金	72	49	195	377	152	△ 225	40.3
(2) 未払法人税等	8	4,734	7,397	9,301	7,048	△ 2,253	75.8
(3) 預り金	105	120	105	370	494	123	133.5
(4) 長期未払役員退職金	317	308	227	182	162	△ 20	88.8
(5) その他の負債	0	0	0	0	0	—	100.0
7 引当金	670	660	693	732	726	△ 6	99.1
(1) 賞与引当金	198	192	206	210	186	△ 24	88.6
(2) 退職給付引当金	472	468	487	522	540	17	103.4
8 価格変動準備金	30	35	43	55	69	14	126.2
負債合計	453,582	484,607	514,074	547,823	553,376	5,553	101.0
〔純資産の部〕							
1 会員資本	240,595	261,446	288,413	311,507	333,273	21,766	107.0
(1) 出資金	147,608	163,603	187,451	205,465	218,204	12,739	106.2
(2) 剰余金	92,986	97,843	100,962	106,042	115,069	9,027	108.5
① 法定準備金	18,345	19,261	20,264	20,916	21,960	1,044	105.0
② 任意積立金	66,934	70,534	74,534	76,934	80,934	4,000	105.2
震災等見舞金積立金	29,425	29,425	29,425	29,425	29,425	—	100.0
共済支払準備積立金	31,980	35,580	39,580	41,980	45,980	4,000	109.5
システム開発積立金	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	—	100.0
土地圧縮積立金	229	229	229	229	229	—	100.0
③ 当期未処分剰余金	7,706	8,046	6,163	8,190	12,173	3,983	148.6
(うち当期剰余金)	(4,581)	(4,994)	(3,260)	(5,219)	(9,165)	(3,946)	(175.6)
2 評価・換算差額等	6	184	96	134	309	175	230.8
(1) その他有価証券評価差額金	6	184	96	134	309	175	230.8
純資産合計	240,602	261,631	288,510	311,641	333,583	21,941	107.0
負債・純資産合計	694,185	746,238	802,584	859,464	886,960	27,495	103.2

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

※2017年度以前は、2018年度の様式に統一して表示しています。

## 2. 損益計算書

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	増減	
						増減	前年度比
<b>I 経常収益</b>	910,822	931,317	949,965	964,505	982,929	18,424	101.9
<b>1 共済掛金等収入</b>	589,956	603,295	613,179	621,038	634,577	13,538	102.2
(1) 受入共済掛金	589,685	603,185	613,084	620,936	634,488	13,551	102.2
(2) 受入再共済金	271	110	94	102	89	△ 13	87.2
<b>2 共済契約準備金戻入額</b>	320,137	327,313	336,157	342,819	347,692	4,873	101.4
(1) 支払備金戻入額	68,157	73,386	76,008	76,170	72,223	△ 3,946	94.8
(2) 責任準備金戻入額	81,026	82,812	84,647	85,536	86,477	941	101.1
(3) 割戻準備金戻入額	170,953	171,114	175,501	181,112	188,991	7,878	104.4
<b>3 資産運用収益</b>	581	568	502	491	539	47	109.7
(1) 利息及び配当金等収益	581	568	502	491	539	47	109.7
<b>4 その他経常収益</b>	147	139	125	154	119	△ 35	77.3
(1) その他の経常収益	147	139	125	154	119	△ 35	77.3

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	増減	
						増減	前年度比
II 経常費用	733,424	748,845	764,328	768,277	796,958	28,680	103.7
1 共済金等支払額	492,262	500,284	507,380	509,254	538,959	29,705	105.8
(1) 支払共済金	318,695	327,010	329,944	326,180	346,277	20,096	106.2
(2) 支払再共済掛金	2,680	2,210	1,992	2,002	3,741	1,738	186.8
(3) 支払割戻金	170,886	171,063	175,443	181,070	188,940	7,869	104.3
2 共済契約準備金繰入額	171,143	179,406	185,004	185,320	181,088	△ 4,231	97.7
(1) 支払備金繰入額	73,386	76,008	76,170	72,223	76,620	4,397	106.1
(2) 責任準備金繰入額	97,757	103,398	108,834	113,097	104,468	△ 8,628	92.4
3 資産運用費用	221	227	216	204	201	△ 2	98.6
(1) 支払利息	221	225	216	203	201	△ 2	98.7
(2) 有価証券償還損	0	1	0	0	0	△ 0	36.6
4 事業経費	69,635	68,790	71,593	73,341	76,558	3,217	104.4
(1) 人件費	2,827	2,696	2,623	2,636	2,725	88	103.4
(2) 物件費	16,270	15,231	15,454	16,587	17,502	914	105.5
(3) 加入促進費	495	879	664	635	3,004	2,369	472.8
(4) 共済委託手数料	50,042	49,983	52,851	53,481	53,326	△ 155	99.7
5 その他経常費用	160	137	133	157	150	△ 7	95.5
(1) 寄付金	60	60	60	60	70	10	116.7
(2) 貸倒引当金繰入額	25	—	—	18	—	△ 18	—
(3) その他の経常費用	74	77	73	79	80	0	101.3
III 経常剰余金	177,398	182,471	185,636	196,227	185,970	△ 10,256	94.8
IV 特別損失	5	5	9	18	14	△ 3	79.0
1 固定資産処分損	0	0	0	7	0	△ 6	2.4
2 価格変動準備金繰入	5	4	8	11	14	2	125.8
V 税引前当期剰余金	177,392	182,466	185,627	196,208	185,956	△ 10,252	94.8
VI 法人税等	5	4,841	7,476	9,374	7,135	△ 2,238	76.1
VII 法人税等調整額	1,690	△ 2,871	△ 6,245	△ 7,377	△ 3,622	3,755	—
VIII 割戻準備金繰入額	171,114	175,501	181,136	188,992	173,277	△ 15,714	91.7
IX 当期剰余金	4,581	4,994	3,260	5,219	9,165	3,946	175.6
X 当期首繰越剰余金	3,124	3,052	2,902	2,971	3,008	37	101.2
XI 当期末処分剰余金	7,706	8,046	6,163	8,190	12,173	3,983	148.6

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

### 3. 剰余金処分計算書

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	増減	前年度比
I 当期末処分剰余金	7,706	8,046	6,163	8,190	12,173	3,983	148.6
II 剰余金処分額	4,654	5,143	3,191	5,182	8,983	3,801	173.4
1 法定準備金	916	1,003	652	1,044	1,834	790	175.7
2 出資配当金	138	140	139	138	149	11	108.4
3 任意積立金	3,600	4,000	2,400	4,000	7,000	3,000	175.0
(1) 共済支払準備積立金	3,600	4,000	2,400	4,000	7,000	3,000	175.0
III 次期繰越剰余金	3,052	2,902	2,971	3,008	3,189	181	106.0

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

### 4. 決算関係書類の注記

87頁～98頁参照

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
<p>I. 継続組合の前提に関する注記 該当事項はありません。</p>	<p>I. 継続組合の前提に関する注記 同左</p>	<p>I. 継続組合の前提に関する注記 同左</p>	<p>I. 継続組合の前提に関する注記 同左</p>	<p>I. 継続組合の前提に関する注記 同左</p>
<p>II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格 等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの…移動平均法による原価法</p>	<p>II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左</p>	<p>II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左</p>	<p>II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左</p>	<p>II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券の評価基準および評価方法 子会社等株式…同左 その他有価証券 時価のあるもの…同左</p>
<p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）</p>	<p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左</p>	<p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左</p>	<p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左</p>	<p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法 貯蔵品…同左</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 …法人税法に基づく定率法。但し1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、法人税法に基づく定額法。</p>	<p>3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…同左</p>	<p>3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 …法人税法に基づく定率法。但し1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、法人税法に基づく定額法。 一括償却資産については、法人税法に基づき3年間で均等償却しております。</p>	<p>3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 …法人税法に基づく定率法。但し1998年4月1日以降に取得した建物および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、法人税法に基づく定額法。 一括償却資産については、法人税法に基づき3年間で均等償却しております。</p>	<p>3. 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産…同左</p>

<p>無形固定資産…定額法。但しソフトウェア（当会利用）については、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。</p> <p>4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金…職員賞与の支給に備えるため、翌期の支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、年金資産の額が、退職給付債務の額を超過している場合は、「前払年金費用」として計上しております。</p> <p>5. 支払備金の計上基準 共済金の支払いに備えるため、既発生既報告支払備金（普通支払備金）および既発生未報告支払備金（IBNR備金）を計上しております。</p> <p>6. 責任準備金の計上基準 責任準備金は、消費生活協同組合法第50条の7の規定に基づく準備金であり、異常危険準備金については、異常災害発生時の共済金の支払いに備えるため、共済リスクの区分に応じた所要額を計算し、計上しております。</p>	<p>無形固定資産…同左</p> <p>4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左</p> <p>賞与引当金…同左</p> <p>退職給付引当金…同左</p> <p>5. 支払備金の計上基準 同左</p> <p>6. 責任準備金の計上基準 同左</p>	<p>おります。</p> <p>なお、この変更による当事業年度の経常剰余金及び税引前当期剰余金に与える影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産…同左</p> <p>4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左</p> <p>賞与引当金…同左</p> <p>退職給付引当金…同左</p> <p>5. 支払備金の計上基準 同左</p> <p>6. 責任準備金の計上基準 責任準備金は、消費生活協同組合法第50条の7の規定に基づく準備金であり、異常危険準備金については、異常災害発生時の共済金の支払いに備えるため、共済リスクの区分に応じた所要額を計算し、計上しております。</p>	<p>無形固定資産…同左</p> <p>4. 引当金の計上基準 貸倒引当金…同左</p> <p>賞与引当金…同左</p> <p>退職給付引当金…同左</p> <p>5. 支払備金の計上基準 同左</p> <p>6. 責任準備金の計上基準 同左</p>
--	---	--	---

<p>7. 価格変動準備金の計上基準 価格変動準備金は、消費生活協同組合法第50条の9の規定に基づく準備金であり、所有する資産の価格変動による損失に備えるため所要額を計算し、計上しております。</p>	<p>7. 価格変動準備金の計上基準 同左</p>	<p>7. 価格変動準備金の計上基準 同左</p>	<p>7. 価格変動準備金の計上基準 同左</p>	<p>7. 価格変動準備金の計上基準 同左</p>
<p>8. 消費税および地方消費税の会計処理 税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法に定める繰延消費税については5年間で均等償却しております。</p>	<p>8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左</p>	<p>8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左</p>	<p>8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左</p>	<p>8. 消費税および地方消費税の会計処理 同左</p>
<p><b>III. 誤謬の訂正に関する注記</b> 当会の過年度における雑収入および雑支出の計上に誤りがあつたことが判明したため誤謬の訂正を行いました。 この結果、当事業年度の期首における純資産額が49,623千円増加しております。また、これにより、当事業年度の未処分剰余金が49,623千円増加しております。</p>	<p><b>III. 誤謬の訂正に関する注記</b> 当会の過年度における法人税等の計上に誤りがあつたことが判明したため誤謬の訂正を行いました。 この結果、当事業年度の期首における繰越剰余金が17,728千円減少しております。また、これにより、当事業年度の未処分剰余金が17,728千円減少しております。</p>	<p><b>III. 誤謬の訂正に関する注記</b> 当会の過年度における法人税等の計上に誤りがあつたことが判明したため誤謬の訂正を行いました。 この結果、当事業年度の期首における繰越剰余金が1,949千円増加しております。また、これにより、当事業年度の未処分剰余金が1,949千円増加しております。</p>	<p><b>III. 誤謬の訂正に関する注記</b> 当会の過年度における事業経費等の計上に誤りがあつたことが判明したため誤謬の訂正を行いました。 この結果、当事業年度の期首における繰越剰余金が1,949千円増加しております。また、これにより、当事業年度の未処分剰余金が1,949千円増加しております。</p>	<p><b>III. 追加情報</b> 従来より、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を「役員退職給与引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度廃止に伴い、2014年6月25日開催の第81回通常総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。 この結果、前期の貸借対照表において「退職給付引当金等」に表示していた317,975千円については、「長期未払役員退職金」と組み替えをしております。</p>

IV. 貸借対照表等に関する注記	IV. 貸借対照表等に関する注記	IV. 貸借対照表等に関する注記	IV. 貸借対照表等に関する注記	IV. 貸借対照表等に関する注記	IV. 貸借対照表等に関する注記
<p>1. 担保資産及び担保付債務 当座借越契約（極度額17,000,000千円）のため、次の資産を担保として預け入れしております。なお、当事業年度末の当座借越の利用残高はございません。</p> <p>定期預金 16,354,800千円</p> <p>2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,412,541千円</p> <p>3. 子法人に対する金銭債権債務 短期金銭債権 64千円 短期金銭債務 118千円</p> <p>4. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 該当事項はありません。</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 当座借越契約（極度額16,000,000千円）のため、次の資産を担保として預け入れしております。なお、当事業年度末の当座借越の利用残高はございません。</p> <p>定期預金 15,354,800千円</p> <p>2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,523,427千円</p> <p>3. 子法人に対する金銭債権債務 同左 64千円</p> <p>4. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 同左</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 当座借越契約（極度額16,500,000千円）のため、次の資産を担保として預け入れしております。なお、当事業年度末の当座借越の利用残高はございません。</p> <p>定期預金 15,354,800千円</p> <p>2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,639,300千円</p> <p>3. 子法人に対する金銭債権債務 短期金銭債権 64千円</p> <p>4. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 同左</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 同左</p> <p>2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,493,587千円</p> <p>3. 子法人に対する金銭債権債務 同左</p> <p>4. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 同左</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 当座借越契約（極度額15,500,000千円）のため、次の資産を担保として預け入れしております。なお、当事業年度末の当座借越の利用残高はございません。</p> <p>定期預金 14,354,800千円</p> <p>2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,691,586千円</p> <p>3. 子法人に対する金銭債権債務 短期金銭債権 64千円 短期金銭債務 118千円</p> <p>4. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 同左</p>	<p>1. 担保資産及び担保付債務 同左</p> <p>2. 減価償却累計額 業務用固定資産から直接控除した減価償却累計額 2,691,586千円</p> <p>3. 子法人に対する金銭債権債務 短期金銭債権 64千円 短期金銭債務 118千円</p> <p>4. 共済契約を再共済又は再保険に付した部分に相当する額 同左</p>
<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子法人との取引高 事業外取引による取引高 2,040千円</p> <p>2. 法人税等 法人税等には、法人税、住民税、事業税が含まれております。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金204,000千円が含まれております。</p>	<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子法人との取引高 同左</p> <p>2. 法人税等 同左</p> <p>3. 教育事業等繰越金 「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金229,000千円が含まれております。</p>	<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子法人との取引高 同左</p> <p>2. 法人税等 同左</p> <p>3. 教育事業等繰越金 「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金251,000千円が含まれております。</p>	<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子法人との取引高 同左</p> <p>2. 法人税等 同左</p> <p>3. 教育事業等繰越金 「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金163,000千円が含まれております。</p>	<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子法人との取引高 同左</p> <p>2. 法人税等 同左</p> <p>3. 教育事業等繰越金 「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金261,000千円が含まれております。</p>	<p>V. 損益計算書に関する注記</p> <p>1. 子法人との取引高 同左</p> <p>2. 法人税等 同左</p> <p>3. 教育事業等繰越金 「当期首繰越剰余金」には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金261,000千円が含まれております。</p>
<p>VI. 剰余金処分案に関する注記</p> <p>1. 法定準備金 法定準備金は、消費生活協同組合法第51条の4第1項に規定する準備金です。</p> <p>2. 出資配当金 出資配当金は、1口当たり10円です。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 次期繰越剰余金には消費生活協同</p>	<p>VI. 剰余金処分案に関する注記</p> <p>1. 法定準備金 同左</p> <p>2. 出資配当金 出資配当金は、1口当たり9円です。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 次期繰越剰余金には消費生活協同</p>	<p>VI. 剰余金処分案に関する注記</p> <p>1. 法定準備金 同左</p> <p>2. 出資配当金 出資配当金は、1口当たり8円です。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 次期繰越剰余金には消費生活協同</p>	<p>VI. 剰余金処分案に関する注記</p> <p>1. 法定準備金 同左</p> <p>2. 出資配当金 出資配当金は、1口当たり7円です。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 次期繰越剰余金には消費生活協同</p>	<p>VI. 剰余金処分案に関する注記</p> <p>1. 法定準備金 同左</p> <p>2. 出資配当金 出資配当金は、1口当たり7円です。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 次期繰越剰余金には消費生活協同</p>	<p>VI. 剰余金処分案に関する注記</p> <p>1. 法定準備金 同左</p> <p>2. 出資配当金 出資配当金は、1口当たり7円です。</p> <p>3. 教育事業等繰越金 次期繰越剰余金には消費生活協同</p>



退職給付に係る負債 487,664千円  
退職給付引当金 522,380千円  
退職給付に係る資産 △127,431千円  
前払年金費用 522,380千円  
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 360,233千円

(3)退職給付費用  
簡便法で計算した退職給付費用 140,159千円  
3. 確定拠出制度 124,894千円  
当会の確定拠出制度への要拠出額は50,020千円であります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産・負債の主な原因別内訳

(1)短期繰延税金資産

科 目	金 額
繰延税金資産	951,483
支払備金	418,400
事業税	467,400
その他	65,683
繰延税金負債	36,883
有価証券	36,883
繰延税金資産純額	914,600

(2)長期繰延税金資産

科 目	金 額
繰延税金資産	38,618,300
異常危険準備金	38,423,000
その他	195,300
繰延税金負債	87,600
土地圧縮積立金	87,600
繰延税金資産純額	38,530,700

2. 当事業年度における法定実効税率は27.66%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、割戻

退職給付引当金 540,017千円  
前払年金費用 △119,577千円  
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 420,440千円

(3)退職給付費用  
簡便法で計算した退職給付費用 162,562千円  
3. 確定拠出制度 124,894千円  
当会の確定拠出制度への要拠出額は50,430千円であります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産・負債の主な原因別内訳

(1)短期繰延税金資産

科 目	金 額
繰延税金資産	996,720
支払備金	348,600
事業税	581,600
その他	66,520
繰延税金負債	51,320
有価証券	51,320
繰延税金資産純額	945,400

(2)長期繰延税金資産

科 目	金 額
繰延税金資産	45,950,500
異常危険準備金	45,729,200
その他	221,300
繰延税金負債	87,600
土地圧縮積立金	87,600
繰延税金資産純額	45,862,900

2. 当事業年度における法定実効税率は27.66%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、割戻

退職給付引当金 540,017千円  
前払年金費用 △119,577千円  
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 420,440千円

(3)退職給付費用  
簡便法で計算した退職給付費用 162,562千円  
3. 確定拠出制度 124,894千円  
当会の確定拠出制度への要拠出額は50,430千円であります。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産・負債の主な原因別内訳

(1)短期繰延税金資産

科 目	金 額
繰延税金資産	50,569,323
異常危険準備金	49,026,500
支払備金	814,200
事業税	440,500
その他	336,923
評価性引当額	△48,800
繰延税金負債	206,023
有価証券	118,423
土地圧縮積立金	87,600
繰延税金資産純額	50,363,300

(2)長期繰延税金資産

科 目	金 額
繰延税金資産	45,950,500
異常危険準備金	45,729,200
その他	221,300
繰延税金負債	87,600
土地圧縮積立金	87,600
繰延税金資産純額	45,862,900

2. 当事業年度における法定実効税率は27.66%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、割戻

<p>準備金繰入額△26.68%です。</p> <p>3. 決算日後の法人税等の税率の変更 「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第2号)が2015年3月31日に公布され、法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、2015年4月1日以降に開始する事業年度に係る解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が、27.61%から27.66%に変更されます。</p> <p>その結果、当事業年度末における繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1,100千円増加し、その他有価証券評価差額金は4千円減少し、法人税等調整額が1,104千円減少しております。</p>	<p>準備金繰入額△26.60%です。</p>	<p>準備金繰入額△26.99%です。</p>	<p>準備金繰入額△26.64%です。</p>	<p>準備金繰入額△25.77%です。</p>
<p><b>IX. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク 将来の共済金等の支払いに備えて、資産を安全かつ効率的に運用するため、当会が保有する金融資産は、主に預金であり、有価証券として、譲渡性預金、国債、地方債を保有しております。</p> <p>これらの資産に係るリスクとして、市場リスク(金利、価格等の変動するリスク)及び信用リスクがあります。</p>	<p><b>IX. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク 将来の共済金等の支払いに備えて、資産を安全かつ効率的に運用するため、当会が保有する金融資産は、主に預金であり、有価証券として、譲渡性預金、国債、地方債、社債を保有しております。</p> <p>これらの資産に係るリスクとして、市場リスク(金利、価格等の変動するリスク)及び信用リスクがあります。</p>	<p><b>IX. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク 将来の共済金等の支払いに備えて、資産を安全かつ効率的に運用するため、当会が保有する金融資産は、主に預金であり、有価証券として、譲渡性預金、国債、地方債、社債を保有しております。</p> <p>これらの資産に係るリスクとして、市場リスク(金利、価格等の変動するリスク)及び信用リスクがあります。</p>	<p><b>IX. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク 将来の共済金等の支払いに備えて、資産を安全かつ効率的に運用するため、当会が保有する金融資産は、主に預金であり、有価証券として、譲渡性預金、国債、地方債、社債を保有しております。</p> <p>これらの資産に係るリスクとして、市場リスク(金利、価格等の変動するリスク)及び信用リスクがあります。</p>	<p><b>VIII. 金融商品に関する注記</b></p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取り組み方針 同左</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>

<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>当会は、資金運用をおこなうに当たり、理事会等で決議された取引の適正な実行およびリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署が、関係する内規に従い、理事会等の決議または適正な決裁手続きを経て実行しております。また、リスク管理機関を設置し、リスク管理状況を定期的に理事会等に報告しております。</p> <p>当会の預金等の取引金融機関は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手先の債務不履行によるリスクはほとんど発生しないと認識しております。</p> <p>なお、当会は、デリバティブ取引はおこなっておりません。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づき時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>	<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>	<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>	<p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>同左</p>
<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2015年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2016年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)</p>

(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	610,643,604	610,643,604	—
(2) 有価証券	44,955,209	44,955,209	—
譲渡性預金	33,539,000	33,539,000	—
国債	11,416,209	11,416,209	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

これらの時価については、主に市場価格に基づいて算定しております。

(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	660,692,526	660,692,526	—
(2) 有価証券	44,857,504	44,857,504	—
譲渡性預金	34,252,000	34,252,000	—
国債	10,191,549	10,191,549	—
地方債	413,955	413,955	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

同左

(2) 有価証券

同左

(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	701,049,668	701,049,668	—
(2) 有価証券	53,143,140	53,143,140	—
譲渡性預金	37,257,000	37,257,000	—
国債	10,501,904	10,501,904	—
地方債	2,393,860	2,393,860	—
社債	2,990,375	2,990,375	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

同左

(2) 有価証券

同左

(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	733,675,824	733,675,824	—
(2) 有価証券	69,081,991	69,081,991	—
譲渡性預金	48,044,000	48,044,000	—
国債	8,817,275	8,817,275	—
地方債	6,414,209	6,414,209	—
社債	5,806,506	5,806,506	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

同左

(2) 有価証券

同左

(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	750,631,480	750,631,480	—
(2) 有価証券	75,052,781	75,052,781	—
譲渡性預金	49,066,000	49,066,000	—
国債	7,885,234	7,885,234	—
地方債	9,539,276	9,539,276	—
社債	8,562,270	8,562,270	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

同左

(2) 有価証券

これらの時価については、主に市場価格に基づいて算定しております。また、有価証券において、貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借 対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの			
国債	7,885,234	7,626,714	258,519
地方債	9,539,276	9,404,904	134,372
社債	5,659,093	5,616,490	42,602
小計	23,083,604	22,648,109	435,495
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの			
社債	2,903,176	2,910,533	△ 7,356
小計	2,903,176	2,910,533	△ 7,356
合計	25,986,781	25,558,643	428,138

(注2) 非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどが極めきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含まれておりません。

(注2) 非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどが極めきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含まれておりません。

(注2) 非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどが極めきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含まれておりません。

(注2) 非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどが極めきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含まれておりません。

(注2) 非上場株式および出資金（貸借対照表計上額206,397千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどが極めきず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2)有価証券」には含まれておりません。

(注3) 満期がある有価証券等の決算日

後の償還予定額

	(単位:千円)	
	1年以内	1年超 3年以内
現金及び預金	610,643,604	—
有価証券	40,642,644	2,304,066
譲渡性預金	33,539,000	—
その他の有価証券	7,103,644	2,304,066
合計	651,286,248	2,304,066

(注3) 満期がある有価証券等の決算日

後の償還予定額

	(単位:千円)	
	1年以内	1年超 3年以内
現金及び預金	660,692,526	—
有価証券	34,852,551	2,720,395
譲渡性預金	34,252,000	—
その他の有価証券	600,551	1,014,302
合計	695,545,077	2,720,395

(注3) 満期がある有価証券等の決算日

後の償還予定額

	(単位:千円)	
	1年以内	1年超 3年以内
現金及び預金	701,049,668	—
有価証券	38,961,513	2,016,234
譲渡性預金	37,257,000	—
その他の有価証券	1,704,513	2,016,234
合計	740,011,181	2,016,234

(注3) 満期がある有価証券等の決算日

後の償還予定額

	(単位:千円)	
	1年以内	1年超 3年以内
現金及び預金	733,675,824	—
有価証券	49,045,561	1,004,920
譲渡性預金	48,044,000	—
その他の有価証券	1,001,561	1,004,920
合計	782,721,385	1,004,920

(注3) 満期がある有価証券等の決算日

後の償還予定額

	(単位:千円)	
	1年以内	1年超 7年以内
現金及び預金	750,631,480	—
有価証券	50,067,744	6,441,168
譲渡性預金	49,066,000	—
その他の有価証券	1,001,744	6,441,168
合計	800,699,224	17,484,479

	(単位:千円)	
	5年超 7年以内	7年超 10年以内
現金及び預金	—	—
有価証券	—	6,270,256
譲渡性預金	—	—
その他の有価証券	—	6,270,256
合計	—	6,270,256

	(単位:千円)	
	7年超 10年以内	10年超 20年以内
現金及び預金	—	—
有価証券	11,168,910	996,486
譲渡性預金	—	—
その他の有価証券	11,168,910	996,486
合計	11,168,910	996,486

	(単位:千円)	
	7年超 10年以内	10年超 20年以内
現金及び預金	—	—
有価証券	18,007,386	1,024,124
譲渡性預金	—	—
その他の有価証券	18,007,386	1,024,124
合計	18,007,386	1,024,124

	(単位:千円)	
	1年以内	1年超 7年以内
現金及び預金	—	—
有価証券	1,059,390	—
譲渡性預金	—	—
その他の有価証券	—	1,059,390
合計	1,059,390	1,059,390

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務委託 事務所賃貸 役員の兼任

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務委託 事務所賃貸 役員の兼任

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務委託 事務所賃貸 役員の兼任

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務委託 事務所賃貸 役員の兼任

Ⅹ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子法人

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係
子法人	㈱FJCC 衣良品 サービス	所有 直接100%	業務委託 事務所賃貸 役員の兼任



## 5. 連結貸借対照表

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末	増減	
						増減	前年度比
〔資産の部〕							
1 現金及び預金	610,877	660,953	701,326	733,992	750,977	16,984	102.3
2 有価証券	44,961	44,863	53,149	69,088	75,059	5,970	108.6
3 貸付金	96	77	66	55	47	△ 8	84.9
4 再共済勘定	82	22	29	30	11	△ 19	37.5
5 業務委託勘定	2,643	2,627	3,398	3,458	3,441	△ 16	99.5
6 その他共済資産	573	198	177	180	491	311	272.0
7 その他事業資産	169	170	168	178	163	△ 15	91.4
8 前払費用	53	54	45	55	93	37	167.1
9 未収収益	139	145	90	108	110	2	101.9
10 その他資産	804	627	690	910	1,356	445	148.9
11 業務用固定資産	3,764	3,755	4,420	5,118	5,379	260	105.1
12 退職給付に係る資産	169	117	127	127	119	△ 7	94.1
13 繰延税金資産	30,363	33,166	39,447	46,810	50,367	3,556	107.6
14 貸倒引当金	△ 309	△ 307	△ 304	△ 353	△ 344	8	—
資産合計	694,390	746,472	802,833	859,762	887,273	27,510	103.2
〔負債の部〕							
1 共済契約準備金	446,288	473,883	503,866	535,359	542,033	6,673	101.2
2 再共済勘定	289	241	208	191	853	661	444.6
3 業務委託勘定	3,996	3,744	41	32	118	86	365.5
4 その他事業負債	35	37	29	34	26	△ 8	76.8
5 借入金	11	9	7	5	2	△ 2	51.8
6 未払費用	1,795	825	1,289	1,218	1,718	499	141.0
7 その他負債	517	5,222	7,935	10,248	7,866	△ 2,382	76.8
8 引当金	199	193	207	211	196	△ 15	92.8
9 退職給付に係る負債	472	468	487	522	546	23	104.0
10 価格変動準備金	30	35	43	55	69	14	126.2
負債合計	453,637	484,662	514,116	547,880	553,431	5,550	101.0
〔純資産の部〕							
1 会員資本	240,745	261,624	288,620	311,747	333,532	21,784	107.0
(1) 出資金	147,608	163,603	187,451	205,465	218,204	12,739	106.2
(2) 剰余金	93,136	98,021	101,169	106,282	115,327	9,045	108.5
① 利益剰余金	—	98,021	101,169	106,282	115,327	9,045	108.5
2 評価・換算差額等	6	184	96	134	309	175	230.8
(1) その他有価証券評価差額金	6	184	96	134	309	175	230.8
純資産合計	240,752	261,809	288,716	311,882	333,842	21,960	107.0
負債・純資産合計	694,390	746,472	802,833	859,762	887,273	27,510	103.2

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

※2017年度以前は、2018年度の様式に統一して表示しています。

## 6. 連結損益計算書

(金額：百万円，率：%)

科 目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度		
						増減	前年度比
I 経常収益	911,367	931,902	950,532	965,124	983,497	18,373	101.9
1 共済掛金等収入	589,956	603,295	613,179	621,038	634,577	13,538	102.2
2 共済契約準備金戻入額	320,137	327,313	336,157	342,819	347,692	4,873	101.4
3 その他事業収入	547	587	569	621	570	△ 51	91.8
4 資産運用収益	581	568	502	491	539	47	109.7
5 その他経常収益	145	138	123	152	117	△ 35	77.0
II 経常費用	733,928	749,388	764,853	768,845	797,494	28,648	103.7
1 共済金等支払額	492,262	500,284	507,380	509,254	538,959	29,705	105.8
2 共済契約準備金繰入額	171,143	179,406	185,004	185,320	181,088	△ 4,231	97.7
3 その他事業費用	446	482	462	497	461	△ 36	92.7
4 資産運用費用	221	227	216	204	201	△ 2	98.6
5 事業経費	69,693	68,850	71,655	73,411	76,633	3,222	104.4
6 その他経常費用	160	137	133	157	150	△ 7	95.5
III 経常剰余金	177,438	182,514	185,679	196,278	186,003	△ 10,275	94.8
IV 特別損失	6	5	9	18	14	△ 3	79.0
V 税金等調整前当期剰余金	177,432	182,509	185,670	196,260	185,988	△ 10,271	94.8
VI 法人税等	19	4,856	7,492	9,392	7,151	△ 2,241	76.1
VII 法人税等調整額	1,690	△ 2,871	△ 6,246	△ 7,377	△ 3,623	3,753	—
VIII 割戻準備金繰入額	171,114	175,501	181,136	188,992	173,277	△ 15,714	91.7
IX 当期剰余金	4,608	5,022	3,288	5,252	9,183	3,930	174.8

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

## 7. 連結純資産変動計算書

(金額：百万円)

	会員資本			評価・換算差額等	純資産合計	
	出資金	剰余金	会員資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2014年度末	当期首残高	132,224	88,669	220,893	△ 3	220,889
	当期変動額					
	会員出資金の増資	15,384		15,384		15,384
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 140	△ 140		△ 140
	当期剰余金		4,608	4,608		4,608
	土地圧縮積立金の取崩		△ 0	△ 0		△ 0
	会員資本以外の項目の 当期変動額				10	10
	当期変動額合計	15,384	4,467	19,852	10	19,862
	当期末残高	147,608	93,136	240,745	6	240,752
2015年度末	当期首残高	147,608	93,136	240,745	6	240,752
	当期変動額					
	会員出資金の増資	15,994		15,994		15,994
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 138	△ 138		△ 138
	当期剰余金		5,022	5,022		5,022
	会員資本以外の項目の 当期変動額				178	178
	当期変動額合計	15,994	4,884	20,878	178	21,057
当期末残高	163,603	98,021	261,624	184	261,809	
2016年度末	当期首残高	163,603	98,021	261,624	184	261,809
	当期変動額					
	会員出資金の増資	23,847		23,847		23,847
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 140	△ 140		△ 140
	当期剰余金		3,288	3,288		3,288
	会員資本以外の項目の 当期変動額				△ 88	△ 88
	当期変動額合計	23,847	3,147	26,995	△ 88	26,906
当期末残高	187,451	101,169	288,620	96	288,716	

(金額：百万円)

	会員資本			評価・換算差額等	純資産合計	
	出資金	剰余金	会員資本合計	その他有価証券 評価差額金		
2017 年度末	当期首残高	187,451	101,169	288,620	96	288,716
	当期変動額					
	会員出資金の増資	18,014		18,014		18,014
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 139	△ 139		△ 139
	当期剰余金		5,252	5,252		5,252
	会員資本以外の項目の 当期変動額				37	37
	当期変動額合計	18,014	5,113	23,127	37	23,165
	当期末残高	205,465	106,282	311,747	134	311,882
2018 年度末	当期首残高	205,465	106,282	311,747	134	311,882
	当期変動額					
	会員出資金の増資	12,739		12,739		12,739
	剰余金の配当					
	出資配当		△ 138	△ 138		△ 138
	当期剰余金		9,183	9,183		9,183
	会員資本以外の項目の 当期変動額				175	175
	当期変動額合計	12,739	9,045	21,784	175	21,960
	当期末残高	218,204	115,327	333,532	309	333,842

※2016年度について、遡及会計（誤謬の訂正）を適用しています。

## 8. 重要事象等について（子法人を含む）

当事業年度の末日において、経営に重要な影響を及ぼす事象など、該当する事項はありません。

## 9. 監査報告

### (1) 独立監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

全国生活協同組合連合会  
理事会 御中

有限責任監査法人 昂  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大野公久 ㊞

#### <決算関係書類等監査>

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に基づき、全国生活協同組合連合会の2018年4月1日から2019年3月31日までの剰余金処分案を除く決算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 決算関係書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算関係書類（剰余金処分案を除く。以下同じ。）及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算関係書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算関係書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に決算関係書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算関係書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による決算関係書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。決算関係書類等監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算関係書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算関係書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の決算関係書類及びその附属明細書が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算関係書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <剰余金処分案に対する意見>

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に基づき、全国生活協同組合連合会の2018年4月1日から2019年3月31日までの剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

#### 剰余金処分案に対する理事者の責任

理事者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

#### 剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

#### 利害関係

全国生活協同組合連合会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (2) 監査報告書

### 監 査 報 告 書

私たち監事は、2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度における理事の職務の執行に関して、監事会における協議の上、監事全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監事および監事会の監査の方法およびその内容

- (1) 各監事は、2018年6月26日に監事就任の後、監事会において、監査の方針、職務の分担等を定め、常勤監事からその活動状況、活動結果の報告を受け、監事間で意見交換を行うほか、代表理事、特定職務担当理事、会計監査人および共済計理人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監事は、監事監査規約および監事監査基準に基づき、理事、共済計理人、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 理事会、共済事業代表者会議、常勤理事会議その他重要な会議に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている理事の職務執行が法令および定款に適合することを確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、代表理事および職員からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、監視および検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（消費生活協同組合法施行規則第139条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書およびその附属明細書、決算関係書類（貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案）およびその附属明細書ならびに連結決算関係書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書）について検討いたしました。

- (3) なお、2018年6月26日に新たに就任した監事は、就任前の期間における監査事項について、前期監事会による監査証跡を閲覧するとともに、必要に応じ、常勤監事から説明を受けております。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書およびその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書およびその附属明細書は、法令および定款に従い、当会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容および理事の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。なお、当会の健全な運営と社会的信頼の確保等の観点から、今後とも、内部統制システムを含めた組織強化に係る継続的な取り組みが重要であると認識しており、リスク管理態勢、財務体力および災害発生時の対応力の強化に向けた取り組みを含め、引き続き監視・検証を行って参ります。

### (2) 決算関係書類およびその附属明細書の監査結果

- ① 会計監査人である有限責任監査法人昴の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- ② 剰余金処分案について、当会財産の状況その他の事情に照らし、特に指摘すべき事項は認められません。
- ③ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、特に指摘すべき事項は認められません。

### (3) 連結決算関係書類の監査結果

- ① 会計監査人である有限責任監査法人昴の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

- ① 重要な後発事象はありません。

2019年5月29日

全国生活協同組合連合会

常勤監事(員外).....清水 信広

監事.....渡辺 一孝

監事.....佐藤 恵三

監事.....斎藤 昌大

監事.....水野 裕久

## 10. リスク管理債権（貸付金）の状況

（金額：百万円，率：％）

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	増減	前年度比
破綻先債権	—	—	—	—	—	—	—
延滞債権	—	—	—	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権	273	269	266	313	298	△ 14	95.3
貸付条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—
合 計	273	269	266	313	298	△ 14	95.3

### ※破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

### ※延滞債権

未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金です。

### ※3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金です。

### ※貸付条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

### ※貸付金償却はありません。

※表中の金額は、貸付金から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除しています。

※子会社において、上記に該当する債権はありません。

## 11. 債務者区分による債権の状況

（金額：百万円，率：％）

区 分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	増減	前年度比
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—	—	—	—	—	—
危険債権	—	—	—	—	—	—	—
要管理債権	293	290	288	336	323	△ 12	96.2
正常債権	119	112	107	71	68	△ 3	95.8
合 計	412	403	396	408	392	△ 15	96.1

### ※破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

### ※危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

※要管理債権

3ヵ月以上延滞貸付金（元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」を除く。）をいう。）および条件緩和貸付金（債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金（「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」ならびに「3ヵ月以上延滞貸付金」を除く。）をいう。）です。

※正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権以外のものに区分される債権です。

※表中の対象債権は、貸付金、未収入金、未収利息です。

※表中の金額は、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除しています。

## 12. 運用資産の時価情報

(金額：百万円)

		貸借対照表 計上額(時価額)	時価評価損益	内、評価益	内、評価損	評価損益 計上前額(簿価)
2014 年度末	譲渡性預金	33,539	—	—	—	33,539
	国債	11,416	9	9	—	11,406
	その他	6	—	—	—	6
	合 計	44,961	9	9	—	44,952
2015 年度末	譲渡性預金	34,252	—	—	—	34,252
	国債	10,191	241	241	—	9,949
	地方債	413	13	13	—	400
	その他	6	—	—	—	6
	合 計	44,863	255	255	—	44,608
2016 年度末	譲渡性預金	37,257	—	—	—	37,257
	国債	10,501	164	164	—	10,337
	地方債	2,393	△ 6	—	△ 6	2,400
	社債	2,990	△ 24	—	△ 24	3,015
	その他	6	—	—	—	6
	合 計	53,149	133	164	△ 30	53,016
2017 年度末	譲渡性預金	48,044	—	—	—	48,044
	国債	8,817	185	185	—	8,631
	地方債	6,414	8	8	—	6,405
	社債	5,806	△ 8	—	△ 8	5,815
	その他	6	—	—	—	6
	合 計	69,088	185	194	△ 8	68,902
2018 年度末	譲渡性預金	49,066	—	—	—	49,066
	国債	7,885	258	258	—	7,626
	地方債	9,539	134	134	—	9,404
	社債	8,562	35	42	△ 7	8,527
	その他	6	—	—	—	6
	合 計	75,059	428	435	△ 7	74,631

## 会 員 生 協 一 覧

### 【共済（地域）生協】

会 員 名	理 事 長	郵便番号	所 在 地	電 話	共済代理店
北海道民共済生活協同組合	齋藤 洋一	064-0820	札幌市中央区大通西20丁目1-2	011-611-2456	○
青森県民共済生活協同組合	大瀬 良一	038-0003	青森市石江1丁目24番地	017-752-8880	○
岩手県民共済生活協同組合	加瀬谷勝彦	020-0025	盛岡市大沢川原2丁目6-26	019-625-1287	○
宮城県民共済生活協同組合	本田 陽二	981-3112	仙台市泉区八乙女2-3-1	022-374-4588	○
秋田県民共済生活協同組合	佐々木 信	010-0951	秋田市山王3-5-23	018-823-0131	○
山形県民共済生活協同組合	佐藤 淳	990-0043	山形市本町2-4-3 本町ビル	023-628-8301	○
福島県民共済生活協同組合	伊東 正晃	960-8031	福島市栄町6-6 NBFユニックスビル9F	024-522-3361	○
茨城県民共済生活協同組合	横塚 安吉	306-0013	古河市東本町1-5-8	0280-32-1911	○
栃木県民共済生活協同組合	田代 信二	321-0974	宇都宮市竹林町488-2	028-627-2030	○
群馬県民共済生活協同組合	宮川 清光	371-0846	前橋市元総社町76番1	027-251-6968	○
埼玉県民共済生活協同組合	利根 忠博	338-8601	さいたま市中央区上落合2-5-22	048-855-5221	○
千葉県民共済生活協同組合	市川 甫	273-8686	船橋市本町2-3-11	047-432-8500	○
東京都民共済生活協同組合	松本 庄一	170-6061	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・36階	03-3980-0271	○
全国共済神奈川県生活協同組合	上関 康樹	231-0014	横浜市中区常盤町5-60	045-222-3070	○
山梨県民共済生活協同組合	横森 良照	400-0031	甲府市丸の内3-20-7 甲府フロントビル8F	055-213-0050	○
新潟県民共済生活協同組合	西村 信二	950-0908	新潟市中央区幸西1-1-20	025-243-7730	○
富山県民共済生活協同組合	高橋 賢治	939-8084	富山市西中野町1-1-9	076-423-0200	○
石川県民共済生活協同組合	倉地 輝和	920-0901	金沢市彦三町2-1-10 真和ビル3F	076-263-5011	○
静岡県民共済生活協同組合	沖 努	420-0852	静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー20F	054-254-5581	○
県民共済愛知県生活協同組合	山口 昭則	460-0003	名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス4F	052-953-3211	○
岐阜県民共済生活協同組合	林 直美	500-8691	岐阜市茜町菱野2-82-1	058-276-0026	○
三重県民共済生活協同組合	米山 利夫	514-0009	津市羽所町388 津 三交ビルディング2F	059-221-3355	○
長野県民共済生活協同組合	多羅沢和雄	380-0824	長野市南石堂町1282-11	026-228-6289	○
滋賀県民共済生活協同組合	梅澤 直樹	524-0022	守山市守山3-24-11	077-583-0601	○
京都府民共済生活協同組合	采野 吉則	600-8103	京都市下京区五条通堺町東入る北側	075-361-0024	○
奈良県民共済生活協同組合	鎌倉 利光	630-8115	奈良市大宮町1-7-14	0742-30-0012	○
大阪府民共済生活協同組合	浦名榮次郎	550-0015	大阪市西区南堀江1-22-13	06-6533-5566	○
兵庫県民共済生活協同組合	鎌田 千代	651-2144	神戸市西区小山三丁目2番1号	078-925-9230	○
和歌山県民共済生活協同組合	田中 繁夫	640-8343	和歌山市吉田386 和歌山プラザビル101	073-427-8500	○
島根県民共済生活協同組合	永野 春樹	690-0003	松江市朝日町463-7	0852-27-3171	○
岡山県民共済生活協同組合	山崎 修	700-0815	岡山市北区野田屋町1-10-13	086-235-3420	○
広島県民共済生活協同組合	寺河内政之	732-0051	広島市東区光が丘14-10	082-263-6888	○
山口県民共済生活協同組合	三浦 靖彦	745-8691	周南市桜馬場通1-16	0834-21-8405	○
香川県民共済生活協同組合	増尾 茂之	760-0006	高松市亀岡町2番17号 村川亀岡ビル	087-862-3373	○
愛媛県民共済生活協同組合	鶴見 武道	790-0011	松山市千舟町4-5-2 平成ビル2F	089-903-8090	○
福岡県民共済生活協同組合	石丸 一宏	812-8680	福岡市博多区綱場町4-5	092-261-5551	○
佐賀県民共済生活協同組合	江打 正敏	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 日進佐賀ビル2F	0952-43-3131	○
長崎県民共済生活協同組合	濱本 一治	852-8114	長崎市橋口町17-19	095-842-8177	○
熊本県民共済生活協同組合	吉田 秀樹	860-0035	熊本市中央区呉服町2丁目7番地	096-211-2215	○
大分県民共済生活協同組合	直井 史生	870-0021	大分市府内町3-4-20 大分恒和ビル	097-537-3646	○
宮崎県民共済生活協同組合	竹田 稔	880-0877	宮崎市宮脇町127番地1	0985-27-8768	○
鹿児島県民共済生活協同組合	井之上 孝	890-0064	鹿児島市鴨池新町21-3	099-214-5666	○

### 【その他の地域生協】

会 員 名	理 事 長	郵便番号	所 在 地	電 話	共済代理店
埼玉勤労者生活協同組合	関根 正道	332-0012	川口市本町4-2-3	048-251-3089	—

### 【職域生協】

会 員 名	理 事 長	郵便番号	所 在 地	電 話	共済代理店
日本ピストンリング生活協同組合	伊藤 健治	338-8503	さいたま市中央区本町東5-12-10	048-857-5627	—
東電生活協同組合	新井 行夫	105-8550	港区浜松町1-21-2 礎会館3F	03-3459-8510	—
JAL生活協同組合	野村 直史	144-0041	大田区羽田空港3-6-8 日本航空第1テクニカルセンター8F	03-5756-3918	○

事業および組織の現状（2018年度）

---

2019年8月27日 発行 / 編集・発行 全国生活協同組合連合会

---

全国に広がる

# 都道府県民共済

神奈川県では  
県民共済 都民共済 府民共済 道民共済 全国共済



北海道民共済生活協同組合  
青森県民共済生活協同組合  
岩手県民共済生活協同組合  
宮城県民共済生活協同組合  
秋田県民共済生活協同組合  
山形県民共済生活協同組合  
福島県民共済生活協同組合  
茨城県民共済生活協同組合  
栃木県民共済生活協同組合  
群馬県民共済生活協同組合  
埼玉県民共済生活協同組合  
千葉県民共済生活協同組合  
東京都民共済生活協同組合  
全国共済神奈川県民共済生活協同組合

山梨県民共済生活協同組合  
新潟県民共済生活協同組合  
富山県民共済生活協同組合  
石川県民共済生活協同組合  
静岡県民共済生活協同組合  
県民共済愛知県民共済生活協同組合  
岐阜県民共済生活協同組合  
三重県民共済生活協同組合  
長野県民共済生活協同組合  
滋賀県民共済生活協同組合  
京都府民共済生活協同組合  
奈良県民共済生活協同組合  
大阪府民共済生活協同組合  
兵庫県民共済生活協同組合

和歌山県民共済生活協同組合  
島根県民共済生活協同組合  
岡山県民共済生活協同組合  
広島県民共済生活協同組合  
山口県民共済生活協同組合  
香川県民共済生活協同組合  
愛媛県民共済生活協同組合  
福岡県民共済生活協同組合  
佐賀県民共済生活協同組合  
長崎県民共済生活協同組合  
熊本県民共済生活協同組合  
大分県民共済生活協同組合  
宮崎県民共済生活協同組合  
鹿児島県民共済生活協同組合

